

禁制す、人拂は小人目付之を勤め、一番、二番、三番の三立にして各番の間半丁を隔てたり大成武鑑、目付部屋記録、徳川盛世録、御觸書留

大手内櫻田結梗大手とも稱す西丸大手、坂下門、矢來門外堀端に下馬所あり、又本丸二の門外番所の際及西丸大手橋際を下乗所と定む、下馬所には何れも下馬札を建てたり、其中大手は單に下馬と認め、其他は皆下馬と書す、行列登城の時乘輿以上にあらざるものは下馬所にて下馬下乗せしめらる、陪臣は縦令乘輿以上にても下馬所の下乗なり、諸家も是より内に召具する從者を制限す、是れ一に大城に對する身分格式の禮にあれど、又登城の混雜を防ぐ爲なり、大手下馬牌は慶長中既に之を存すれど、其他と俱に建設の歲月得て詳かなる能はず、下馬所より下乗までの從者の制限に就ては、萬治二年九月の制に侍四人乃至六人、輿夫四人、挾箱持二人、草履取一人、雨らば傘持一人とし、國持大名と雖、此制を越えて其數を多くすべからずとせしが、元祿十二年閏九月更に補足して四品及十萬石以上並に國持の嫡子は侍六人、草履取一人、挾箱持二人、輿夫四人、雨らば傘持一人とし、萬石以上は分に應じ、侍四五人、草履取

下乗下馬の制

一人、挾箱持一人、輿夫四人、雨らば傘持一人、諸番頭、物頭、布衣以上の諸有司並に中奥小性、三千石以上の寄合、布衣以下の諸有司は侍、草履取、挾箱持各一人、雨らば傘持一人、醫員は藥箱持一人、其他は上に同じと定めたり、下乗所より内への從者に就ては、萬治二年九月の制に、國持並に侍從以上侍三人、國持の長子並に萬石以上侍二人、何れも草履取、挾箱持各一人、雨らば傘持一人、但挾箱持二人たるを妨げず、番頭、物頭、使番並に三千石以上の寄合侍二人、草履取、挾箱持各一人、雨らば傘持一人、傅役、小性、小納戸亦同じ、中奥の輩、三千石以下の寄合、諸有司、諸番士侍、草履取、挾箱持各一人、雨らば傘持一人、輿醫、番醫侍二人、草履取、挾箱持、藥持各一人、雨らば傘持一人、其他の醫は侍一人、草履取以下上に同じ、家門の家司、侍、草履取、挾箱持一人づゝ、諸大名の家士は侍、草履取各一人たるべしとなり、寛延二年十二月の制令に因れば、四品、十萬石以上及國持の嫡子は侍三人、一萬石以上並に嫡子は侍二人、幼稚の輩は別に付添一人を伴ふとを得べし、草履取、挾箱持各一人、但挾箱は中の門に停め置くべし、雨らば傘持一人、諸番頭を初、布衣以上、中奥小性、三千石以上の寄合侍二人、草履

外下馬の制

取一人、挾箱持一人、雨らば傘持一人、三千石以下の寄合、布衣以上、中奥番士を初め、諸番の士迄は侍一人、草履取一人、挾箱持一人、雨日は傘持一人、醫員は侍一人、草履取、藥籠持、傘持各一人、總て城中に直慮なき輩は挾箱中の門外に停むべしとせり、西丸大手の下乗下馬に就ても亦屢、制令ありと雖、煩惱なるを以て省略す、諸大名、諸有司等總出仕にて西丸大手、内櫻田等の下馬所雜關の時は、特に和田倉門、馬場先、外櫻田の三門外を以て下馬所となす、所謂外下馬、是なり、元來外櫻田門は明暦三年正月大手と定め、和田倉と俱に下馬牌を建てしが、降りて延寶三年十二月馬場先を加へて三ヶ所に下馬牌を建て、爾來繼續以て幕末に至る、下乗下馬に關する制は此他に於て其數少なからずして登城の行列に對して種々制限を加へたるが、文久二年四月萬石以下、同閏八月萬石以上に對し、下乗下馬の差別なく總て乗越を許可せしかば、古來の制此に全く撤廢せられたり、俗に乗切登城、是なり、慶應二年十二月令達す、爾今老中と雖、馬上の時は供連二騎をもつて足ると、更に三年六月指令を下して老中以下の供連を布令す、老中平日登城の時は、駕籠の時鎗一本、徒五人、士

乗切登城

分六人、押三人、陸尺五人、草履取一人とし、その乗切には騎馬供三騎、馬丁四人、草履取一人、先供は士分二人、押兩人、兩掛と定め、若年寄駕籠の時は、鎗一本、徒三人、士分四人、兩掛とし、押兩人、陸尺四人、草履取一人之に從ふ、乗切登城に際しては、騎士二人、馬丁三人、草履取一人とし、先供は士分一人、押二人、兩掛にして、時宜に從ひ以上の定數を減少するを妨げずと令條記、徳川實記、徳川實記、徳川盛世錄、徳川十五代史、大成武藏、かくて供連の構成は、時に隨ひ年代を閱して、幾度か幾様の更改を加へられ、その末葉に迫りては、漸く緋禮を捨て、専ら簡率を尙ぶに至れり。

第八節 武家の稱呼

武家の制、次序に正しく身分を尙ぶ、稱呼從つて多様にして、嚴に格式に隨ふ、江戸時代は概ね鎌倉以來の舊慣を襲ふと雖、更に多少の新例を開けり。將軍家は公式に於て、公方と稱す、その統を襲ぐも未だ宣下なき間は上様と唱ふ、但對話に於ては三家、老中以下悉く上と呼ぶ、公方は原公家の方の略稱にして、禁中の稱なるも嘉長喜、隆筆鎌倉時代の末葉、稱呼漸く濫れ、北條氏之を以

公方の稱

御所の稱

て唱へらるゝとあり、下つて室町幕府義詮、義滿亦之を稱し、爾來將軍の敬稱となれり、世或は公方を以て光明帝の尊氏に給ふ勅許の號なりとし、或は義滿に起るとなすも公侯爵、公之れ并に謬れり、御所は元天皇、上皇、三后の宮闕を稱し、後親王以下大臣家以上之を用ひ室町時代に至りて武家も之を稱せり、江戸時代には轉じて將軍家其人に對するの稱呼となりたり、大樹の稱柳營、幕府と共に漢土の故事に出づ、又將軍の別稱たり禮典類纂、光台一覽、御書附留、貞丈雜記、徳川實記、兼山園深秘策、武家名目抄、將軍

大御所の稱

將軍退老して大御所を稱す、その大を附するは更に敬稱を兩ねるなり、世子は官名に附するに様或は殿を以てし、臣下の對話に於ては概ね西丸様と謂ふ、蓋し世子西城に居るを以てなり但幼少の時は若君様といふ、同胞の子女凡て何千代、何郎様或は某姫君様を以て稱し、三家、三卿に降嫁せし姫君は假令老齡に逮ぶも猶何姫君様と唱へ、諸大名老中以下御守殿を以て敬稱す、大名に降嫁のものは通常御住居様と云ふなり、將軍の正室は御臺所みでいどころと稱せり、世子夫人を御簾中と唱ふ又様を附す、御臺所は御臺盤所の略稱にして、王朝以來貴紳正妻の稱呼たり、武

御臺所と御簾中の稱

側室の稱呼

家時代將軍の室之を稱し、諸侯の正室亦之に倣ふ、江戸時代制禁して専ら將軍の正室に限れり、御簾中また貴人正妻の稱たり、今これを制して公家、將軍世子、三家、三卿并に其世子の夫人に用ゐしむ、御臺所退老して大御臺所を稱するは大御所の呼稱に倣ふなり、將軍家側室の稱呼は區々定まらず、五代將軍綱吉公の寵姫小谷氏おでんの方は五の丸殿と呼び清閑寺氏大典は北の丸殿、豊岡氏新典は御部屋と稱せり、六代將軍家宣公の側室太田氏お元公を擧げて一の御部屋と云ひ、園池氏おすめの方を二の御部屋、勝田氏おらんの方を三の御部屋と稱す、爾來御部屋の稱側室の義となれり、然るに八代將軍吉宗公の時竹本氏おこん従つて紀州より入り、之を御内證方と呼ぶに至つて、御部屋、御内證方の二稱并び行はる、概ね其初御部屋の方を稱し、後改めて御内證方となせるが如し、猶某の方、某女性及御腹様等の稱を用ふるあり、將軍薨去の後は落飾して院號を唱ふるなり、禮典類纂、以貴小傳、四季草、武藏、御書附留、御書付留、武家名目抄、貞丈雜記、徳川實記、

三家三卿並に夫人の稱

三家、三卿は御前おぜんと稱し、或は位階に様を附す、臣下の對話亦之に倣ふと雖、概ね官名或は居館の名を稱せり殿又は様を附す、三家は幕府の公文に於て居館の稱

に殿を添ふ水戸殿紀伊三卿は通常徳川氏を稱するも、官納言以上に至るものは三家に准ふ、夫人は俱に御簾中と云ひ、又奥、御殿様とも稱せり、配を失へば院號に様を添えて呼ぶ、世子は官位に様を附し、又若殿様と呼ぶも、臣下の對話にては往、居館の名を唱ふるなり、其室を若御簾中様と云ひ、或は新奥御殿様とも稱す、藩主退老すれば概ね官名に冠するに前の字を以てし、或は居館の名を稱せり、二三男の中官位あるは概ね之を唱へ、其なきは通常本名に様を附す例なれど、竝に居館の名を用ふるもあり、女子は一人の時御姫様、數人なれば何姫様と稱ふ武鑑、水戸家書類、尾州藩士服部氏、田安家近習番森勇之助談、目付牧野傳藏談、紀州家藩士伊田忠貞談

國持家、溜詰等は閥閥を以て藩主の稱呼、概ね三家、三卿に准ふと雖、家臣の對話に於ては官位の外、公若しくは君公普通の大名など稱せり、屋形號を許さるゝものは薩摩、仙臺、越前、出雲、細川、杉其他屋形様と唱へ、藩主、一門を呼ぶは官名、俗名に殿を附すなり、夫人を呼ぶに奥と云ひ、世子は官名、俗名を呼捨にす、臣下亦然り、世子の室は何子を以て呼び、臣下は藩主の夫人を御前様ゴゼンと唱ふ、柳間大名の中にも間、御前御前様の敬稱を用ひしものあり、長府藩の如き其一例なれど、普通は

諸大名の稱呼

旗本御家人の稱呼

藩主を殿様、夫人を奥様、或は奥方と唱ふ細山の阿部氏が四品に叙せらるゝ時特に領内に一般諸侯の世子は若殿様と唱へ、或は位階、居館等の名を稱したり、其夫人を若奥様と言ふ、但世子幼少なる時は若様と呼ぶを常とす、二三男は何殿、何様と稱し、女子は御姫様と云ひ、數人なれば男子と同じく本名を加へて呼べり、世子嗣立の後は、先代を大殿様、其夫人を大奥様と呼ぶと雖、其官名、位階、居館等の名を用ふるは、國持家以下同一なり、未亡人の院號を稱する點亦然り、但仙臺藩は世子を呼ぶに御曹司様の稱を以てしたりき、また藩主一門符效を以て各自の稱呼とするものあり、主として禾草に托す、曰く萩、曰く桃、曰く以下之に倣ふ、以て代名の人稱となすの外、身邊一切の調度、居室、居邸に通ず、蓋し臣下、上を呼ぶに固有の實名を避けて敬稱を寓するに起るか仙臺武鑑、仙臺藩士若崎十郎談、同佐和正談、高梁藩士長谷文談、福山藩士森彌三郎談、阿部家關書留、長州藩士井關美清談、丹南藩士高橋有方談

旗本に在りても、高家、交代寄合及諸大夫に叙せられし者、並に千石以上は大抵當主を御前様ゴゼン、夫人を奥様と呼び、以下は主人を殿様、夫人を奥様と云ふ、大殿様小殿の場合には普通通御隠居様と唱ふ大奥様及院號を以てする點、世子並に世子夫人の稱呼等

諸有司の稱呼

は何れも大名と異ならず、御前様を以て呼ばしむる家庭にても女子に對する時は、小祿の大名と共に、御姫様の稱を憚りて、おひい様と略稱せしむるもあり、降りて拜謁以下は、旦那様、御新造の稱を用ふるも、以上の職を拜すれば、殿様奥様を以て唱へしむ、嗣子は若旦那様又は何さん、幼年なれば坊さんなど唱へ、嗣子夫人を若御新造と云ふ、但女子は本名におを冠して呼ぶなり、陪臣は格式に於て差等あれば、一概に言ふべからざるも、概ね拜謁以下の稱呼と同じかりき、幕府有司の間には、大老は老中以下對話の時、特に御前様を以て呼ばしむるも、大老の諸僚に對するは、殆ど將軍家と同一にて、悉く官名守の字或は俗名の呼捨なり、老中、若年寄各同僚間に於ては、概ね官名守の字を除去し、殿を附して呼べど、管轄有司に對する時は、同じく官名俗名の呼捨とす、階級を同じうする萬石以上の懇親ある者、相互の間また然り、之に反し、其身老、若の管轄なるも、直接配下を有するものは、配下の身分格式に由りて自ら稱呼を異にし、配下拜謁以上なるは、俗名に殿を附し、以下なるは、呼捨とす、徒頭の配下の徒士に對するは、後者の例にして、小十人頭の小十人に對するは

公文書の敬稱

前者の例なり、配下の長官に對する敬稱は、官長の官職に依りて區々一樣ならざるも、奉行、目附等の老、若を呼ぶには、概ね官名に殿を附し、番方の番頭、組頭に對するは、悉くお頭と呼ぶなり、又同僚は官名若しくは俗名に殿を附して呼ぶを通例とす。大奥秘記、丹南藩主高木肥前守正善談、目付牧野傳、藏談、書院番組頭高木孫右衛門談、大番玉出忠七談

對話に於ける敬稱は、略、上述の如くなるが、公務に關する文書に用ふる様及殿の敬語も、複雑煩瑣なる規格ありて、凡て之に準據し、尊卑輕重を區別せり、即ち様の字は將軍家並に御台所を指す場合に限り、正楷にして、將軍家の近親に關するもの、及部下より頭支配へ進達する普通の公文書の宛名には、竝に一種草體の様の字を用ひ、階級を同じうする有司の間に於て、互に授受する照會、通牒の宛名は、更に一層草略せらる、殿の字は三家、三卿及顯官老中の如きの名を指定せる公文書、或は部下より官長に提出する正式文書の名宛には、殆ど楷書に近き書體一様なを用ひ、階級を同じうする有司間に於ける正式の文書には、草書なり、長官の配下に對する指令の如きは、部下の身分、格式に依り、其草體一樣ならず、將軍家の璽書また然りとす、其他、方衆、中の如き複數を

示す文字、例せば御三家方、御三卿方、御老中方、若年寄衆、御目付衆、御奉行衆等の如く、直ちに其人を指示せざる泛稱に係るは、普通の用法たれど、官長より部下に令し、若しくは上級の下級に對するは、必ず何役中と書し、階級同一なれば、何役衆中と認むるの例外あり、此他姓の首字のみを書し、他を缺ぐ片苗字と稱する書式あり、室町以來の慣行王朝時代にも漢文流行の餘、氏稱を略して藤原公任を藤公任、大江匡房を江匡房と書し、又名を香讀する等の風私に行れしが蓋し片苗字の淵源ならんかにして、江戸幕府も盛に之を使用せり、例せば公文に於て第三者に對し、老中を指稱するに、板倉周防守を板周防守云々と書し、また官長の配下に令する時、小栗上野介を小上野介と署するが如し、此片苗字に對して、普通の書式を諸苗字と云ふ、猶三奉行、勘定吟味役、郡代等より町村に對する布令、裁許狀等に於ては、岡本近江守を岡近江、福田八郎右衛門を福八郎右と書するが如く、姓名の一字若しくは數字を缺ぐ實例多し徳川縣治要略、御右筆部屋控書、古文書、

第三章 典禮に關する職制

第一節 高家

高家は徳川幕府掌典の職名なり、鎌倉時代以降已に此文字あり源平盛衰記、太平記、相州兵亂記、奥羽永慶軍記等、想ふに名門の義なるべし、東照公閔閱の裔を尙び援いて之を職に補す、稱して高家と謂ふ、蓋し字公家に紛れざらしむるなり幕末高家大澤基輔氏演說筆記、通説は慶長十三年十二月始めて之を置くと史微、史微別錄、類例考要集、東照公關白藤原康通と議して持明院の流大澤兵部大輔基宿を高家に擧げたるは、慶長八年二月間外の任宣下の時に創まる諸役代々記には天正十六年四月とあり又謬る、爾來基宿職として公武往來典儀の事に興り、下つて寛永十四年九月足利氏の庶流吉良上野介義彌簡ばれて又此職に従ふ、即ち二家之を世職とし漸を趁うて其數を増せり、延寶年中高家六人、表高家十人あり、寛政の頃高家十五人、表高家十六人を計ふ、安政五年中高家に列するもの、日野若狹守資敬千五百三十三石、前田上總介長徳千四百百石、宮原攝津守義

高家の職務

直千石^{四百} 武田左京大夫信之^{五百} 横瀬美濃守貞固^千 宮原内藏頭義以^千 土岐出羽守頼永^{七百} 六角越前守廣恭^{二千} 京極丹波守高福^{千五百} 有馬兵部大輔廣衆^{五百} 今川駿河守範叙^千 戸田日向守氏範^{二千} 品川式部大輔氏恒^{三百} 由良信濃守貞時^千 大澤右京大夫基暢^{二千五百} 武田安藝守崇信^千 畠山民部大輔基德^{五千} の十七人、みなその定むる所に従つて幕府の儀式典禮に與る、その奏者番と異るは、奏者番は武家に關する典儀を以て主となすも、高家は勅使院使の接待、禁裡代參等の如き、禁裡公家に對する儀式に與る、其他年頭賜杯の時三家、國持家以下四品以上大名の給仕、伊勢大廟及日光廟代參等種々の典儀を掌れども、勅使院使の接待、年頭賜杯の給仕は、高家管掌の職に於て最も緊要なるものなり、寛政重修諸家譜、將軍徳川徳興録、正徳延寶鏡、奏者番記録、安政武鏡

高家長高家の區別

高家には單に高家と呼ぶものと、表高家と稱するものとの別あり、官位を有するもの之を高家と云ひ、然らざるものを表高家と稱す、高家を別に奥高家と稱するは、たゞ表高家の名義に對するなり、表高家は表の典儀に關與することあれども、之れ其本來の任務に非ずして一に高家の候補に任ずるも

表高家の數

の官位を有せざれども、叙爵の士に准じ、白無垢を着し、特に乘輿を允さる、柳間に列し、老中の管轄なり、安政五年表高家は太友式部源義敬^千 織田豐滿^千 丸平信真^千 織田人太郎平信任^千 上杉惠丸^千 藤原義禮^{千四百九} 吉良源六郎源義方^{千四百二十五} 長澤内記^千 藤原資寧^千 奥高家基濃^千 前田靱負^千 菅原長猷^千 畠山庸藏^千 源義勇^千 大澤兵庫助^千 藤原基恭^{六百} 中條兵庫^千 藤原信汎^千 前田愿十郎^千 藤原長禮^千 高家上總の十二人あり

吉良其他の略譜

吉良家は清和源氏に出で、足利の庶流たり、始め長氏、滿氏、三河吉良庄にあり、四世貞義定めて之を姓と爲す、十九世義彌始めて秀忠公に謁す、時に慶長二年なり、本領吉良の庄にありて、祿三千石を食む、寛永十四年高家に列し、子義多孫義央亦襲ふて仕を奉ず、義央の子義周亦繼義士の事變に坐して家祿を沒し、其家絶ゆ、義冬の子義叔出で、別に東條を稱す、寛文年中召されて家綱公に仕へ、武藏に采地五百石を賜ふ、其孫義孚、宗家義周の斷絶を興して東條を更め再び吉良を稱す、累代即ち遺領を繼ぐ、先に長氏の弟義繼又吉良庄東條にあり、後渡唐し、歸朝世を逃れて陸奥に住す、其十四世頼久、天正十八年

東照公に謁し、十九年上總長柄郡に在り、采地千百二十石を賜ふ、采邑に在りて吉良を稱す、偶々あり、吉良を稱するは宗家に限るべしと、即ち蒔田を稱す、孫義成其子義俊并に仕へて表高家、高家に列す、寶永七年允されて吉良を唱ふ、大澤氏は藤原氏に出づ、持明院左中將基盛五代の孫基久其父祖代々丹波大澤の地を領するを以て始めて大澤を稱す、之より九代基胤今川氏眞に屬し堀江城を守る、その子基宿東照公に従ひて、轉戦功あり、慶長八年將軍宣下の時その典儀に與る、始めて高家に簡ばれ、官中將に至り、采地の朱印を賜ふ、代々仕へて高家に列す、尙親は基宿が孫なり、出で、別に大澤を稱す、子基明綱吉公に仕へ、元祿二年閏正月奥高家となる、尙親が弟基哲又分れて別に大澤を立つ、其子基躬綱吉公に仕へ、元祿五年一月始めて奥高家となる、凡て頼宗が流裔なり、其貫は持明院大納言基時が男、道長の流たり、元祿十二年召されて綱吉公に仕へ、寄合に列す、後高家となり、子孫皆大澤を稱す、織田氏は平氏に出づ、中將資盛が庶子親眞、一門流亡の間に生れて亦郷に下り、養はれて越前國織田社の神職を嗣ぐ、織田を姓とし、又津田を名乗る、轅軻を嘆じて世

を遁れ覺盛と云ふ、其九代の孫常昌容色あり、國主斯波左衛門督義重に召されて其臣となる、即ち織田を稱す、子常勝地を尾張に領し世、此に居る、信長はその九代の孫なり、信長本能寺の兇變に斃れ、子弟振はず、二男信雄其弟信高、信貞と并に徳川氏に仕へ、其裔永く徳川氏の臣僚に列る、累代高家に列するなり。

今川氏亦清和源氏の出、足利の庶流たり、四郎國氏、父上總介長氏が三河國幡豆郡吉良庄今川村隱栖の地を享くるによつて執つて姓となす、國氏十一世の孫義元、織田氏が攻略するところと成り陣に死す、子氏眞、北武田氏の攻伐に任えず、逃れて南北條氏に頼る、元龜元年濱松に詣る、東照公其流落を憐み、近江野洲郡の内五百石を賜へり、子直房秀忠公に仕へ、寛永十三年十二月奥高家となる、世之を以て幕府に仕ふ、品川氏は今川氏の支流なり、刑部大輔氏眞が二男高久に始まる、前田氏は押小路大納言公音が男玄長、綱吉公に召されて家を興し、前田氏を稱するに出づ、元祿十五年閏八月なり、寶永六年二月高家に列し、延享二年十一月少將に進む、累代高家に列す、宮原氏は足利左

兵衛督高基が嫡晴直に起る、大永五年管領の職に補せられ上杉を稱す、鎌倉山内に住めり、後職を免ぜられて古河に住み、又上總宮原に移る、孫義照東照公の上命によりて下野足利を領し、千百四十石を賜ふ、初めて宮原を稱す、其子義久無官の高家となり、子孫遺迹を襲ぐ、由良氏は新田氏に出づ、即ち源家の末流なり、新田藏人義兼より三代又太郎政義初めて由良を姓とす、政義より四代左中將義貞、義貞の男新六郎貞氏貞氏は新田武藏守義宗が長男故、其父義貞の子と稱すとも云ふ、嬰孺六歳其父を亡ふ、即ち逃れて相模藤澤の清淨光院に入り、その弟子と成る、後還俗して家臣横瀬近江守時勝が婿となり、其姓を襲ぐ、成繁に至り、義輝の命に従つて再び由良を稱せり横瀬は小野氏なりとも云ふ、貞氏より成繁に至るまで代々小野氏なりしが如し、其五世の孫貞房以降累代高家に列して仕を奉ず、横瀬氏は元新田氏の家臣たり、貞氏八世の孫成繁由良を稱するによつて其家絶ふ、即ち由良信濃守貞房の男貞顯再び興して横瀬を稱す、元祿二年閏正月表高家となり、同十二年十一月奥高家に列す、畠山氏は清和源氏にして足利の支流たり、其祖義能畠山重忠に嫁したる北條時政の女を妻とするを以て、重忠が舊領武藏國秩父郡を相續し、畠山を稱するに始

終る、源氏、宇多源氏にして佐々木の支流たり、其祖承久に溯る、土岐氏は頼光の末流、其始祖出羽守光信、濃國土岐郡に住し、土岐氏を以て稱す、又承久以前に淵源せり、六角氏は烏丸大納言光廣が男廣賢に出づ、始め桃園を稱し、便めて六角と謂ふ、正徳年中守證親王の轉となりて關東に下り、其子廣治延寶年中、小性組番士となる、元祿二年守證親王の雅親に由りて始めて高家となれり、蓋し破格の擢擢たり、日野氏は參議有國の男、日野三位資業に創まらば、資業後一條院の時續たり、その第二十世の裔資落飾して唯心院と稱し、暁涼卿、陳照松、特世たり、十八年職府に下り、近江國蒲生郡の内探地千三十石餘を領し、子資業、光公の時表高家となり、天和三年二月、奥高家となる、藤原氏、眞腹が流たり、戸田氏は六條宰相有純の子、氏體に起る、氏體、美濃國大垣にあり、外家の職を冒して戸田を稱す、慶安二年十月始めて家光公に謁し、三年十二月、高家に列す、子氏興、孫氏尹、其子氏富、并に高家に補せられ、子孫その遺迹を襲ぐ、上杉氏は畠山民部少輔義春が裔、義春一たび謙信に養はれ、其姓を稱せしも、後舊姓に復するを以て、二男長員、別の上杉を興し、其子長貞、始め

て高家の職に就く慶安元年七月武田氏は信玄が男信親に起り、初海野を稱す、其孫信興元祿十四年九月表高家以後、傳統高家の家系たり、大友氏は所謂豊後大友の裔有、馬氏は具平親王廿九世の孫廣之に起り、長澤氏、中條氏は共に藤原氏の支流に出づ。

抑、高家の補任は其候補たる表高家よりするを普通とすれど、又寄合より直ちに補したるとあり、幕末今川刑部大輔範叙が若年寄を兼ね、織田宮内大輔信愛が海軍奉行並に轉じたるは、之れ一時の特例に過ぎず、凡て雁間詰老中の支配なり、役高千五百石、役料千俵部屋住五百俵、伊勢代參には暇金十枚、時服二、羽織、京都上使暇金十五枚、時服三、羽織、日光廟代參暇金五枚、時服二を賜ひ、特命を以て初任從五位下侍從となる。

天和三年三月、日野伊豫守資榮、大澤右京大夫基恒及畠山飛騨守義里の三人月番を以て事務を主宰す、即ち肝煎の濫觴たり、爾來肝煎は常に三人あり、俗に之を三高と言ふ、高家の職長として役高二千石たり原秩三千石以下の者は役料八百俵を受く、其官始め從四位下侍從以上に任ぜられ、正四位上少將に至る、將軍儀式に蒞み、又は靈廟參拜の時、その太刀及杵を捧持す、蓋し此任四品以上たるべき制なれば

なり、從つて肝煎の任命あれば、同時に太刀の役も拜命す、年頭代參の上使亦其任なり、高家は寛文已降一人交代にて營中に出仕し、奏者番と共に、老中の登城退出を迎送し、且文久二年閏八月奏者番廢止の時より、地下の披露並に下賜の事を擔當せしめらる慶應三年九月役高の制を廢せし時役金千五百兩とせられ三千石以上は半減切米二千俵以上は給せず千俵以上は半減とす但肝煎は別に金五百兩を受く、西丸亦高家を置くとあり、慶安三年九月品川内膳正高如、上杉宮内大輔長貴召され、之に仕ふ、然れども已後之に就て記するところなし徳川盛世録、舊幕府、昭徳院實記、正徳江戸鑑武鑑、萬天日記、有司勤仕録、宣明日記、有徳院實記、寛政重修諸家譜、職掌錄、高家系圖、吹塵錄、徳川禁令考

第二節 奏者番と進物番

幕府典禮の掌務に與るもの又奏者番あり、典儀の執行に當りて最も缺く可からざる要職と爲す、幕府殿中の儀式は頗る複雑煩瑣にして、その職掌も到底一言にして説明すること能はずと雖、其任務の職とするところは、歳首五節句、朔望、相續、叙任、參觀、就封等に方り、諸侯以下將軍家に謁する時、その姓名、献上の太刀等を披露し三家三卿國持家は老中披露し奏者番之を引いて納むるなり、營内に於て下賜品を傳達し、准

奏者番の職

國主、國持家の隠居等參觀就封の時上使を奉ず但三家國持は老中上使たり又對州及宇和島の
みは參觀の時老中上使就封の時奏者番なり
また三家在國の際使者の任に服することあり、將軍家通常の佛事、三家の法
會に代參し、在國在邑の大名が慶賀のため家臣を派して太刀目録を献じ、或
は世嗣拜賀を受くる場合に代りて其禮を受く、又殿上元服の榮を享くる者
に、御前に於ける禮法を指導するなり奏者番記録、將軍徳川家禮典、類
例略要集、御書秘鑑、有司勤仕録

奏者番には當番、助番、非番の制度あり、各交代して事務を執る、新たに奏者
番を命ぜらるゝ時は、當番たる迄見習するを以て、老中の退出まで當番と共
に残留す、諸席に於て下賜品ある時は、當番の背後に従うて之を見習ふのみ
ならず、凡そ一切の事務は師匠番に就いてその指揮を受く、營中に於ける典
禮、儀席の順序等は、都て先例、古格を守り、極めて煩瑣なるを以て、家臣の中よ
り留役を任命し、其調査記録に従はしむ、例へば大名叙任する場合には、奥右
筆組頭より豫め此旨を通告し來るを以て、留役は座席其他儀式に必要な
總ての事項を調査し、之を書面に認めて奏者番の參考に供するなり、この外
押合及祐筆數名を設く、押合の任は參觀、賜暇、御紋拜領其他の理由にて諸侯

の登城する時、之を他の奏者番に通知する如き事務を執る、概ね物頭階級の
者より補せり、祐筆は書記役に於て平士の文才あるものを選び、奏者番登
營する時は、押合、祐筆各一人隨從するを例とす奏者番留書、勤役録、職掌録、武鑑、有司勤
仕録、奏者番土屋采女正留役小知忠事談

諸侯拜謁の披露は通常苗字と稱號を唱ふるも、正徳以降漸次略唱の例起
り、例へば松平備前守は松平備前と稱し、大監物は監物、兵部、式部の少輔は少
の字のみにて輔を省略す、唯紀伊、攝津及陸奥等は必ず守の字を附し、省略
せざるの例たり、又獨禮の面々も一々苗字、稱號を唱ふ、町役人、用達の如きに
至りては、多數廊下に群居し、將軍家通行の時拜謁するものなれば、奏者番將
軍家の後に從ひ、中腰にて歩みつゝ、國名、職名等のみを披露す、例へば上京、下
京、大阪、堺、奈良、伏見、過書、銀座、五箇所割符の者、共、御年頭と唱へたり、御能の舉
行あれば奏者番、要脚、廣蓋のとを司る、即ち中入の時、奏者番先づ進みて舞臺
の直先に出づ、此時能役者は奏者番に對向して平伏す、進物番其時唐織の時
服を載せたる廣蓋を持出で、奏者番の側に置けば、奏者番其袴昔は裾を取
りたる由を採り、
左の膝を立て、能役者の肩に投ず、能役者手を添へて之を受け、己の肩に掛

奏者番の起源

け、終りて拜謝するを恒例とす、但要脚は進物番これを渡すなり、奏者番は斯の如く一に禮儀作法を以て君側に奉ずる任なれば、言語明晰資性伶俐のものにあらざれば、其任を盡し難きを以て、古來大目付、目付と共に三役と唱へ、一般に推尚せられたり、萬治元年以降、此中より人材を選ひて寺社奉行を兼攝せしむ、奏者番は本來城主の任なれども、才幹に因り一萬石を以て此任を拜せしもの尠からず、芙蓉間に班し、從五位下朝散大夫なれども、家格四品の者之に任ぜらるゝを妨げず、又外様を以て此職を拜せしものあり、寶曆三年七月毛利讃岐守政苗の如き其一例なり、奏者番記録、奏者番留書、舊經錄、明其帶、寛政重脩諸家譜、進物番久須美補利談

奏者番の稱は已に室町時代に之れあり、然れども申次衆の別稱にして正しき職名に非ざるが如し、武家名目抄、徳川氏には此職、夙く慶長の初葉にあり、萬世家日記、落穂集、寛政重脩諸家譜、山口忠家傳、秋山平左衛門伯正寛永譜、幕府としては同八年二月本郷美作守信富が、室町幕府に仕へ、典禮に精熟するを以て援いて之を擧用せしに初まる、別に寛永九年始めて之を置くと傳ふるものあれども、史徵、同別錄、官制沿革略史、按ずるに徳川十五代史及本郷家傳に信富を庄左衛門勝吉に作るは誤なり

皆太だ謬れり、以後代々の職員數を増して約そ二三十人に及びしが、文久二

年閏八月に至り、一旦之を廢し、其事務は詰衆、同並、寺社奉行、高家、進物番等に於て分擔することとなりしも、儀禮繁多なる爲め、翌三年十月再び之を置き、爾來十數人となれり、西丸奏者番は慶安三年家綱公西城に在りし時、井上河内守正利、水野備後守元綱の二人を擧げて之に補したるを以て、その權輿となすとの説、史徵別錄、官制沿革略史、あれども、已に是より先慶長中水野隼人正忠清、世子秀忠公に従ひ、書院番頭を以て之を兼たることあり、東照公退老して西城に在るや、元和九年酒井阿波守忠行又之に補せられ、老職の上班に列す、然れども此職前將軍、世子西城に移るの後、命ぜられて此に候する者なるが故に、置廢必ずしも常ならず、凡て奏者番は詰衆、詰衆並、大番頭、大阪城番等より補し、秩祿によりて京都所司代、大阪城代、若年寄等に補せらるゝなり、東職記開、續徳川實記、徳川禁令考、寛政重脩諸家譜、嘉永明治年間、武鑑

進物番は奏者番の指揮を受け、下賜物、献上品を儀席に配置出納する任にして兩番より出役す、慶長四年六月東照公大阪城西丸に在りし時、大番落合小平次道次を以て進物番と爲すの事實あれども、寛政重脩諸家譜、朝野舊聞稟稿、之れ臨時其職に

任ずるもの常置の始とすべからず思ふにその創置は寛永九年十一月小性
島田刑部少輔直次及花畑書院の番士三十人を選抜して進物番に補し其宿
直を免じ三番を以て營中に伺候せしめしに始まらん爾來兩番の中より兼
務し時に小性一人を添ふ泰平年表、武鑑、東職
記開、大猷院實記

鎌倉時代より進物奉行、贈物奉行の職あり進物奉行は禁裡、仙洞、宮家、大臣
家等に對する進献の事を掌り、贈物奉行は同等以下に對する贈遺を掌れり、
室町時代に至りては將軍家に對し諸侯より進献をなす場合、又は同等以上
に贈遺する場合に設くる職となり、共に臨時置く所に係り、幕府に於ては其
職なかりき武家名
目抄江戸幕府に於ける進物番は亦其意義を異にし、上に叙ぶる
如く營中に於ける下賜、献上品の事に當り、禁裡進献の如きは全く關する所
にあらず、専ら儀席に於ける幹旋の外能樂舉行の時大夫に纏頭すべき青袂
を舞臺文久二年閏八
月之を停むに運ぶを例とす、其日時刻到れば進物番は大紋長袴を着し、
兩手に之を携へて一回一
貫文宛舞臺の中央に進み、井桁様に順次之を積上ぐるなり、
其技極めて至難なれば、期日前十數日に涉り各自練習をなせしと言ふ、儀席

の周旋配置は主として當番目付の指揮を受け、且五月其他重き儀式の擧げ
らるゝ時も、諸大夫にあらざるもの猶大紋長袴を着用す、俗に之を假諸大夫
と言へり、武鑑に於て進物番に番號上の區別を爲せしものあり、例へば嘉永
三年の武鑑は之を一番より五番に分ち、文久三年には一番より八番に區別
せるが如し、這は進物番の區分にあらずして、所屬兩番の番號なり、其選抜は
按分ならずして、一組に二人或は三人の場合あり、全く其選に預からざる事
もありて、定員あるにあらず、公衆の面前に出入するものなるが故、其人選に
方り、特に容貌と態度に重きを置く、此職年末賞與として銀數枚を賜給せら
るゝに過ぎざれども、將來他に轉すべき階梯として之に補せらるるを欣びと
せり、多く徒頭、小十人頭、中奥小性等に補任す、慶應二年十二月此職廢せらる
るに及び、萬石以下に對する下賜品は納戸番之を持出で、受取方は各自より
直接納戸頭に交渉せしむることゝなれり明良帶錄、東職記開、補任錄、慶喜公實記、
嘉永明治年間錄、進物番久須美祐利談

第三節 中奥小性と中奥番

中奥小性の職掌

中、奥、小性は近習にあらず、常に殿中に伺直して主として典儀を掌る、元和元年十二月松平和泉守家乗の二子知乗中奥に候せしめらる、之を此職の濫觴と認むべきに似たり、寛永九年六月瀧川大學利貞以下六人之に補し、續いて七月又二人を補す、爾來次第に其員を増し、延寶二年には二十七人、幕末には四十有餘人の多きに達した（軍機記開、武藏、大猷院實記、正徳江戸鑑、御儀式御書付留、奏者番記録、將軍徳川家禮典録、寛政重訂諸家譜）

中奥小性は將軍家の啓行に供奉し、表に於ける儀席の簾を掲げ、灯を點じ或は遠國諸役人に給ふ所の御黒印並に物品を配置し、且年始其他の賜宴に方り、四品以下の給仕に服するにあり、此職は儀席に關する以外全く職責無きを以て、四世家綱公時代には三番を以て宿直せしめしも、後世概して六番を以て勤仕し、中の口の二階に在る詰所に直して老中、若年寄の登城、退散の時、出で、山吹間を番衛するに過ぎず、大典其他の時のみ總出仕た（徳川實記、奏者番記録、目付部屋記録、殿有院實記、中奥小性牧野傳談）

中奥小性は當初萬石以上の庶子、駿府城代、伏見奉行、大番頭、御側の如き大官の嫡子之を奉仕せしが、其後に於ても概ね中奥番、兩番の高祿なる輩、或は

中奥番の職掌

寄合より補せられ、小性、新番頭、小性組番頭、持頭等に移る、此職は知乗元和六年閏十二月内匠頭を拜せしより、概ね叙爵せられたり、山吹間に班し、若年寄の管轄、持高勤とし、部屋住より補する時は無足なり、慶應二年八月及十一月の二回に之を廢して勤仕並寄合に編入す（東職記開、明良帶録、寛政重訂諸家譜、川實記、續徳川實記、嘉永明治年間録）

中奥番は一種の番士なると同時に、儀席に關與するものなり、大猷院實記に寛永十六年四月十人を任命す、之れこの創置なるべしとあるも、是より先、十年十二月中奥番十人を置くところと雖、元和二年板橋與五右衛門政重の之に補せらるゝに見れば、竝に謬なり、此職中奥小性に隨ひて月並講演の儀席を斡旋し、下賜品、献上品の役送、或は給仕に服し、又中奥小性への傳達に任ず、大典の時は殿上の間に詰めて警衛に膺り、一朝干戈あらば、則ち中奥小性の背後に従つて出陣するなり、將軍家遠行に扈從することは、文久二年九月以後中奥小性と共に之を停めらる、人員に定數なく、時代によつて屢異れり、元祿正徳の間十一人を上らず、下つて享保十八年には僅かに八人に過ぎざりしも、幕末

には四十人あり、寛文十年七月三番の勤仕を命ぜられ、寶永六年四月以降二人宛山吹間に當直す、寛政十年十一月總數を五分し、其中より取締五人を命じ、高家、兩番頭、中奥、小性等に對し、儀席に關する交渉其他を擔任せしむ、年番の制ありて事務を主宰し、又寄合の規約あり、家祿二千石内外の家督又は嫡子にて、小性、中奥、小性等を志願し、其選に漏れたるもの概ね是に補せられ、小性、小納戸、使番、目付、徒頭、兩番組頭の諸職に轉ずるなり、中奥、小性と共に勤務閑散にして年少の士多きが故に、安政元年十二月より、俱に學問所に於て講學せしめらる、役高三百俵若年寄の管轄なり、慶應二年八月及十一月廢せられ、勤仕並小普請に編入せられたり

武藏、目付部屋大日記、萬世武鑑、徳川記録、明良帝錄、史微別錄、續徳川實記、中奥番勤方、嘉永明治年間録、補任録、寛政重修諸家譜、小性酒井備前守忠徳、中奥小性牧野傳藏談

第四章 將軍及其近侍

第一節 將軍家の朝夕

築地の松が枝は、千代の色を現はし、濠水碧を湛えて細波激澗たり、瑞雲鬢鬢、神韻漂渺たる所、千代田城屹として高く聳立す、是れ今日畏くも聖天子の宮殿、往年徳川氏の居城にして榮華の府たり、當時旌旗十萬、威儀三千、武揚り文壯んに、諸侯門に候しては昌徳を謳ひ、庶民城を廻つて泰平を慶ぶ、嗚呼又盛んなるかな、三十六門奥深きところ、將軍身邊の消息如何、姑らく枯淡の筆を捐て、將軍日夕の款話に娛まんとす、又若干の興なからんや。

抑も大城は本丸、西丸並に二の丸等に區劃せられ、本丸を以て將軍家の常居となす、西丸、二の丸は世子以下、御方々の居する所なり、世子新たに統を繼ぐ時、出で、本丸に移り、前將軍家代つて西丸に入る、而して本丸、西丸は其布置、構造殆ど同一にして、俱に表、奥及大奥の三部を劃す、以下主として本丸を

説くは、大同小異、他は自から類推に難からざるを以てなり。

本丸の東を割して表と稱す、御儀式の間たる大廣間上下二段にして下段二間なり、第一の太間なるを以て此とあり、黒木書院二、横張付、黒木書院に對して斯く言へ、白木書院黒木書院に對して極彩色なりを初め、老中、若年寄以下、表役人の詰所あり、中奥は表に接續して西に當り、將軍家平常の居間あり、其政務も亦此に於て總攬す、則ち御座の間二段御休息の間なり、御小座敷御休息の間の西、二段なり、楓間御小座敷の西、二段なり、等種々あり、大奥は御台所御小座敷の西、二段なりの居間を初め、御附女官等の詰所のある所にして、中奥の西に接すれども、別に一部を爲し、銅の塀を設けて嚴に境を區劃せり、有名なる春日局が、之より内男入るべからずと大書せしは、此塀の御鈴口鈴を掛け之を引きて中奥と大奥なりと云ふ御本丸、西丸、輪廻、江戸大、岡、牧野土佐守成、説、竹内屋見談

將軍家には毎朝六ッ時午前六時なりを以て起床の例規とせり、是よりさき、將軍家起床の時刻迫れば、宿直の小性もうを觸出すを以て、宿直の小納戸、御小座敷の上段に毛氈を敷き、其上に御嗽の道具一式を備ふ、この道具は不寝番の奥坊主、毎朝引板長さ四尺、厚さ一寸、余あり紐を附けたりに戴せて、小納戸の控室まで挽來るを例とす、茲にもうとは一の暗號にして、將軍家御目覺を初め、食事、御夜詰引等ハカマの場合は、必ず

御起房と暗號

もうの口達を以て觸出す、御嗽の器具、盥四圍約五尺、湯桶四圍一尺二三寸、一尺以上は悉く黒塗金の定紋付にして、齒磨粉は奥醫より奉り、鹽は赤穂の精撰とす、揚子は普通の房揚子にして、外に舌搔一本を添ふ、將軍家は御嗽、手水など済まば、紋服に更衣あり、袴着用にて大奥に入り、佛前の御拜あり、之を終りて復小座敷に出でさせられ、御月代、御髻を剃り、御髮結おしりの事あり、將軍家平素の御髮は大銀杏にて、根元は白元結にて拾二三回も巻き、御鬘は平鬘と唱へ、刷毛を薄く高く扱くなり、最も元結は年齢により、結び方に異ありと知るべし、この御髮の役を御髮番と云ふ、大抵五六人にして、小性、小納戸の堪能なる者、之に補せらる、御髮番御髮に掛るとき、小納戸の介添にて、奥醫拾人六人との説もあり御前に出で、二人宛交、御脈を拜診す、腹部は本道内科の御匙、或は前夜宿直の奥醫、袖口より手を延べて拜すと云ふ、將軍家不例の時は、擔任の奥醫のみ拜診の任に當り、其他は席に侍するを得ず、御長褥ながじしの時殊に然りとす、拜診の終るを待ちて、膳番の小納戸、御膳を備へ奉る、時間は大抵五ッ時午前八時なり、將軍家は御髮を結ばせながら朝餐を召さる、終つて御膳下りの通知を待ち、宿直の御側出で、御氣色を奉伺

す、老中、若年寄も又御側を経て奉伺する事あり、將軍家は再び大奥に入りて、神前の御拜あり、歴代定日の御拜には神佛俱に麻袴なれど、其他は紋付に袴なり、御拜を終り平素着に替させ、稍御寛となる、且毎月廿七日には、必ず東照公遺訓の拜聴あり、則ち將軍家は麻袴を召し、朝七時半頃午前五時御座の間に、出で、御上段少しく下段に近寄りに着座す、此場合は褥も刀掛もなく、刀は二三尺程離して下位に置く、御側、小性は下段二の間にひらき、何れも両手をつきて控ゆ、小性頭取一人、同じく麻袴にて、御坐の間の上段、將軍家の稍上位に座し、床の間に背にして之を読み、將軍家は稽首伏拜して聴聞す、畢れば重ねて御文の御拜あり、此時小性頭取遽かに下段に下り出で平伏す、月並御進講の時は、程なく經書の御前講あり、儒官林氏これを奉ず、此時將軍家は御袴着用にて、御座の間に御せらる、是れ林家が表役人たるが故なり、此外奥儒者二人ありて、各六齋の進講あり、奥儒者の時は、將軍家幾分御寛ぎの様にて、大抵御袴を除かせらる、進講の書は、經書の外記録物と唱へ、三河風土記などの史籍を探る、終りて劍道修練の際は、柳生但馬守世襲の任として之を奉ず、最も小性、小納戸其

遺訓拜聴

他の者、相手を拜する事もあり、此外武術の修練として、大的を射、槍を使はせらる、また吹上の馬場にて乗馬を試みらるゝこともあり。

御人拂

晝餐は九時正にして、大奥に於て召さるゝともあり、食後小納戸頭取を以て、御側用取次を召し、御休息の間の下段に於て大政を御覽はす、御側用取次執奏の政務は、未決のものに限ると以て、小性、小納戸は其時御前を退去するなり、之を御人拂と云ふ、將軍家若し書類に疑義ある時は直ちに下問あり、又伊勢阿波伊勢守に開け、周防板倉周防守に質せなど、御詔の下ることもあり、將軍家裁可のものは、御側用取次其書類に奉書の紙片十六に切れり何の通を挿みて、之を老中、若年寄に返附す、執奏の時間は政務の繁閑により、固より一定せざるも、通常二三時間以上を要し、長きは往、照燈時に及びたりと云ふ、大典の時は勿論吹上上覽吹上にて公事吟味を聞き、政は分職を見るが如き類、月並登城一定の期日に大抵以上登城するをいふなどにて、政務を攬る時間少き時は、特に緊急を要する事項のみ親裁あるを以て、翌日は比較的繁多に渡らせられたり、將軍家政務を終へ、偶、餘暇ありて、大奥に入らせらるゝとあり、此時老中、若年寄より、即下り即下りとて、緊急を要する書類、御側用取次に渡る時は、用

取次は小性頭取を以て、直ちに之を廣敷の有司に通じ、將軍家の出御を俟つて、裁可を仰ぎ奉るなり、然れども普通將軍家は、凡百の政務を親裁あらせられたる後、通常、楓の間に於て御寛となる、楓の間は將軍家時に人を避けて、御判物をなし、或は自筆にて禁裏へ上る御文など作らせ給ふ所にして、平常茲にて平御側御側なり御川取次な管掌の事務を聴問す、平御側管掌の政務は、既決の事務に限り、これを御覽物と稱し、小性頭取代つて執奏する事もありき、夕刻に入り、餘暇ある時は、謡曲を嗜み、或は乗馬など試みられたり、夏期は通常此時を以て浴を召させらる、將軍家浴を召させ給ふ時は、小性を隨へ湯殿に入る、湯殿内に御上り場と稱する一間あり、小性此にて將軍家の脇差を受け、之を御床の刀掛けに掛け、續いて召物帶等を御召臺に備ふるなり、湯殿係りの小納戸は奥の番豫め襦袢を掛け、袴の股立と採り、その上に白木綿の筒袖の上衣を纏ひ、糠袋を用意し、湯の加減を測り、また上り湯などを汲ひ、將軍家風呂を出でさせ給へば、湯殿係糠袋にて御體を洗ひ奉る、尤も糠袋は顔、手等一一これを取替ふるを例とす、浴終れば別に用意せる湯を丸柄杓にて背中に澆ぎ

御上り場に導き奉る、浴衣は白木綿にて、毎回十枚程も備へ置き、湯殿係これを採り、一枚掛けては去り、御肌の乾くまで之を取替へ、纏て七八枚も掛け、最早その必要なき時を俟つて、小性御召物を奉るなり、畢りて夕食を召さる、其時間は大抵六ツ時午後六時なりとす、食後重ねて平御側管掌の事務を聴問あらせらるゝこともあり、常番城内其他の宿直人等を記すの如きも、此時を以て台覽に供ふるを例とす。

將軍家の御夜詰引は五ツ半午後九時なりにして、毎夜五ツ半の時計を合圖に、小性御次の間詰の小納戸に對し、相圖のもろを口達するを以て、小納戸は配下の奥坊主に命じて、奥の部屋々々に觸れ歩かしむ、表は表坊主の任にして、御夜詰引のときのみ、之を觸るゝなり、御夜詰引の後は、小性の外、何人も龍の御杉戸内に入るを許されず、龍の御杉戸とは御次の間詰の小納戸の部屋より、更に一間表の方にある御杉戸龍の繪を畫ける杉戸なりなりと知るべし、秋より冬に亘り長夜の頃には、御夜詰引後種々なる慰ありて、將棋に興ぜられ圍碁を娛しませ、相手としては小性之を承りて左右に侍る、最も平時は四ツ時午後十時なりを以て御寢

御夜詰引

御側寝の小

の間に籠らせらる。將軍家御幼年の時は、老年の小性、小納戸各二三名、半夜交代にて御前寝すと云ふとあり、御前寝ずとは、小性は御寝の間、小納戸は其外の部屋にて宿直する事なり、將軍家御大人の時は、あゝと唱ふる小性二人、同じく不寝番を爲す、此、あは叙爵任官せるもの老功の者にて通常蒲團と搔卷のみを携へ、御寝の傍に假寝するなり、之を御側寝御側寝の小性と云ふ、制規として枕を携ふるを許さず、此外に、さ、及、を、と唱ふる小性各一人あり、俱に入側に寝ね、不時の警をなす、但、さは中間に寝ね、翌朝六ツ時前の觸出の任に服す、之を通常あ、順、さ、順、及、お、順と唱へて其區別をなせり、悉く交代制なりと知るべし、また御杉戸内に寝ね、夜間御錠口外との連絡を採る小性二人あり、之を、上、み、寝、の小性と稱す、御寝の間より御間までは其距離約十間もあるべし、將軍家上圓の折は、御側寝の小性の一人、御三ツ足と唱ふる雪洞附の觸臺に灯を點け、他の一人御脇差を採つて供奉す、小納戸も半夜交代にて、御錠口前の部屋に宿直す、夜間火災の報告は、此錠口外に常番せる小納戸を経て、御杉戸内の小性に傳へ、以て漸次に言上に及ぶなり、將軍家御寝の後失火あるも、大火に及ばざる

上へ寝の小性

ものは、御目覺を待つて上聽に達す。
將軍家中奥の寢所は、御休息の間の上段にて、御仕舞係と稱する小納戸之を掌る、則ち御夜詰引に近ければ、御仕舞係仕舞花の入りたる揚疊を持來り、其上に南を頭とし、蒲團一枚を敷き、搔卷を添ふ、大奥に入らせられし時も、寢具は整然整へ置くなり、其種類は寒暑により勿論差別あり、綿は眞綿にて搔卷には二百目、五百目乃至七百目など薄きもの多數あり、地質は無地或は花色縮緬にて、裏は御召茶或は鼠羽二重なり、蒲團の地質は多く縮緬にして、稀には水淺黄の羽二重もあり、寢衣は鼠色羽二重にて、緞子の附紐あり、白羽二重の襦袢を重ね、唯夏は單物、春秋は袷、冬は綿入と知る可し、また蚊帳は紗にして、大さ八九位大中なり、淺黄縮緬などの裾を附け、釣鍵にて上げ下げを爲せり、紐は絹の打紐にて紫なり、枕は通常の括り枕にて、地質は緞子なり、御寝に方り將軍家の脱衣は、御側寝の小性之を疊みて御召臺に載せ、寢具に沿ふて東の方に備ふ、御寝の間には火事の裝束を初め、召替の召衣、寢衣及枕通常五六個を備ふ、火事の裝束は黄羅紗にして、黒羅紗の幔重紋雲を附け、裏は錦を用ひ

御寝具

ものは、御目覺を待つて上聽に達す。
將軍家中奥の寢所は、御休息の間の上段にて、御仕舞係と稱する小納戸之を掌る、則ち御夜詰引に近ければ、御仕舞係仕舞花の入りたる揚疊を持來り、其上に南を頭とし、蒲團一枚を敷き、搔卷を添ふ、大奥に入らせられし時も、寢具は整然整へ置くなり、其種類は寒暑により勿論差別あり、綿は眞綿にて搔卷には二百目、五百目乃至七百目など薄きもの多數あり、地質は無地或は花色縮緬にて、裏は御召茶或は鼠羽二重なり、蒲團の地質は多く縮緬にして、稀には水淺黄の羽二重もあり、寢衣は鼠色羽二重にて、緞子の附紐あり、白羽二重の襦袢を重ね、唯夏は單物、春秋は袷、冬は綿入と知る可し、また蚊帳は紗にして、大さ八九位大中なり、淺黄縮緬などの裾を附け、釣鍵にて上げ下げを爲せり、紐は絹の打紐にて紫なり、枕は通常の括り枕にて、地質は緞子なり、御寝に方り將軍家の脱衣は、御側寝の小性之を疊みて御召臺に載せ、寢具に沿ふて東の方に備ふ、御寝の間には火事の裝束を初め、召替の召衣、寢衣及枕通常五六個を備ふ、火事の裝束は黄羅紗にして、黒羅紗の幔重紋雲を附け、裏は錦を用ひ

火事裝束

たり、胸掛も同様とす、袴は薄紫一葉葵の散らしにて、緩には銀筋入りたる立浪の縫を置けり、枕を多く備ふるは、夜間小用などにて起床あり、再び御寝の折、新なるものを召し給ふが故なり、冬期は御座敷の四隅及御廁何れも金網の張りたる書院方の火鉢を備ふ、この火鉢は金紋散にして銀の金具なり、御召臺は黒塗の定紋付にて、長さ四尺、幅二尺もあるべし、其上に紫緬縮の服紗を掛けたり、御頭の方には、真鍮製四ツ足の行燈に灯を掛け、その一方のみを開きて、之を障子の外に置けり、御床の傍には梨地金紋の刀掛ありて、差料を掛け、其傍には黒塗蒔繪の御鼻紙臺を備ふ、且御頭の方なる長押カサより、恒例として毎夜、猿の繪の幅を懸く、これ世俗に猿は夢を喰ふとの諺あるが故なるべし。

將軍家秋冬の召物は、大抵八丈の下着に、黒ずみたる縮緬の上着なり、嚴冬の頃は生綿入の半袖の胴着など召させ給ふこともありき、羽織は黒縮緬の紋付あれども、平素は之を用ひさせ給はず、唯大寒の場合、御寛の時など偶、御召あるのみ、召物は上着が紋付の時は、下着は白無垢なり、紋付の地質は羽

御召物

二重、綾、綸子の類、色は黒なり、裏は主として茶或は淺黄羽二重を用ふ、唯玄猪にかね、色、重陽に空、色の紋付を召させ給ひ、帯は博多織なれど、稀には琥珀などもあり、色は多く御納戸或は紺にして、萌黄のものもあり、結方は挾帯なり、夏物の色合は黄白の類多く、時として紺色のものもありき、地質は縮緬、八丈等にして、帷子は越後縮、もろ麻の類なり、褥の色は白或は御納戸にて、地質は大抵縮緬とす、但夏は帷子を召させ給ひ、褌絆は多く白麻なりき、又野装束の羽織帯に折裂羽織と云ふは黒木綿にして、裏は甲斐絹なり、將軍家召物の出納は、藏番と稱する小納戸これに任ず、また下帯は羽二重、御足袋はき、やら、こにして、日々新なるものを召させ給ふ掟なり。

將軍家日常の食事は、歴代俱に殊のほか粗饈にして、大典並に三日朝日十五日及二十八日の外は、大抵一汁二三菜に過ぎずと稱せらる、最も二の膳附のこともあり、食器もこれに準じ、椀内方は朱塗なりの如きは、全く坊間に鬻げるものに髣髴たりしとぞ、將軍家飯膳を召させ給ふには、膳番の小納戸一人、先づ御膳所に詰め、膳奉行の立合にて、一應調理品の毒味を爲し、それより御手長御手長と唱ふる小納戸、

御食事

御膳所と御献立の間御膳所屋と云ふ藥品は勿論將軍との間の役送に服し、膳番更に献立して、之を御前に供ふ、懸盤は平の小納戸役係なり、ものをその役送に當るなり、給仕は本來膳番の任なれども、小性代つて之に服することもありき、御飯は蒸飯なりとす、將軍家忌日の時は、婦人を退け、謡曲其他の遊藝を廢して精進あらせらる、その時間は一定せず、或は半日の事あり、終日の時あり、御臺所やぐらの多少の縁邊と雖、猶朝の間は精進なりき、紅葉山參詣の時などは、特に前夜より潔齋あらせ給ふ。

將軍家大典の服装は、緋の直垂にて御髪は冠下なり、結糸は紫とす、普通の儀式には長袴、麻袴なりき、將軍家大典の御召替は衣冠係の小性之を掌る、されば小性此任を拜する時は、高倉家の門下たる衣冠師を喚び、之に必要なる練習をなせりとぞ、また束帶、衣冠の時の杓は、四位以上のもの之に服する制規なれば、肝煎の高家必ず捧持することは高家の條に叙する所なり、將軍家出御の時は、小性は御帳臺に入り、小納戸は其外にて御座の間の番衛に任ずるなり、中奥の整理は小性、小納戸に各係あり、則ち奥の番の小納戸は御休息

大典の御服

の間、御小座敷等にて、小性は鷹の間、楓の間等の擔當なるが如し、また御床の懸物は、御休息の間に近き御多門内城門の二階にて部屋を爲せるものに備へあるもの、中より選備前守忠徳談び、小性、小納戸に於て交、拾日目に之を掛替ふる掟なりき舊幕府、舊事諸問、徳川將軍家御日常、小性、小納戸、土佐守成

第二節 御側及御側用人

御側は將軍近侍の臣なり、専ら殿中の庶務を處理す、單に執達、内使を奉行するものあり、啓翼輔導を兼ねるものあり、其職に従つて御側衆、御側用取次及御側用人を分つ、特に御側用人は常置の職に非ざるも、政務の樞機に參して、將軍輔翼の任に膺り、權勢時に復かに老中を凌ぐと云ふ武家職原抄、徳川實記、舊事諸問、録惟ふに徳川氏以前夙く傍衆、昵近衆の稱あり、之れ單に近侍の汎稱に過ぎざるが如し太閤記參取、武家名目抄寛永九年十二月、太田采女正資宗、阿部山城守重次共に昵近を命ぜられ、小性組番頭を兼ね、其職已に御側として見るべきもの、後中根平十郎正盛補せられて御側十一年正月以後此職に補し同十五年一月に至り壹岐守に叙せらるとなり、十七年六月、久世大

和守廣之又之に補せらる、下つて承應二年九月廣之此時小性組番頭を兼ね御側牧野佐渡守親成兼職同上内藤出雲守忠清清成は由に作小性組番頭及土屋但馬守數直同上の番頭を免じて、將軍の日夕侍座に任じ、交代つて夜を衛らしむ、此に至つて乃ち職を兼ねて御側衆たることを罷め専職となせり殿有院實記、正慶承明記、寛政重脩諸家譜、史後、大猷院實記、異代武鑑

御側衆は將軍家の次室を直曹とし、本番、加番の制度あり、三番三日目を以て宿直す、宿直の者は晝過登城し、翌日次直の者出仕するを俟ち、四ツ時午前退出し、其日休息す、御側啓達の任務は既決の事件に限ると雖、老中退出後は番直の衆代りて諸官の申請を決裁す、老中より政務に關し夜間不時の上申あれば、宿直の者を経て上聞に達す、御側衆は小性、小納戸の黜陟より奥向經費の點檢、奥の番元締小納戸頭取管掌する處の事務を掌り、將軍家啓行の時兩人駕籠に附して扈從するを例とし、又内使を奉行す、文久二年閏八月奏者番廢止の後又其分掌たりし最樹院一橋治清及清楊院甲府宰相綱重代參の事を擔當せり有司勳任録、明良善錄、義事諸問錄、徳川實記、昭徳院實記、柳書勳役録此職後世旗本の極官となりしが、天和、元祿の頃は猶大名、旗本交補任ぜられしを以て、元祿十二年七月萬石以上の者之に補せらる、時は、上席に

御側衆の事

班せしめ、他は任命の順序に従ふとせり、萬石以上の者其嗣子は從五位下に拜せられ、家祿二千石に満たざる者は陞せて二千石と爲し、勤続十年によりて順次二千石を加増するの内規たり、普通五人乃至七人を定員とするも、特に五代綱吉公の時、前後二十餘人を簡ふるは、侍臣寵を以て進む異例なり、その多くは小性頭取、小納戸頭取、留守居等より簡拔するも、表にて諸役を歴仕せる者之に任ずることあり、凡そ小性、小納戸の職、君側に侍し樞機に觸るゝの故を以て、親戚と雖往來濫りなる能はず、御側衆亦同一の抑制に服すべきが如きも、其職權甚だ高きが故に、各自の恪謹に任せて特に拘束することなし、萬石未満の職となるも萬石以上城主の格を以て待遇し、特に下屋敷を下賜せられたり、役高五千石慶應三年の改定役金二千五百兩高五千石切米千五百石以上は中減切米三千石以上の者は給せず芙蓉間に班し、老中の管轄なり有司勳任録、東鑑記聞、史後、同明錄、武鑑、機務要、義事諸問錄、徳川實記、續徳川實記

御側用取次は御側衆より特に親任せらる、吉宗公紀州より入りて將軍八世の統を繼ぐに當り、享保元年五月扈從の藩士有馬四郎右衛門氏倫後叙爵して兵部頭を稱加納角兵衛久通後叙爵して江守を稱すを御側衆として特に啓達を掌らしめ、先代呢近

御側取次の濫觴

の輩例に因りて多く職を免ぜらる、蓋し御用取次の濫觴たり、其之に補するや、材幹を抜き寵幸を簡ぶ、則ち待遇極めて渥く、權勢從つて強し、特に若年寄に進み、大名に列するものあり。元禄中米倉村後守川井加増して少老補せられ大名に列し、寶曆中大山田雲守忠光少老に進み田沼意次加増萬石に列す。將軍家一代に一人を陞せて諸侯とするの慣行は、享保以降幕末に迄ぶ、御用取次は登城前對客の日を定め、大名旗本を引見して人材を鑑識し、以て詮考の顧問に應ず、此職宿直なく日勤なり、専ら御座所と用部屋との間に在りて啓達に従ふ、蓋し取次の名ある所以なり、其上啓するところ未決の重要事務を主とし、老中の文書も内覽の後進むるを例とし、又老中以下拜謁を取次ぐ、通常三人を定員とし、後多く見習より進み、安永寛政の頃情弊甚だしく、大奥の援引あるもの、或は嬖幸より見習を命ぜり、見習は先づ小性組番頭格、新番頭格となりて後に命ぜらるゝを例とす。有徳院、文恭院實中、徳川十五代史、寛政重脩諸將譜、明良帶録、甲子存記、職掌録、養老諸將、青杉紙、武鑑。

御用人は天和元年十二月御側衆牧野備後守成貞を補せしに始まる、五代將軍綱吉公猶館林に在りし時、成貞家老を以て公の信任を受く、公立つて統を繼ぐに及び、從つて左右に侍し、恩寵日に渥く、封を加へて諸侯に列し、抜

御側用人

近習出頭人

かれて御側用人に進み、從四位下に叙し、諸門の出入に警卒をして下座の禮を執らしむ、老中に准ずるなり、幕府の初世より近習出頭人の職あり、慶長中秋元但馬守泰朝、松平右衛門大夫正綱、板倉内膳正重昌、東照公の親臣を以て左右に昵近し、爾後歴世親臣の此稱を以て啓達に當り、献替に任ずるあり、是れ御側用人の起源なり。徳川實記、徳川十五代史、野史、武鑑、藩翰譜、寛政重脩諸將譜、武家職役。

御側用人は後世多くは一人を以て定員とし、時に之を缺ぐことあり、通例五六萬以上譜第大名の任にして、奏者番より補せらるゝことあり、概ね從四位下侍從に陞り、城内の下座、諸家の贈遺凡て老中に准ず、大抵極階なれども時に京都所司代、大阪城代等に轉ずるものもあり、其直曹は談示部屋と稱し、御側衆を指揮して啓達を督し、拾遺補闕の任に當り、老中若年寄の伺公を取次傳達す、又特命を以て評定所に列することあり、されば其權勢甚だ盛にして、時に上下を壅塞し、一たびその威觸を害せんか、偉材ある老中と雖抱負空しく施すべからず、元禄中柳澤保明後吉保美濃守以下微賤を擧用せしは、綱吉公堀田筑前守正俊が、閥閥權に驕るに懲りたるなり、吉保此職を稱せざるも申次に

與り、嬖寵を以て特に少將に墜り、大老格を以て中外の政事に容喙す、降りて明和の田沼意次、文化の水野忠成并に之に補せられ、皆威權を内外に張り、爲に大に政務を紊せり、御側用人は水野出羽守忠寛、文久二年五月職を免ぜらるゝによりて同時に廢せらる。後元治年中、諏訪因幡守忠誠考中格を以て奥掛を命ぜられしが、其職掌側用人に類し、談示部屋に執務せり、御側の職亦西丸にも設けられ、其資格待遇凡て本丸に倣ふ。天和二年三月堀田豊前守正休之に補せられ西丸に屬す、下つて寶永元年十二月戸田長門守忠利、小出土佐守有仍、井上遠江守正長を補して之に任ず、家重公未だ西丸にあるの時、石川近江守總茂を以て西丸御側用人に補し、從四位下に敘したることあり、後關職となれり。徳川實記、徳川十五代史、有司勤仕録、公武重職補任、諸役代々記、柳菴勤役録、東職記、明良帶録、常憲實記、舊事諸問錄、寛政重修諸家譜

第三節 小性

將軍家日夕侍從の臣に小性あり、小性組或は中奥小性に紛るゝを以て、奥小性、近習小性、或は側小性の名を以て之を呼ぶ、小性の名義扈從に出づと言

小性の勤仕

ふものあり、蓋し國音互に通ずるを以て之を借るなりと、又言ふ小性は兒童の稱呼なり、即ち侍童を意味すと、室町時代既に小性衆の稱ありて近臣の役名たり、されば徳川氏にありても夙く天文、弘治以來、其補任ありしこと諸書に散見せり。江城年録、土屋知貞私記、甘露齋、管中日記、倭調琴、武家職役、武家名目抄、朝野舊聞、哀稿、寛政重修諸家譜、寛永系譜、東照公、台徳院、大猷院實記、武家重寶記、駿府記

小性の勤仕は隔日にして御前の奉仕は一時今の二時間なり、勤侍の者午前九時を期し登城す、之を詰立つめたと云ふ、此間將軍身邊の處辨に仕じ、且樂胥に仕ふ、詰立は十時を以て番直の者と交代し、正午殘の者亦之に代る、即ち後詰ゴツメなり、御側寝、上寝の小性以外は、將軍家の御寝の間より稍、距りたる詰所に於て褥に就き、肩衣、刀其他の用品は奥坊主之を整理するなり、慶應元年九月十四代將軍家茂公大阪在城の時、其分掌に衣紋、馬術、御床番御掛御櫛、御櫛御掛御櫛、武術及砲術掛幕末等あり、其中衣冠、御床番、御櫛番等は之を將軍朝夕の章下に述べたり。御小性勤詰問錄、昭徳院實記、小性酒井備前守忠徳談、小性牧野土佐守成行談

小性は、中奥小性、小納戸より擢任せらるれども、兩番或は小性頭取、小納戸頭取等の嫡子より任ぜらるゝもあり、御側の嫡子は例として部屋住より直

に補任せらるゝなり突掛小性と云ふ開幕前後に於ては弱冠のもの多く之に補せらる、網吉公の時萬石以上を以て之に補せしもの多數あり、其中直ちに若年寄に進み、或は拜命の後秩祿を加えて萬石以上に陞せ、四品に敍せられ、奏者番に移りしもあり、之れ變幸事を用ふる一時の弊政なり、元祿二年八月小性並の職を創置し、萬石以上以下並に其子弟より十人を任命す、尋いで高家の家筋より之を補せしが、幾干もなくして廢せり、人員古來一定せず、家綱公の時總數十二人にして半數交互に番直せしが、享保十八年には二十一人となる、爾來漸く増加し、多くは二三十人より四十人に達せり、慶應二年十一月二十九人を罷め、殘存するもの僅かに八人となる、小性補任の初は布衣以下なりと雖、君側に昵近するの職なるを以て、大抵一二年にて諸大夫に叙せられ、或は半歳を出でずして叙爵するもあり、留守居番、小性頭取、百人組頭、徒頭、新番頭に轉じ、或は先手頭、小納戸頭取、目付等に移るなり、小性頭取は元和八年十二月小性田中主殿頭吉官小性頭に命ぜられしを起原とすべし、其人員一定せず、延享中三人あり、安永中六人に至る後世また概ね五六人なり、此職頭取を

小性頭取

西丸小性

稱するも、他の上長が配下の吏屬に於けるが如き威權を有せず、要するに小性の肝煎と認むべし、表の控なきが故に、勢望小納戸頭取に及ばず、祿高によりて兩番頭、小普請支配等に轉ずるなり萬世代、徳、舊本番頭録、寛文、昭憲、實記、常憲院實記、野史、延享武鑑、安永武鑑、文祿三年小幡正次召されて世子秀忠公の小性となる、西丸の修工その前に竣るを以て、即ち西丸小性の濫觴と見做すも妨げなかるべし、爾來西丸附小性の補任屢、之れあり、慶安の初、世子家繼公に近侍せるもの凡て三十七人に及ぶ、享保九年十二月二丸附小性中島備前守在友小性上首となる、此に二丸附と云ふも、實は世子家重公西丸事あるを以て公此に在らずの附屬たり、尋いで十四年三月班を進められ、新番頭格となる、是れ西丸小性頭取の濫觴と認むべし按ずるに十五、實記に於て在友が小納戸を以て新番頭格を拜せし、其記すは小納戸より小性上首に移りたる事實を誤解せるに由るものなり、蓋し西丸小性とは前將軍若しくは世子附小性の意にして、新番頭格は頭取にあらざれば之に叙するの例なければなり寛政重修諸家譜、史、大猷院、文恭院實記、武鑑、寛永系譜

御伽は將軍家竝に世子幼年の侍僮にして、専ら日夕座右の侍待に任ず、凡て童卯に限らる、慶長九年七月大河内長四郎後、不傳、豆守信綱竹千代君三世家光の幼名の侍兒とな

る、是れ後世の御伽なり、人員四五人を通例とし、皆前髪を存す、出仕の時振袖を着し、服装の費用を要すると多きを以て、十四代家茂公の時に於ては年々の手當金百五十兩を下らざるのみならず、臨時の下賜品亦多かりしと云ふ、元服は十七歳を普通とするも、御伽は十五歳にて加冠し、直に小性に補せられ、且叙爵することを得たり、之に補せらるゝは概ね二千石以上の名門及御側、小性等の嗣子にして、幼弱の故に當直なく、小性と共に座右に侍せり、小性は役高五百石にして家祿一千石以下の者は役料三百俵を支給す、部屋住の者は役高、役料俱に三百俵とす、秩祿役高を越ゆるため、役高を受けざるものは小納戸と等しく歳暮馬飼料として小判三十枚を賜はる、但大番頭以上の部屋住は五百俵高とし、役料なし、慶應二年十月四百俵に更む、役料亦なし、同三年九月の改定役金は六百兩なり、千二百石以上切米三百俵以上、牛減切米千俵以上は給せず、小性補任の後叙爵を受くるに當りては、家祿千石以下又は部屋住の者は、特に將軍家より金百兩の恩賜あり、小性頭取は役金百兩を給せらる、御伽の者若し十六歳以上にて尙之を勤むる時は、特に役料三百俵を支給せらるゝなり、此外別に談伴衆、

小性の役高及役料

奥詰あり、談伴衆は將軍の談話に侍するものにして、老功の臣、耆宿の徒擧げられて之に任ず、直日を定め、或は定めず、交番を以て御前に伺候す、治亂を説き、盛衰を語り、國民の休戚、政道の利害を論じて將軍知見の啓翼に力む、元和二年十二月創めて之を置く、世呼んで安西衆と稱するは、初め織豊兩氏の遺臣駿府に勤仕して府下安西に地を賜ひ、談伴の任に膺るが故なり、員缺ぐる時は加えてこれを補ふ、廢職の時日詳かならず、奥詰は講、第外様の諸侯を以て任じ、山水間に伺候す、召さるゝ時御前に出で、眷顧を蒙るなり、元祿二年三月初めて七名を置き、續いて四年五月又四人を加ふ、爾後任免ありしが、實永六年正月に至つて廢せり、神書、史微、憲教類典、徳川實記、慶喜公實記、明良帶録、明市嘉永年間録、徳川禁令考、青標、舊事諸問錄、武鑑、大概順、舊幕府、御伽酒井衛門八實、妹千勢子談、小性酒井備前守忠徳談

第四節 小納戸

小納戸の職事、小性に比して稍疎きも、亦君側の任にして將軍家の理髮食膳に奉仕し、其他主として御次の間以下の雜務に服す、その創置早く文祿元

年寛永にあり、小尾仁左衛門光重之に補せらる。後慶長十九年大阪冬の陣、牧又十郎、三宅藤五郎此職を以て將軍秀忠公實記、東武實錄、舊事書問錄に従ふ。

小納戸の職

小納戸に藏番、膳番、馬、鷹、小鳥、庭、大筒其他の分掌あり將軍家ノ鷹を特に据前と稱す、凡て奉仕は隔日にして、將軍家楓間に在る時は、老功の小納戸數人小座敷楓間の北にありに詰めて、小性の傳達を受け、小納戸の控室に至りて御用を通達す、蓋し楓間は制して小納戸の出入を許さず、されば小座敷詰の小納戸は後必ず小性に榮進するなり、將軍家苑内散策の時は、庭係の小納戸草履を捧げ、且入口に佇立して他の通行を制止す、膳番、藏番等の職掌に就いては、既に之を説けり、特に學藝に秀でたるものは營中に於て同僚の教授に當り、通例雜役を免ぜらる、補任は小性と俱に豫め若年寄及御側用取次に專任ありて、奥吟味と稱する考試を行ふ、候補は小普請、兩番、大番、新番、芙蓉間及中間詰諸有司の嫡子等にして、數次の引接を以て詮考簡拔し、且吹上に於て將軍家の透見引手を抜き四五間の距離より透見せらるのあるなり、多くは奥向推舉のもの其選に入り、拜命の後各自得藝を以て台覽明良帶錄、舊事書問錄、省中雜に供す。

奥吟味

小納戸頭取

小納戸の數は時代によりて異り一定せず、四代將軍家綱公の時、總數僅に二十人に過ぎざりしが、爾來漸く其數を加へ、慶應二年十月十四代家茂公薨去の時、百十六人の多數を算せしが、翌十一月此職を廢し、勤仕並寄合に編入せり、此職、元祿二年二月家祿千石以下の者は役料の支給三百俵、享保九年七月役高五百石たり、部屋住は役高三百俵の外更に役料三百俵、千石以上勤金三十兩とせり、但大番頭以上の嫡子は役高五百俵なり、小納戸任官すれば小性と俱に特に内帑金百兩を下賜せらる、若年寄の支配にして布衣に列するも、老功の者には叙爵の榮を賜ひ、其叙爵せざる者も御能の時許されて特に大紋を着すると又進物番に異ならず、多くは船手、先手頭、小性、中奥、小性、使番、目附、二丸留守居、小納戸頭取の諸職に轉ず紳書、明德院實記、史蹟、實教類典、明良帶錄、實政新修諸家譜

寛永十六年六月中奥番伊藤安兵衛正次を小納戸奉行に補し、尋いで二十年八月小納戸日下部作十郎正定、山本平九郎正直の二人小納戸頭を拜す、之れ小納戸頭取の濫觴たり、此職晉に小納戸を統督するのみならず、表役人の間に介在して、政務以外百般の事に與り、奥向の諸務に涉ること廣きを以て

権勢あり、其分掌に薬園、野馬、吹上、濱御殿の諸係以上を俗に奥向と云ふ及膳番元係あり、又奥の番元係、馬係此係は目付部屋を遣じて馬頭に馬の毛付の準備其他を指揮す御場係あり、御場係尤も勢力を有す、其他將軍の特命を三家三卿及旗下に傳へ、或は老中、若年寄、御側等の進献を披露す、員數二人乃至六人にして、時代により増減あり、役高千五百石頭取格別に役料千石高なし、從五位下諸大夫に叙し、若年寄の管轄に屬す、通例小性頭取、小性、小納戸等より拔擢せられ、下三奉行作事小普請、普請三奉行槍、旗奉行、御側、三殿家老、大目付等に進む、又先手頭、西丸留守居へ轉ずるもあり、小性頭取、小納戸頭取は其中より特に數名を選びて格を進め、小性組番頭格、新番頭格、奥勤となす、小性組番頭格は役高三千石にして新番頭格は二千石なり大猷院實記、明良帶錄、青標紙、寛政重修諸家譜、家譜、吏役、舊事諸問錄、小納戸牧野傳藏談

西丸亦小納戸の職を置く、慶安三年八月山岡十兵衛景次以下八人の小納戸世子家綱公に附屬す、吏役は之を以て西丸小納戸の創置となすと雖、是より先寛永四年日下部作十郎正定が西城小納戸となるの事實あり、想ふに慶長の頃已に此職を置かれしならん、西丸小納戸頭取の創置も亦詳かならざれども、享保十四年三月西城小納戸敷主計頭忠通が新番頭格に班せしこと、

西丸小納戸

悉らくは其起源と認むべきに非ざる歟、姑らく措いて他日の考證に俟つ寛政重修諸家譜、大猷院實記

第五章 萬石以上以下の制

所謂萬石以上とは大名の義にして、以下は旗本御家人を意味す、蓋し江戸時代の慣用に循ふなり、大名は封建制の依據にして、旗本は將軍旗營の直臣たり、之に就ては已に總叙の章下に概説して、其由來を説きたるが故に、茲にはその員數の概算を示し、大體の意義を考覈して、後章讀過の用意に備へんとす、其官位、班次待遇等の委曲に至つては、更に章を新たにして後に説くべし。

第一節 大名の意義

大名小名の稱、其起ること鎌倉時代の初葉にあり、舊來の定説に従へば、大小を分つは所有せる名田の多少に依る、名田とは私田の義なり、天平已降墾田頻りに行はれ、私田の賣買また盛んなり、之れに附するに所有者の名を以てし、爾來所有を更ゆるも依然其名を存せしむ、即ち名田の所由を成す、然る

大小名の意

に此事王朝の末鎌倉時代に亘りて文書に散見するより推せば、之れ莊園を占有する一手段として起れるもの、如く、他の莊園と異なるは地域の廣狹に過ぎず、特に當時大名を稱せらるる者、皆莊園を占有せる武族なれば、假令名田の所有に起因する命名とするも、早く領有統治の權を一方に掌握する武家の名稱たるや明かなり、王朝季世の莊園は國司統治の外に立ち、庄司、名主、其他の職を置きて支配し、特に武家大族の所領には、地主、百姓等其下に趨りて安全を計るものあれば、夙に領有統治の形式を備へ、單に大地主を以て見るべからざるものあり、鎌倉時代の大小名は、所謂源氏の家人たる之等武士の稱にして、守護地頭として全國に配置せられ、公領と錯綜對峙して、特種の封建制度を成せり、而して其季世より室町時代に亘りては、爭亂相繼ぎ、兼併呑噬其間に行なはれ、戰國時代に至りては、爭奪益、激烈にして、豪族、僧徒所在に割據し、武略に任せ、權威に驕る、之れ皆新興の諸侯にして、大名の内容著しく變遷し、莊園は廢滅し、名田又僅に其名を存するに過ぎず、以て近世封建の大勢を成せり、大名もと制度上の稱呼に非ず、されば領土従つて一定の標準

江戸時代の
大名

草高の制

あることなし、例へば賀越園争記には三千石或は八千石を以て之を稱するあり、朝日物語には知行七千石にして尙且大名を以て呼ぶ、大名の意義制度の上に明確となるは、實に江戸時代に入るの後なり。吾妻鏡、莊園考、田制篇、名田考、大日本租稅志、朝日物語、賀越園争記

徳川幕府に於て大名たるの資格は、第一秩祿一萬石以上たるの公認を經ざるべからず、されど必ずしも然らざるあり、下野の喜連川家は秩祿僅に五千石たるに過ぎず、而も尙足利氏の庶流として幕府の殊遇を受け、俗に無高と稱して大名に列せり、蝦夷の松前家又全島を管領し、其地積萬石以上なるも、土地荒蕪にして嘗て檢地を行はず、亦無高と稱へて大名に列せり、凡そ諸侯の家祿之を計るに表草高と實際の草高あり、表とは公認の義なり、草高とは收穫を得べき土地の總面積を石高に換へて呼ぶなり、隨つて表草高萬石以上とは、幕府其全領土を糧りて萬石以上の地積なりと認定せるものにして、實際の收穫に關係なし、されば萬石以上の公認あるもの、地味の確、其他の障碍を以て、平年の收穫公認の額に及ばざるも、大名たるの資格を妨げず、然るに一方羽州矢島の生駒家は、實際の草高一萬五千石、領主の收穫六千石

萬石以上の陪臣

を越ゆるも、幕府の公認なきの故に大名たること能はず、帝鑑間に班するも、交代寄合の列に座せり、第二將軍直屬の臣、隸たるべし、初、外様の諸侯は徳川氏と對立の地位にあり、東照公即ち權を以て諸侯朝宗の基を啓き、上下統屬の關係を確立す、此に至つて諸侯並に陪臣の規制初めて立つ、則ち家祿萬石以上に及ぶも、大名の臣下は藩屏の列に立つことなし、長州毛利家の老臣吉川監物周防岩國六萬石、越前松平家の重臣本多内藏助越中府中二萬五千石の如き皆之なり、幕府は是等の諸氏を萬石以上の陪臣と唱へ、その待遇を殊つ、従つて吉川、本多等が江戸に上り、老中の邸宅を廻勤一種の特權にして吉川本多稻田の三氏あるのみするや、老中その正門を開かず、蓋し正門を開くは大名、旗本に限ればなりされば家祿萬石以上たる體面を維持するため言を府内不出入したりと稱せらる、嚴正なる意義に於ては、三家も亦將軍家の臣下にして所謂藩屏の列なれども、其待遇自ら齊しからず、家臣と雖家老より大番頭格に至るまで拜謁以上の直隸と對しき待遇を與へたり、殊に紀州の安藤、水野、尾州の成瀬、竹腰及水戸の中山氏等は皆當初宗家より附屬せしめしものにて、之を五家と稱へ、其待遇大名に准じ、廻勤にも老中以下諸大名皆正門を開くを例とせり

家門連枝

三家三卿及越前家

華族銘鑑、武鑑、徳川世系、奏者番記、寛永譜、寛政重修諸家譜、竹内居易談

凡て大名を家門、譜第、外様に分つは、將軍家資縁の親疎に據る、家門は連枝及越前家の支流を稱し、連枝とは三家の庶流を言ふ、美濃高須の尾張に於ける、伊豫西條の紀伊に於けるが如し、將軍の一門たる、三家は東照公の庶子に起る、即ち其第九子義直出で、尾張六十一萬九千五百石を領し、十子頼宣立つて紀州五十五萬五千石を食み、十一男頼房二十八萬石を以て常州水戸に封ぜらるゝ者はなり、越前家は結城中納言秀康の末裔たり、秀康將軍秀忠公の庶兄を以て越前六十七萬石を領す、皆嫡裔永く遺跡を紹ぐ、三卿は將軍の家眷にして藩屏に列せず、従つて登城大手よりせず、平川口を以てす、吉宗公の三子宗武、四子宗尹并に樹つる所の田安、一橋兩家及家重公の二子重好が起すところの清水家併せて之を稱するなり、譜第とは概ね徳川氏祖宗傳統の臣僚にして諸侯に列するもの、安祥、岡崎、駿河及治世以後の譜第等に區別することを得れども、從來の區別は正確ならず其要なきを以て省略すべし、其中彦根城主井伊氏官祿尤も高くして、累世譜第の棟梁を成し、會津、讃岐と俱に歴代溜間に

譜第と外様

列り、將軍の顧問に備はる。又譜第に詰衆あり、三世家光公の時に起り、後世數十家、交之に補任せらる。概ね雁間大名にして禮日雁間に候し、平日數人交番登營して非常に備へ、將軍の廟參に供奉するなり、詰衆並亦禮日菊間縁類に候し、平日詰番せず、而して供奉に従ふ、員數十數人より時に多きは五十人に及ぶ、菊間及菊間縁類詰の補する所にして、並に選ばれて有司に移る、外様はこれを表大名と稱し、關原の役を前後にして、徳川氏に降る新附の諸侯たり、然れども外様にして自ら乞うて譜第に列するものあり、鈞命に基き譜第に班するあり、秋田、有馬並に相馬等の諸家は是なり、徳川實記、譜第、尾水實録、譜第、徳川盛世、徳川家秘録、武鑑、尾水實録、譜第

國主、准國主の稱はその家格に原く、室町時代已に國持衆、准國持の別あり、武家名目抄、番帳、書禮神珍寶今此稱を襲ふなり、元一國以上を全領するの謂なれども、時に一國をも領せざるあり、必ずしも領封大小の實に従はず、加賀の前田氏は加賀、能登、越中三箇國を領してその大守たり、島津氏は薩摩、大隅、毛利氏は周防、長門、池田氏四州鳥取は因幡、伯耆、蜂須賀氏は阿波、淡路等何れも二箇國を領有し、黒田氏は筑前、淺野氏は安藝、池田氏は備前、山内氏は土佐、宗氏は徳川盛世録は宗家を除外するも初叙の官位四品にして大廣

國主及准國主

城主領主

問詰なれば殘集柳營秘鑑に從つて國主に收む對馬等何れも之を領して並に國持に列す、伊達氏は陸奥、細川氏は肥後、鍋島氏は肥前、藤堂氏は伊勢、有馬氏は筑後、佐竹、上杉の兩氏は出羽、維新後羽前羽後福井の松平氏は越前、松江の松平氏は出雲等各數郡を領し、之に南部氏後世國持の待遇を受くを併せて國持二十家と稱す、殘集柳營秘鑑は南部氏を除き、郡山の柳澤氏を加ふれども郡山は後世國持の列に入らず作州津山の松平氏は越後二十五萬石を領せし頃、國持を稱へたるも、滅祿轉封の後、此稱謂あるとなし、伊豫、宇和島の伊達氏は累代國主に准じ、筑後、柳川の立花氏、陸奥二本松の丹羽氏並に四品に叙せらるゝの後、國主に准ず、平戸の松浦氏は壹岐一圓、若狹の酒井氏は若狹一圓、志摩の稻垣氏は志摩一圓並に之を有するも、共に皆准國主の列に立たず、又城郭を有するもの之を城主と云ひ、然らざるは無城或は領主と云ふ、幕末凡そ國持二十家、城主百二十八家、城主格十六家、無城都て百拾一家あり、此に城主格は格式城主に准ずるものにて、嫡子亦叙爵の恩典に浴す、以上の諸家に三家を併せ、大名の總數實に二百七十五なり、慶應武鑑、殘集柳營秘鑑、華族略譜、續徳川實記、華族銘鑑

因に、土地知行の變遷に就て其概要を述べ、土地の知行は土地支配の

義なり、支配は主として所有に原づく、而して我國に於ける土地所有の原因は、概ね各自の開墾に起れり、故に王朝、鎌倉時代に於て、土地の領主とは、土地の開墾者若しくは其権利承継人に外ならず、前者は之を開墾領主と云ひ、後者は開發領主の末流と云ふ、知行を殊つて兩様あり、一に下地の知行、二には所當の知行となす、下地の知行とは、土地そのもの、事實的支配にして、所當の知行とは、年貢公事の利益なり、百姓職、名主職、庄官職を行使する者は、下地の知行者にして、本家職を行使する者は、所當の知行者なり、下地と其下地に附帶せる所當を併せて知行する者は、或特定の下の地の全部を、己れ一人知行するものと共に、其土地の一圓知行者なり、故に領家、領主は尤も多くの場合、土地の一圓知行者となる、本家とは、領主が其所領を保全せんが爲にする、名義上の所有支配者にして、權門、勢家に寄託し、所當を寄進するなり、領主の下、家人、庄官あり、扶持的給田の恩給を受け、名主は名田の恩給を受く、然るに下地の知行即ち土地の事實的支配は、領主又は庄司之を握るが故に、茲に現實の勢威を張り、特に庄園の領主は、庄士の

所有者として庄士の私法的支配を行ふと共に、庄民の支配權者として公法上の支配權即ち進止の權を行使するに至り、命令を發し、裁判をなし、又刑罰を行へり、而してこの下地知行の權が、常に武士たる庄司の手に收めらるゝの一方、鎌倉時代の初葉、地頭を以て下地管領の要職となすに及び、茲に庄司の名を遺しつゝ、地頭其上に座て中樞の權柄を握るに至り、大に封建制の發達を促し、室町時代の中葉に逮びては、其機制完く備はるに至れり、徳川時代、下地知行の語尙元和の交迄使用せられしも、後稍、其意義を異々せるは既に述べたる所なり。

第二節 旗本御家人と其總數

旗本、之を旗下に作り、古くは又幕下と謂ふ、軍陣旗の下即ち旗營の義なるも、轉じて主將麾下の兵を稱し、再び轉じて廣く一般家臣の義と成る北五代記、甲陽軍鑑、同末書、奥羽永慶軍記、房總治亂記、見聞雜錄、安土日記、御家人の名義又數様に作る、家子、家臣、家僕、又家士と云ふ、名字已に吾妻鏡治承四年六月の條に現るゝも、その所由は蓋し遠く王朝の昔にあら

む、是頃藤氏權を恣にしてその一門を廷廟に列ね、相門の族に非ずんば志伸ばす能はず、乃ち遠く國郡に下つて士民の間に勢威を張る總叙の歸屬して家隸となるあり、分支して家子となるあり、傳襲久しきに亘りては此に主従の關係を申ね、遂に家人の名稱を以てこれ等一般の仕隸家臣を意味するに至りしなるべし、江戸時代に及びても旗本御家人並に譜第若しくは家臣を意味し、唯所領萬石以下の直臣として以上のものとこれを殊つ、旗本と御家人との區別に至つては、通例拜謁以上以下の格式を以て之を區分すれども、制度上の規律には非らず、されば幕府の法令、公文に於ても往御家人の語を以て旗本、御家人譜第大名を合むとありを意味することあり、徳川實記唯其區別の限界に關しては從來種々議論ありて定まらず、或は旗本は扈從人後世の小十人の組頭以上にして以下は縱令拜謁以上の家筋と雖、此班に列すること能はず、單に拜謁以上と言ふに止まると云ふあり、參考落或は拜謁以上の家格の者を總稱して旗本となすと云ふ姓名錄武鑑、然るに文化十四年八月幕府は阿部飛彈守正篤白川の質疑に答えて旗本は番方迄の家系に限るとなし、御家人には拜謁以上以下を合

むとせり徳川禁令考類例略要集番方には書院番、小性組、新番、大番及小十人の五階級あり、小十人尤も其下位に在るを以て、旗本の範圍は小十人以上の家格たるべく、小十人以下は假令拜謁以上なりとも、旗本に非ずして御家人なりと解せざるべからず、之を前説に較ぶれば其範圍稍廣く、且公文なるを以て嚴密なる意味に於て旗本の資格を論ぜんとせば、其標準を此に需めざるべからざるが如きも、由來旗本なる意義に就ては、前例の外に會て公文を以て説明せらるるとなきのみならず、此指令は白川侯の問合に對して幕府の回答する處なれば、當時に於ても尙且事實に於て其限界範圍の一般に明かならざりしを料察するに足るべし、されば此指令が如何なる根據の上に立つかは、實に一個の疑問なりと雖、封建社會の特色は門地系譜の優れるを尙びたるが此點に關し番方は概ね爾餘の輩に勝りたるに因れるならん歟、されど旗本の意義を斯の如く狹義に解釋する時は、往、他の公文或は事實と牴觸撞着するの懼あり、例へば鷹匠は享保三年十二月小十人に准ぜられたるを以て、通常此家筋の者を旗本と認めたるが、此指令によれば旗本格にして純然たる旗本

には非ず、寧ろ御家人の範圍に包含せしめざるべからざるに至る有徳院實記幕府は管内の待遇及司法上の特權等に就て按ずるも、番方以上と番方以下にして拜謁以上の家格あるものとの間には、秩祿の高下に因るものを除き、毫も區別の設あらず、例へば旗本に關する事案は民刑共に評定所にて審理せらる、之れ其特權にして以下は町奉行の管掌なるが、番方以下の事案も猶且評定所に於て糺彈判決せり、此事實より歸納すれば、旗本とは寧ろ其家祿萬石未滿にして、家格拜謁以上のものなりと解釋するを正當とすべし、されど假令一時拜謁以上の職を襲ふと雖、元來拜謁以下の出なれば未だ旗本たるべきにあらず、從つて其子は以下の職を襲ふ、其旗本たらん爲には、更に永く拜謁以上たるべき申渡あることを要件となす、然らば則ち此家格以外のものは悉く御家人の階級なりと謂はざるべからず御書付留、徳川盛世録、徳川實記、江別甚しき高低の差別あり、就中尤も高祿の者に九千五百石の横田氏あり、之に次ぐを本堂、生駒、板倉諸氏の八千石となす、以下三千石以上の者、幕末に於

て總數二百四十余家あり守合武鑑、旗本鑑、三千石未滿五百石以上の輩に至つては、文化年度に於て總數千三百七十餘家の多きに達したり五百石以上、旗本武鑑、以上高格の旗本は暫く之を除き、其尤も小祿の輩に内藤本郷丸山新町二、鹽谷牛込、子坂二十、石崎本郷、駒込、、後三人、平野牛込市谷長圓寺谷、稻守同、田原四谷西念寺町三、岩上青山百人町、橋本青山善光、富田青山、權田、等二十俵若しくは十人扶持のもの二十余人あり姓名録、武鑑、然るに鈴木氏四郎、兵衛は御家人を以てして給地二百四十石の多きに及び、又與力にも二百石取のもの尠からず、是に由つて之を觀れば、旗本と御家人二階級の種別は、秩祿の多寡、地方の有無に關せずして、一に其家格の拜謁以上以下に基く階級的區別なりと論斷せざるべからず、且最下級の御家人に至つては給金四兩一人扶持の者もあり諸役班列、徳川盛世録、徳川實記、坊主竹内居易談、其家格の拜謁以上を以てして何故に小祿此の如きものあるかは、甚だ怪訝に似たりと雖、其理由を覈ぬれば自ら釋然たるべき當然の理由あり、元來江戸幕府の制度に於て、萬石以上以下共に其家祿を父より子に傳ふるは、世襲讓與權ありて然るに非ず、幕府より父の願に因り其子に賜はる制度なれば、不慮の災難に遇うて頓死したるものは、其生前

に跡目相續家督相續を願出づる場合なきを以て、其家は斷絶となる。其幕府の法令を犯したるもの、或は其身の不所存若しくは不慮より一命を殞したるもの、特に然りとす幕末政治家、徳川實記、されば悪むべからざる罪狀を以て、其家斷絶となりたる後、本人若しくは子孫親族より歸參取立を願出づる時、或は幕府の恩恵に依つて其近親に沙汰あり、特に小祿を與へて旗本に列し置くこと間、これあり、又幕府初世より中葉以降に至るまで、拜謁以下のもの材幹を以て、一度拜謁以上特定の官職を襲ふ時は、當然拜謁以上の家格となる、此外廣敷に奉仕せしもの其位布衣に至らざる爲、家祿の加増なきも布衣は家祿百俵となる、奥向の推舉に因り、其子兩番に編入せられ爾來旗本たるものあり、並に小祿の旗本が存する所以なり青櫛紙、法令留書、惟ふに前記平野氏の如き其家祿の三十俵二人扶持にして、市谷長圓寺谷に住する點より見れば、恐らくは納戸同心の家系より出で、勤功を以て拜謁以上の家格となりし者なるべし納戸の肥事参看、なほ拜謁以下のもの、拜謁以上の家格となる爲には、既述の如く永世拜謁以上たるべき申渡を要件となし、通常拜謁以上の官職を三轉することを以て條件となすも、此内規創

定の時期詳かならず御番付留、徳川慶世録、江連眞三郎談

旗本を分つて高家、寄合及普通の旗本とす、或は高家は旗本に非ずとなすものあるも、元將軍の臣にして姑らく典儀の官に任ずるもの、秩祿又萬石に満たず、若し任を更えて典儀を罷むる時は、寄合の席に列するを以て見れば、高家又旗本なりと斷ずるの至當なるを悟るべし、寄合は交代寄合表禮衆、交代寄合及寄合に殊つ、御家人に一代抱あり、譜第あり、又二半場と稱するものあり、譜第之を席以上、席以下に分つ、その區別の詳細に至つては之を別章の下に説くべし舊幕府、徳川慶世録、後世將軍旗營の士臣を簡えて、旗本八萬騎と稱するも、之れ嚴密なる意義に於ける、旗本の員數にあらざる、蓋し東照公猶、參州に在るの時、麾下の臣及井伊、本多、酒井、榊原等譜第諸侯の家臣を併せて、隸屬の部下八萬に及ぶ、是を以て即ち此稱あり、世俗、麾下を旗本に認るなり吹塵録、參照、已に説きたるが如く幕府の士臣にして、家祿萬石に充たざるものに旗本と御家人の二階級あり、旗本即ち拜謁以上の家臣の總數は、文化十四年の記載に據れば、當時僅かに四千八百有余名にして、五千人に達せず姓名錄、武藏、天保の末年に及

旗本御家人の數

び五千一百人あり御家人降つて嘉永年中其數稍延びて五千二百八十余人を算するに至れり旗本然るに幕末弊政の釐革に伴ひ、人材を要するの情勢に迫りて、舊來の慣例と古格を打破し、材幹あるものを抜いて旗本の列に昇せたるため、其數實に百を以て増すに至れり、例へば平山圖書頭敬忠慶匠同心の家筋にて小普請組、大鳥圭介尼ヶ崎藩士、歩兵奉、及加藤弘藏出石藩士、目付、故福等の俊髦の如き、其例なり舊幕府、大加藤弘之自傳、昭徳院實記、平山家書類、慶喜公實記。

御家人は拜謁以下の諸士にして其階級種々あるが故に、員數甚だ詳かならずと雖、維新の際徳川氏の後見松平確堂津山藩主齊民の隱居名が徳川氏家臣の處置に關して、大總督府に提出せし文書に據れば、家祿萬石に満たざる家臣、家族及陪臣の總數大約四十萬云々とあり子爵山岡謙太郎控徳川家幕末秘記録。武家時代武士の家庭は、これ今日の民情に較べて、其構成比較的多數なるべき相當の理由あるを以て、今假りに各一家の人員を六人とすれば、戶數總て六萬六千有餘に及ぶ、この中より旗本を控除する時は、御家人の總數略六萬を出入すと見て、或は夫れ大過なからんか。

第六章 幕府の戒嚴組織

第一節 城門の衛戍

往古武藏の地、東は江海、西秩父に至り、北は河越、南向ヶ岡都築ヶ原に及ぶ、凡て十郡、海灣を擁し、岡陵に據り、江流洋々として海に入るところ、此に江戸あり、近く秩父の山崗を控え、遠く富嶽千秋の雪を望む、王朝以降江戸氏久しく此に據りて居城を構ふと言ふも、所傳詳かならず。

後、太田道灌持資、地を相して此に城く、後花園天皇康正二年初めて工を起し、長祿元年四月成る、即ち江戸城の創築たり、當時築城の事甚だ備らず、規模亦纔かに城主居館の態を成すのみ、城廓に子城、中城、外城あり、壘垣を繞らし、塹濠を鑿ち、城門を開き、橋梁を架し、石礎以て營に登る、城主の居館其中央に位し、閣を後にし、直舎を側にす、戌樓、保障、庫庾、厩廠の屬在り、又台榭在り、弓場あり、五六の井あり、本營に登臨すれば、八州廣瀾、海波萬頃、頗る景勝に富めり、

文明十八年七月太田氏滅び、上杉氏代る、次いで北條氏之を奪ふに及んで、大に城廓を築く、時に天正五年なり、十八年秀吉大舉して之を攻め、北條氏亡ぶ、東照公即ち太守となりて江戸城に入る續日本紀、三代格、倭名類聚鈔、江亭記、鎌倉大御紙、梅花無盡藏、永享記、史級舊記、望海梅論、新編武藏風土記稿

靈岩夜話、石川正系開見集、編年史料、太田家譜、上杉系圖、小田原記、府内備考、鎌倉管領九代後記

當時江戸城の結構素より幾んど後世の傳を存せず、城を分つこと本丸、三の丸、三の丸、其間空濠あり、後の百人番所門の邊に大手門あり、内櫻田、大手門の邊より三丸平門までの間に搔上土居の如き總構あり、土手には竹木茂り、海岸の出入四五の木戸門あり、就中、外櫻田門の處にあるを小田原門と呼び、郭内は城代居館の外、士邸、寺社存し、家屋は城代の居館も一の柿葺無く、日光粉、甲州粉を以てとり、葺にし、臺所は全く茅葺にして、籠城中泥土を以て屋を塗りたる爲、漏雨疊、敷物を朽腐せしめたる所あり、玄關には船板の幅廣きを二段に重ね、以て之を板敷に代へたり、而して後の西丸の地、此頃一の丘陵に過ぎず、田畑あり、花木あり、以て上下遊覽せりと云ふ、家忠日記、武總大成記、小田原日記、家忠日記増補追加、開見集、靈岩夜話、落穂集

話、参考落穂集

東照公即ち専ら城下の開拓に力め、寺院を外に移して外廓を擴弘し、空濠を埋む、文祿二年城西に一城を築く、以て隱栖に備ふるなり、後西城と云ひ、當時之を新城と稱す、三年秀忠公又營繕を加へんとするも、太閤伏見城課役の事あり、姑らく之を停む、慶長五年家康公大に關ヶ原に勝ち、威望天下に震ふ、降つて八年二月將軍職を拜し、府を開く、江戸は始めて大牙の地、四方幅濠の巷となれり、即ち諸侯に課して城下を開き、規模を擴め、次いで江戸城を増築す、十年秀忠公立つ、十一年三月大に工を起し、諸侯を役して城府の造修を行ふ、九月成る、城壁大に威容を得たり、十二年關東、奥羽、信越の諸侯に課して未了の工事を續く、十六年主として西丸を修築す、十九年又西國諸侯に賦課して石垣の營繕を行ひ、大阪の變起るに由つて工を罷め、封に歸つて備に就かしむ、元和六年その未成の工を續成す、又神田臺の城濠を疏鑿し、堤防を築く、八年主として本丸の殿閣及天守臺の石垣を改築す、十一月功成る、九年七月將軍職を世子家光公に讓る、家光公英明にして氣宇大なり、雄圖大に城門の壯大を計る、屢増築を行ひ、修營を加ふ、寛永十三年工を起して外郭を修む、工

茲が壯んなり、既にして成る、江戸城の規模是に至つて備はる、爾來祝融に災せらるゝこと前後五回、其都度諸侯に課して大に造營を行ひ、規模全く成る、城容巍然として八州の野に聳え、寔に邦國の威壓となれり。家忠日記、全道師、徳川實録、徳川實録、慶長夏陣

録案紙、同見開録

三十六門

江戸城には城内諸門を除く外、郭門凡て三十六あり、郭を分つと内外二、各十八門を計ふ、即ち外郭門は淺草門、筋違橋門、小石川門、牛込門、市ヶ谷門、四谷門、赤坂門、虎門、山下門、幸橋門、日比谷門、數寄屋橋門、鍛冶橋門、吳服橋門、常盤橋門、神田橋門、一橋門、雉子橋門等、是外新橋門あり、久しからずして廢せらる、内郭門は和田倉門、馬場先門、外櫻田門、田安門、半藏門、竹橋門、清水門、大手門、大手三門一名百人番所門と云ふ、内櫻田門、西丸大手門、平川梅林門、北桔梗門、寺澤門、蓮池門、下梅林門、上梅林門、阪下門是なり、是等の外郭内郭諸門の創建に就ては詳かならざれども、慶長江戸圖繪に依れば、大手門を御城入口門、内櫻田門を吉祥門、北桔梗橋を御代官門、和田倉門を藏の御門、外櫻田門を小田原口門と唱へ、又西丸は吹上門、西丸裏門、紅葉山下門に當る諸門を小切門と稱せるを見れば、是等の

諸門は既に此頃より存在せるを知るべし、寛永三年家光公の上洛するや、其不在中の守備を定めたる中に、梅林阪、桔梗橋門、平川口、大手口門、櫻田口、蓮池門、西丸の大手、櫻田口、麴町口、飯田町口、木地橋、清水門、竹橋、鍋島屋敷の前、鍛冶橋、紺屋橋、弓町橋、一ツ橋、神田橋、大橋、和田倉橋、吳服橋、樋物町橋、榎町橋等の名あるに由れば、是等諸門の當時存在せしを知るべし、後寛永十三年外郭を修築するに及び、西北赤坂、四谷、市ヶ谷、牛込濠の大開鑿を爲し、郭門を設け、東北神田川を城濠とし、小石川橋筋違橋、淺草橋諸門を開き、石垣を改築し、見附外形の制を完成し、茲に江戸城外郭の規模全く定まりたるに因れば、内郭諸門も既に當時完成せしを推するに足る。寛永日記、伊達治家日記、寛政重修諸家譜、紀年、大猷院實記、萬年記、江城年録、武江年表

外郭の各城門には番所を置き、衛士之に詰めて守備す、蓋し封建武裝制度の特色とす、城内諸門にも元より警備あれど、別に説述するを以て此處には唯郭門の番衛のみを説くべし、初、郭門の衛戍一定せず、内郭の外櫻田門、梅林門の如きも先手又は甲賀の士を以て守備に充て、又大手門は持筒組、先手又は大名にて守衛し、定まる所あらず、家光公上洛留守の諸門番衛に於て、大手

外郭門衛

並に内櫻田、櫻田口^{外櫻田}等は、何れも譜第大名、雉橋、清水口等は寄合を以て之に充つ、以て當時既に萬石以上以下城門守衛に輕重の制ありしを知るべし寛永。日記、甲賀者由緒書、江城年録、大猷院、台徳院實記、徳川十五代史、萬治元年二月平川門は持組三隊にて勤番せしが、同十一月管沼主水定實以下三人の寄合を以て此に當て、侍五人の内徒三人、弓三挺、鐵砲五挺、鎗十本と定む。二年八月新たに外郭諸門の門番を置く、虎の門、御成橋門、數寄屋橋門、筋違橋門は萬石以上各二人、淺草門、小石川門、牛込門、市ヶ谷門、赤坂土岐前門は寄合各二人、皆侍二人、足輕五人、仲間五人を屬す、番具を置くと亦制あり、三年十二月大手門は馬上九人、徒三人、弓十張、鐵砲二十挺、槍十本、挑燈三十、足輕三十人、仲間三十人、五節朝會は平日の一倍たるべし、仲間は常の如かるべし、内櫻田は馬上七人、徒二人、弓十張、鐵砲十五挺、槍十五本、挑燈二十五、足輕二十五人、仲間十五人、五節朝會の時上に同じ、仲間は平常の如し、外櫻田、和田倉は馬上三人、徒二人、弓五張、鐵砲十挺、長柄十本、大棒一本、さす股一本、戻り一本、挑燈八、鍛冶橋、吳服橋は徒二人、弓五張、鐵砲五挺、長柄十本、突捧、釵、鎖股、戻り各一本、挑燈六たるべしと令す、寛文二年二月寄合の平川門の

大手以下の制

勤番を止め、先手組をして此に代らしむ、正徳二年六月制して大手門は給人二十人、侍五人、足輕百人、仲間五十人、凡そ百七十五人、平日は此員數に過ぐべからず、朝會の日は徒三四人を加へ、足輕百五六十人を過ぐべからず、増加の足輕三四十人は非番の者より其長を添へて勤めしむべし、西丸大手竝に内櫻田は給人十人、侍五人、足輕五十人、仲間三十人、都て九十五人、朝會には徒三四人も加へ、足輕百人に過ぐべからず、其餘は上に同じ、外櫻田、神田橋は給人五人、侍三人、足輕三十五人、仲間二十七人、都て七十人、和田倉、半藏、常盤橋は給人四人、侍三人、足輕二十七人、仲間二十三人、都て五十七人、馬場先、竹橋、田安、一橋、吳服橋、鍛冶橋、數寄屋橋、日比谷、幸橋は各給人四人、侍二人、足輕二十五人、仲間二十人、都て五十一人たるべし、但其地廣ければ足輕三四人増すとを得べしと、尋いで、三年四月萬石以上諸門番の資格を制し、大手は十五萬石以下十萬石以上、内櫻田は九萬石以下五萬石以上、西丸大手は九萬石以下四萬石以上、外櫻田は六萬石以下四萬石以上の各譜第、神田橋は六萬石以下四萬石以上の外様、和田倉、半藏兩門は三萬石以下二萬石以上の外様、馬場先、竹橋、田安、一橋

萬石以上守衛の階級

の四門は三萬石以下二萬石以上の譜第たるべしと定む、當時は以上の定制の外に外郭諸門は概ね萬石未滿三千石以上の寄合担当し、間之に外様を交へ、内郭も五千石以上の寄合、准譜第の外様と交りて番衛せしが、後内郭は譜第のみの任となる、外郭諸門に寄合を以てし、内郭諸門に譜第大名を以てせるは、内郭諸門が牙營に接近し、守衛の任重きが爲めなり、而して同じく外郭又は内郭にして、特に重要な番所には寄合に交ふるに大名を以てし、衛士の數を増し、武器を加へ以て警備を嚴にす、即ち前述外郭諸門に外様を交ゆるが如き是れなり、又内郭諸門中本丸大手、西丸大手等に對し、特に十萬石以上の譜第大名を以てするは、此兩門の主要なる位置にあるがために他ならず、御營秘鑑、盡教類典、徳川實記、禁令考、徳川十五代史、

城門の管轄
と守衛の期

城門守衛の管轄は、初、留守居の專當なりしが、正徳三年四月制して大名持は老中、寄合持は留守居の所管となせり、其勤番は十日交代とし、定府の大名は三ヶ年宛此任に服し、參觀交代の面々に限り一ヶ年宛とす、其病氣に因り
在府する時は、普通の三年を期限とす、其職掌は城門の出入を監察し、異變に

欠

欠

月より之を實施す、文久二年十二月鐵砲百人組廢止せらるゝや、持組をして從來百人組の守衛せし大手三の門の番衛に當らしめしが、元治元年正月譜代大名の擔當と爲る、將軍家茂公上洛の時文久二年十月城門衛戍に關する法令を發布す、門番の大名其他交代すべきものなき輩病氣に罹らば、嫡子あれば嫡子、然らざる者は家臣のみにて勤仕し、諸番頭、物頭等家人の代るべきものなきは、同役の内より見廻るべし、所々門衛の輩晝一回巡見し、夜は宿直すべし、勤番十日交代の制なれど、將軍上洛中は五日交代たるべし、阪下、馬場先、竹橋、半藏、矢來の諸門は晝夜俱に閉鎖す、但紅葉山通行の者は阪下を往復し、竹橋、藏地通行の輩は竹橋を往復すべし、平川口は夕七時四時五を以て閉鎖す、田安、清水兩門は晝夜閉鎖すと雖、兩邸附に限りこゝら斷を以て通行を許す、最も火災の時は臨機開門し、往復せしむるを妨げず、外櫻田、和田倉、雉子橋、一ツ橋、神田橋、常盤橋、吳服橋、鍛冶橋、數寄屋橋、日比谷等の諸門は夕六時六時之を閉ぢ、斷ある者に限り行先を訊問して通行を許すべしと、其他數項あり。

降つて慶應二年十月に至り、雉子橋、清水橋、數寄屋橋、虎の口、筋違、淺草、小石

川、牛込、市ヶ谷、四ッ谷、赤阪、山下等十二門の寄合勤番を廢して、新に組合銃隊頭をして番衛せしむ、因つて改めて守衛の規則を發布せり、其要旨を摘記すれば、銃隊頭は附屬の小隊半數宛を率ひ、一晝夜交替を以て番衛し、門扉の開閉は從來の制規に従ふべく、官家其他三家、田安家を始め、下座せしむべき身分の者通行の時は、供奉の者豫め之を勤番へ告げ、從來附渡しの仲間、下座見等を廢し、掃除、打水亦之を止む、門内に於ける塵芥は之を取捨て、持場内に變死あれば番を附して當番目付へ通達すべし、當番目付は又其旨を町奉行に通じ、奉行は穢多頭に命じて之を處分せしむべし、持場内の捨子、捨物は即時之を町奉行所に引渡すを要す、其中捨子に就ては町奉行より之を當番目付に申告すべし、番所内の下陣にて焚火を許すも、嚴に之を取締るべし、持場内に於て訓練自由たりと雖、發砲は之を許さず、頭改役の輩巡視監督を怠るべからず、土居の樹木の枯れたるもの或は折枝等あらば、作事奉行へ通告すべし、將軍通御の際には銃隊頭伺候拜謁し、兵卒は軍裝の儘にて警衛に服すべしと、同三年十月撤兵の半藏口、清水口勤番を止めて大名各二家をして番衛

せしめ、雉子橋、數寄屋橋を除き從來一萬石餘の外様の任なりし幸橋をも悉く交代寄合の擔當となす、當時は幕末擾亂の際なれば、城門の守衛は最も其意を用ふる處にして、大手門の如き門扉開閉の時刻こそ、従前に異なかりしと雖、大に番士の員を増し、嚴に通行を査檢せしなり、十一月又外櫻田、馬場先、和田倉、神田橋、一ッ橋、常盤橋、吳服橋、鍛冶橋、日比谷、雉子橋、數寄屋橋等の諸門は一時暮六ッ時^{六時七時の間}を以て冠木門を鎖し、切抜より通過せしめ、且衛士の員を増して、晝夜嚴に通行の者を監視し、假令巡邏の有司乘輿の者と雖、査檢の後にあらざれば通行を許さず、田安、竹橋、清水、半藏等の諸門も一時亦衛士の數を増加せしことあり、十二月非常の時、往來を許す諸門を定めて、外櫻田、和田倉、神田、日比谷、數寄屋橋、虎の門、四谷、小石川、筋違、淺草の十門となし、又往來すべき重要な門を定めて、馬場先、雉子橋、一ッ橋、常盤橋、吳服橋、鍛冶橋、幸橋、山下、赤坂、市ヶ谷、牛込等となし、番衛各二人、交代寄合擔當の外郭は各一人にて勤仕と定む、明治元年二月に至り、萬石以上及交代寄合の勤番を止め、撤兵をして之に代らしめたるが、同四月目付の管掌と爲り、次いで明治政府に引渡

江戸時代制度の研究
せり御觸出留書、昭徳院實記、慶喜公實記、嘉永明正年間録

第二節 關門の制度

關は防さ留むるの義にして又刻とも謂ふ、境上門を設けて行旅を査檢し、
姦匪の追捕兇徒の制遏に備ふ、或は四疆要害の隘路に構えて、壘柵を繞らし、
行客を絶ち、以て外敵の干犯を警しむ、由來甚だ遠く、推移從つて久しければ、
其制度も目的も、亦幾様の變遷を經歷したり。

神功皇后攝政の初、應神天皇の庶兄麿坂王、忍熊王に結んで亂を作す、皇后
針間吉備の境上に關を設けて之を禦ぐ、稱して和氣關と謂へり新撰姓蓋し臨氏錄
機緩急の戒嚴にして、關塞の事文獻に見はるゝの嚆矢たり、次いで仁徳、履仲
の頃、白河、菊多後、勿來に刻を置き、以て東夷を成る仁明天皇是時蝦夷の地王化治からず、太政官符
跳梁跋扈、數、東域を干せばなり、然れども後、奥羽の治稍成るや、關置いて效を
成さず、勘過の施亦久しく續かざるに似たり、王朝の季世に及んでは、白河の
關刻反つて東夷占據の關嶮となり、安倍氏の雄張、清原氏三代の驕威を擅に

和氣關

白川及菊多關

不破關

するに至れり、孝徳天皇大化二年、詔を下して關塞の法を定め、鈐契を與ふ、然
れども今その制律詳かならず、天武天皇元年始めて美濃國不破關を置く、蓋
し壬申の亂、不破に備なきを以て、早くその要衝を奪はれし苦き經驗に鑒み
るなり、八年十一月新たに大和國龍田山、大坂山に關を置いて、帝都を成る、時
に皇居淨見ヶ原新撰姓氏錄、類聚三代格、吾妻鏡、日本書紀に在り

初、勘過守備の制甚だ備はらず、大化に至りて稍整ふと雖、未だ完からず、大
寶の律令即ち之を大成したり、軍防令に曰く、凡そ關を置いて守固すべきは
義解、境界の上、時に臨みて關を固くすべきは皆是なり、并に兵士を置配し、分番して上下せよ、其三關には、義解、伊勢、
等是なり、鼓吹軍器を設け、國守分當して守固せよ、義解、目以上を云ふ、三關は國司別當して守固す、其餘は兵士を差配す、
所の兵士の數別式に依ると、凡そ兵士、器仗、鼓吹、郵驛、傳馬、烽候、城牧、過所等は、
之れ皆國司が管掌する所にして、三關所在の國司特に關刻并に關契の事を
掌る、當時大小關刻の置廢詳かならず、獨り三關は京畿防衛の要衝なれば、平
時行旅を勘過し、非違に備ふ、關門壘柵之れを嚴にして、緩急の防守戒嚴に任
ぜり、養老五年十二月元明上皇崩ずるや、直ちに使を發して三關を守らしむ、

軍防令

爾來即位崩御毎に必ず警固解陣の儀あり、延暦八年七月特に伊勢、美濃、越前、三國に勅あり、その關制を停廢し、兵仗、糧糒を國府に收め、館舍之を移して、便郡に建てしむ、蓋し王朝平安徒らに關險を置くは、中外を隔て、交通を阻み、往來行旅の苦を成せばなり、十三年十月大都を移して、京都に奠む、十四年八月、近江相阪の割を廢す、近畿の關險都て撤せり、令義解、續日本紀、日本紀略、日本後紀

大寶令關津の制

大寶令定むるところ、關は三關と大小の關割を謂ひ、津は攝津、長門以下の水關を稱す、關市令、軍防令に據れば、凡そ關を踰えざるべからざる者、先づ所轄の官廳に就いて過所を請く、過所は通行を允すの券證なり、凡て他人の流用を禁じ、三十日を期して效を失ふ、若し行李支障あり、停滯三十日に涉らば、舊券を以て本貫又は其他の官廳に就き、更に新券の交附を請ふ、過所の下附制規あり、先づ大舍人式に依りて過所を作り、之を本寮に申請す、寮は許牒を京職に移し、京職之を審按して給するなり、地方は郡を経て國司之を給せり、歸還は來文來る時の過所往路を審査して給し、更に調査を要すべきは、實を驗して之を聽す、凡そ歸還の過所は所屬に非ざるも、來文の券證によりて、其地の官憲

之を給付する也、又行旅過所を齎し、或は驛傳馬に乗りて關を踰ゆるものは、國司其過所、官符を謄寫して記錄に載し、正過所及驛鈴傳符は行人に付して携帶せしむ、驛鈴傳符年末之を目錄に編し、太政官即ち總勘するなり、凡そ關門は日出づる時之を開き、日沒則ち閉づ、役丁多衆の通過は、所轄の國司が作れる歴名關體人を以て證となし、役畢りて歸るもの、前の歴名に照査して通らしむ、水關の通過、攝津、長門、唐津は過所を要し、異人關に入る時、關司當座の官人と共に、其身邊の具品を録して治部省に申達す、私かに關割を破るものは、三關に於ては徒一年、攝津、長門は一等を減じ、自余は二等を減ず、間道私かに踰ゆるを越度と稱し、二等を加えて罰するなり、三關の國司は特に儀仗を賜ひ、關司尤も權あり、上下飛驒の文書は必ず之を披く、延暦八年勅して、猥ならざるべきを戒しめたり、令義解、疏殘篇

大石龍華の二關

三關廢せられ、警固解陣唯形式の行事となる、已にして弘仁元年、藥子の變あり、乃ち使を發して、故關を警しむ、天安元年、京畿賊蔓る、再び相阪の關を閉し、新に大石、龍華二關を置く、是時地方擾亂、承和二年、陸奥の國司が奏請に係

る兩割の勘過は、更に元慶二年關門濫入申禁となり、昌泰二年には坂東群盜の侵害甚しきを以て、更に碓氷、足柄の二關を起し、勘過警衛せしむ、畿内以西の沿海夙く舟楫の便開く、即ち攝津、長門、唐津に配して水關を置き、過所驛遞を掌る、門司、佐賀、亦已に見はる、然れども當時の施設一に一時の苟偷に出づ、關津の制従つて頽廢し、延喜中長門關の檢勘も、亦停廢せり、天慶以降所在水賊横行、水津多くその有に歸せり續日本紀、日本後紀、日本紀略、文德實錄、大日本史、類聚三代格、朝野群載

王朝の中葉以降、政道弛廢、官府の財用甚だ紊る、權門、勢家、寺社の輩恣に私關を設けて關征を貪る、商賈往來に費し、年貢運送に煩ひす、賴朝令を以て嚴に之を停め、新關を廢せり、大に行旅の施設を整へ、過書即ち過所なりを定む、宿次過書の奉行あり、守護警固の關を設けて檢斷に膺る、又事變の防守と戒嚴に備ふるなり、是時臨時置廢の關隨所に多し、蓋し亂に臨み變に應じて備設定まらず。

關征は入境の課税なり、私關大に所在に興るや、關錢の事起り又關手とも云ふ米に取るを關米と云ふ公私競うて之を行ふ、遂に警固の本義を失ひ、關津職として征錢を營む、當時

朝廷の財用甚だ乏しきを以て、勅願の寺社又其領邑に關津を設け、行旅貨物に征錢して其收益を施入せり、文治三年院宣を以て淀關を起す、即ち造東寺料所の名によつて關征を營む、所在寺領比、又之に倣ふ、已にして元軍寇す、事歇み武人功に驕る、僧徒また祈禱の功を訴へて恩賞を迫り、囂々止まず、即ち朝幕與に計つて莊園の貢租并に關征を寄損して一時の急に應じたり、されば建曆以降守護地頭警固の關塞も、征税を營みて利益を蕪斷し、紀綱大に紊る、幕府令達して之を停むるも其效を成さず武家名目抄、吾妻鏡、自水式、新編道加、高野春秋、集古文集、守護地頭考北條氏執權の末葉に及びては、寺社豪族所在に私關を設けて事端を起し、寄進の關津又その與奪に當りて紛擾を極む、公武當に裁決に困しむ、元享元年勅してまた諸國の新關を停め、關征を禁ず、時に延曆、興福の兩寺を憚りて、制禁大津、樟葉の二關に及ばず、爲に禁令従つて行はれず、嘉曆二年、朝廷自ら兵庫、渡邊、神崎三津の收納を擧げ、東大寺に寄進し、元徳二年、戸津升米を日吉神社造營の料に寄與す、爾來關塞所在に起り、水津隨所に立つ、盛んに關征を徵し、庶民甚だ行旅に困しむ、貞和二年新關を設けて征錢するを嚴禁し、觀應二年更に

室町時代の
關征
織豊の關征
廢止

之を申す、應永の初、室町幕府基礎薄く立つ、宿次過所奉行を置き、勘過の制を
 定む、行旅過所を以て關を過ぎ、毎に往來するもの定過所たらしむ、然れども
 關津の濫設遂に止まず、興福寺淀の河上に五關を有し淀河は多きは時に
三百に在るといふ、大和一圓
 豪族の置關を併せて都て數百を踰えたり、僧侶跳梁度すべからず、朝幕亦妄
 りに新關を設け、征稅を營みて大禮の費途に充てしかば、士民反抗、一揆所在
 に興りて關征の撤廢を迫り、文明十年京民群起洛外の七關を毀る、室町の末
 葉群雄割據の勢を成すや、諸豪盛に關塞を設け水津を置く、四里の間十關を
 設くるものあり、關、關本、關田、關根、關脇、關山、關野の地名之れ皆中世以來關津
 の濫設を語るものなり、織田氏永祿十二年先づ管内の關所を廢し、次いで近
 畿に及ぼす、天正中法制を定めて弘く關征を停め、豊臣氏承けて文祿の檢地
 により又關征を撤廢せり、士庶征錢の弊竇に苦しむこと六百年、之に至つて
 初めて安きを得たり東大寺文書、西大寺文書、吉續記、高野春秋、紀伊國續風土記、相州文書、元應二年日吉
長祿四年記、陸奥野日録、師範記、寺社
幸記、集古文書、關本曆、即覺寺所藏文書、大日本史、常陸密藏院文書、建内記、朝山日記、
雜記、坂田郡志、伊勢家文書、信長記

然れども戰國兵亂の余習を享けては、諸豪尙疆上に關を設けて自ら成り

欠

欠

主に附するなり、かくて關勘法を行ふこと太甚だ嚴なりと雖、武斷專制の裏面又所謂有司の手心なる寛裕の處置ありて、非違の者にあらざるは深く問うて糺さず、また罰せず、文久三年家茂公上洛の後、將軍不在なるを以て、府内に新番所を設けて警保に備ふ、所在の番關、士分一人、足輕一人、中間一人、これを辻番組合より派出して衛戍に當らしむ、通行明六午前六時より暮五夜八時とし、夜間嚴に往還を警しむ、將軍歸府の後、尙之を廢せず、慶應三年七月關所の令を下して制を改む、留守居の管掌を停めて關所掛目付の任に移す、女人の勸過を弛うして、男子に同じからしめ、振袖、留袖悉く制禁の外たり、剃髮、惣髮、禿等の改を廢す、首死骸、亂心、手負、囚人は手形なきも附添の券書を以て足るとし、役吏急用は上下共に夜間の通行を許す、銃器武器は所持するもの、證書を徴するに止め、印鑑照合の制を停む、是時亂証相繼ぎ、物情騒然たり、雄藩多くは參觀を怠り、紀綱弛廢して、幕威頓かに衰ふ、されば戊辰の役起るに及びては、大總督府命を以て氣賀、今切の二關を閉し、却つて徳川氏の家臣、會津、桑名、備中、松山、伊豫、姫路、大多喜等諸藩士を査檢するに至る、また以て時勢の轉

變を見るべきかな、明治二年正月令して全國の關所を廢したり

御營秘鑑、徳川實記、徳川禁令考、

徳川幕府縣治要略、諸國御關所覺書、嘉永明治年間録、歴史地理、

第七章 幕府の消防組織

東照公關東に移り、江戸を以て定鼎の地と爲すや、江戸は初めて關東の首府となり、八州の政令悉く此所に出づ。元來江戸城は長祿元年太田道灌の營築する所にして、關東平野の要樞を占め、隅田の巨流を擁し、太平洋の内海に臨み、地勢雄偉なりと雖、由來上杉、北條等豪族の部城たるに過ぎざりしかば、規模尙狹隘にして、城下に於ける市街の如きは、太田氏の盛時に比し、却つて衰殘の觀なくんば、あらざるに荒涼たる武藏野の一宿驛として存在せしのみ、東照公の入國するや、城は單に外郭を擴張し、屋舎塹濠の修補を爲すに止めしと雖、銳意城下の開拓に力を注ぎしかば、市街の廣大、整頓大に見るべきものあり、慶長八年公征夷大將軍に任ぜられ、儼然天下に制令するに及び、早くも江戸は全國政治の中心地となり、爾來城郭、市街の改築、修理は年を追ひ世を重ねて進捗し、海内の侯伯旗下の士等、漸次に邸宅を府下に賜うて、妻子從屬を移し、商工亦從うて繁盛に赴きしかば、人家櫛比、熱鬧殷賑の大都會たり

るに至れり、されど當初市民家屋の制未だ進歩せず、板屋草舎相連りしを以て、火を失する毎に、忽ち比隣に延焼し、加ふるに海陸の烈風盛に火勢を煽り、災害の甚大なる恐るべきものあり、江戸の大火は、慶長六年閏十一月駿河町より市を一空す入國以來最初の大火たりの火災を始めとし、爾來歴代大小の災害尠からず、明暦三年正月の大火に至りては、連続二日に亘り、本丸、二丸、三丸を始め、諸大名の邸宅五百餘戸を焚焼し、士庶の屋舎に至りては、其數殆ど計ふるに遑あらず、神社、佛閣三百餘所、倉庫九千餘、橋梁六十、市街八百町或は五百町と云ふ、延長二十二里八町、悉く焦土となり、燒死するもの二萬を超ゆ俗に十萬八千と稱す、信ずべからず、されば火災に對する警戒消防の方法は、當時爲政者の最も焦心せる所にして、烈風の日に當りては、晝夜警火を嚴にせしめ、喫煙、火消壺、神佛燈火、携火行商等の微細に至る迄、注意至らざるなく、漸次に草葺、板葺、蠣殼葺防火の効ありしが久しくを改めて瓦葺と爲し、類焼旗下の士に對しては、或は瓦代金貸與の法を設け、市街の要地は塗屋を奨勵し、所々に防火の爲め空地を設け、街衢の兩頬に井水を堀り、水桶を備へしめたり、然れども當時家屋の制一般に粗造にして、出火あれば故らに屋舎を顧みず、家財のみ

を負担して避難するの風習あり、爲に延焼を大にせしかば、即ち制令を發して之を矯め、且各家毎に人を留め、屋上に至りて飛火を防がしめたるのみならず、出火の際家具器財を空地、道路に搬出山積するを禁じ、訪問見物の輩、多數群集するを止め、或は賞を懸けて火賊を捕へ、或は連座の刑を定めて出火を警しむる等、施設盡さるる所なきも、一方江戸の繁榮益々進歩し、正徳より享保に亘り、火災連年絶えず、随つて消防組織も當時の智功を殫し、特に八世吉宗公の施設の如きは、克く軌範を永世に垂るゝに至れり鎌倉大草紙、梅花無盡藏、天正日記、家忠日記、同追加、合條記、落穂集、同追加、徳川實記、大成令、當代記、新編武藏風土記稿、大

第一節 定火消

江戸幕府の時代、江戸の消防組織は、定火消、大名火消及町火消の三種あり、定火消は、萬治元年九月創設する處にして、寄合近藤彦九郎用將、内藤甚之丞、正吉、町野助、左衛門幸宜、秋山十右衛門正房の四人を擧げてこれに任じ、飯田町、麴佐内坂牛本郷、御茶の水、麴町の四ヶ所に役屋敷を賜ひ、火消人夫抱入の費用

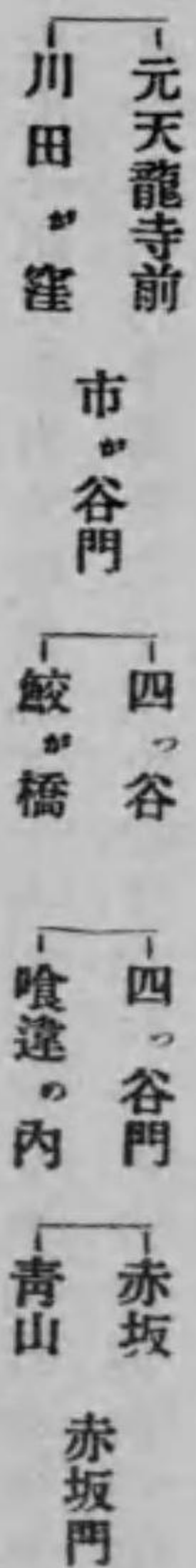
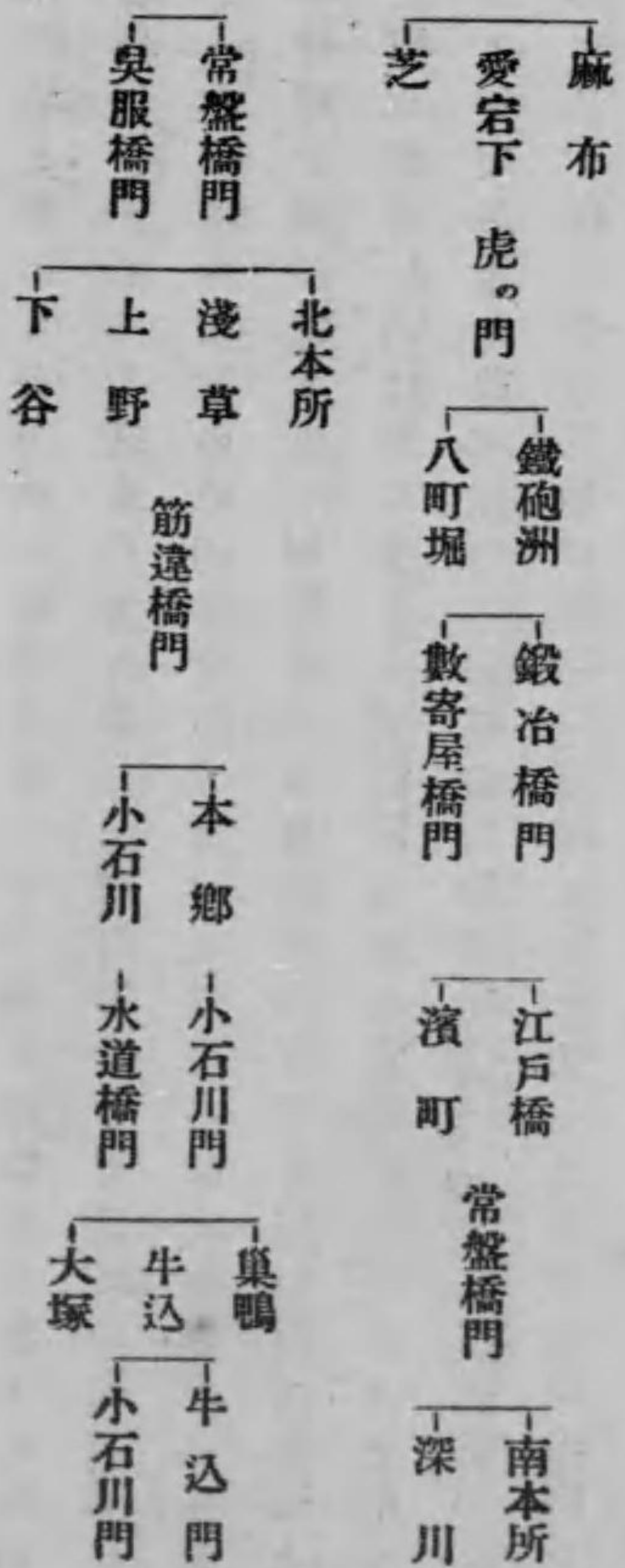
定火消

として、各組に三百人扶持を給せしに始まる泰平年表に慶安三年六月二萬治二年八月鼠穴、駿河臺の二組を増し、三年十一月八代洲河岸、代官町後四谷門内に移すの二組を加へ、寛文二年二月更に傳通院前、さいかち坂上の二組を設く、元祿八年二月新たに火消役五人を命じ、神樂坂上、赤坂門外、溜池上、濱町、幸橋外後木挽町に移り更に六番町に移すの五組を増す、都て十五隊となる、寶永元年十月役屋敷の配置を整理し、四谷門内、神樂坂上、濱町、さいかち坂、小日向臺の五組を停め、十組となし、以て永制と爲す、世に十人火消の稱ある所以なり、降りて安政二年八月六番町、小川町の二組を廢し、慶應二年八月更に御茶の水、佐内坂、飯田町、赤坂門外の四組を撤し、頭は勤仕並寄合組は持小筒組に編入せり徳川實記、續徳川實記、史微別錄、東職紀聞、寛政重修諸家譜、嘉永明治年間録、任官格義辨、累代武鑑、續々泰平年表定火消役は平素部下を監督して火災の時消防を指揮するを任務とす、其出動に當りては饅頭紋色付不定を附けたる火事羽織を着し、二重鞆の頭巾を被り、其進退と指揮に便ならんため騎馬を常とす、家臣の中にも騎馬の者通例三人あり、先頭に立つを先騎さきりと云ひ、火消役の直前にあるを中騎なかつりと稱へ、後に從ふを後騎あとりと云ふ、中騎は事實上の司令にして、最も才幹あるものを選べり、與

十人火消

力は上官を佐けて各方面の指揮を掌り、革羽織、革頭巾にて結束し、騎馬にて馳驟進退す、同心も其裝束與力と等しく、繩筒、梯子等の任務に服す、繩には大小あり、大繩は火消役の直前に立ちて進むものなれば、之を掌るには最倔強なる仲間を簡びたり、大小兩繩は共に火消役の定紋を附し、以て他組と別つこと、町火消のいろは別は異ならず、消防人夫は當時之をが、えんと唱へ、一組三百人を定數とし、幕末は口入頭越前屋勘兵衛日備屋は腰々變更せりをして適當の者を選びしむ、悉く役屋敷の部屋に起臥し、定紋を染出せる色木綿の印半纏を着け、頑強剽悍水火を辭せず、事急なれば着衣を擲ち、嚴冬猶裸體を以て消防に従ひたりと雖、平素の舉動、疎暴險惡なる輩多く、身體には悉く文身を施し、市内到る處に於て無錢入浴し、足袋の如きは店頭に於て足袋一足何々組と高唱して、恣に持去るの惡風あり、其他錢刺を作りて町家に強賣し、所得を以て賭博に耽る等、他の不良なる爲の者と共に一般社會の嫌忌する所なりき、且當時一代の風潮漸く豪華に流れたると、消防に任ずるもの舉措甚だ雄壯なるの故を以て、裝束從つて華美に傾き易く、幕府は屢、制令を下して其放縱狼藉

を戒め、華奢を禁ずる所ありたり徳川實記、史略、同業録、集成録、警備類典、武鑑、殘集、柳書、明良、定火消同心内田常次郎談
 定火消の役屋敷には高さ約三丈に及ぶ火見櫓を設け、鼓、鐘、板木を備ふ、消防隊の繰出は太鼓の合圖に依る、内曲輪附近の出火には鼓、鐘を交へ、稍遠き處は知らせ太鼓を打つ、遠隔の場合亦然りと雖、其數少し、而して失火遠き場合にも各組制規に従つて外曲輪濠際に集合する事を要す、普通集合の場所左の如し。



正徳三年十二月令して大火には若年寄一人臨場し、消防上一切の指揮監督に當らしむ、爾來以て例となす、又幕府の重要とする場所に近接して大火ある時は、特に老中の出馬を見ることあり、凡そ府内に火災あれば、目付、使番等現場に出張して、親しく消防火勢の状態を視察し、之を大城に報告する例なりしが後世は概ね使番之に當れり、後漸く直接防禦の指揮を爲すに至り、從者また無頼の舉措少なからず、仍つて享保元年十二月嚴に之を戒飭し、且消防の監察に方り、火勢の向ふ處を防ぎ、屋舎を毀ちて延焼を阻止する行爲は、消火と其功を同ふすべしと訓令せり、定火消は後世に至るに従ひ、紀綱漸く弛廢せしかば、明和元年十月制して火消役の隊卒近年定數に充たず、與力同心指揮を怠りて、火口に赴くもの少し、後重ねて然る事莫れ、違ふ者は町奉行及火賊考察の屬吏をして逮捕せしむべしと、初定火消は府内一般の消防に従事し、殊に眞享

三年十月より、正徳六年七月までは、一組宛二の丸に番直せしなり、然るに後世漸く、其受持區域を縮少し、單に外廓内の失火に限定せらるゝに至れり、蓋し享保以後町火消の制大に發達せしのみならず、定火消は町方の火災に出張するも、消防に努力せざりしが故、寛政四年閏二月町名主の請願に基き、大火ならざる限り、町方の出火に出動せざらしむ、降りて文久二年七月淺草本所兩米廩、猿江材木藏の消防も、亦町火消の擔當する處となりしも、是より先六月、大名火消停廢せられたるため、定火消は單り外郭内のみならず、府内要所の消防をも亦その管轄となすに至れり徳川禁令考、嘉永明治年間録、續徳川實記、定火消附書、甘藷菘、史微別錄、時集御書秘録、徳川實記、文久記事

定火消役は失費多き職なるが故、創置以來三千石以上寄合の任とし、特に富裕なる者を選びたりと稱せらる、其寄合より補するが爲め、一に又寄合火消とも言ふ、定火消は布衣にして菊間に班し、昔年寄の管轄なり、持高動にして役扶持三百口を給せられしが、慶應三年九月改めて役金二千兩と爲せり、萬治以來各組に與力六騎、同心三十人を附屬す、與力は役高八十石にして、假抱入は十人扶持、手當金二十兩を給す、別に一人の馬飼料一日大豆三升を支

寄合火消の名

給せらる、同心は三十俵二人扶持にして、假抱入は十俵一人扶持、手當金二兩とす、見習は定數なかりしが、享和三年十組を通じて二十人を限り、之を置くことを許せり、且正徳六年正月職務執行の際負傷し、或は死亡せる者に對する特典を定めたり、定火消は平素消防を任とするも、一旦緩急あれば即ち配下の與力、同心を率ひ、小性組の背後に就きて戦線に立たざるべからず、其結束の如きは總て火事裝束を用ひ、鑓を以て馬標となすを内規とす、されば平素配下をして弓銃其他の武術を練習せしむ、是れ拾組の中銃隊七組、弓隊三組と定めたる所以にして、幕末軍制改革の必要起るに及び、文久二年閏八月弓隊を廢して悉く鐵砲隊となせり、定火消役は之より百人組の頭、持頭、兩番頭、小普請支配、新番頭等に轉ずるなり、猶海軍少將細谷資氏與陸軍少將齋藤徳明の二人は此組の家筋の出なり嚴有院實記、火消組留書、徳川實記、寛政重修諸家譜、明良帶錄

第二節 大名火消

大名火消又大名火の番と稱す、其創瀬明かならず、寛永十一年十月安藤長

大名火消

重以下五人に、火災の時速に馳せ行き消防すべしと命ず、是れ後の大名火消の濫觴なりと説くものあれども、徳川十代史 謬なり、是より先、六年五月參觀交代に當つて就封の大名に代り、火の番を命ぜられし大名十數家あり、各壹萬石につき三十人の割合を以て消防に従事せしむ、二十年九月大名火の番を四隊に分ち、十月を以て交替の期と定む、各隊共に四家より成り、萬石につき三十人宛を出せり、正保元年五月更に萬石以上の消防番を分ちて三隊となし、各隊三家を以て編制し、其數前に等しかりしが、慶安二年六月には一隊四家、他の二隊は共に三家より成れり、大猷院實記、昭代記、營中御日記、水戸記

増火消

又別に大火に方り、若しくは警火の必要あれば、幕府は萬石以上に命じて隨時警防の任に當らしむ、之を増火消と稱す、例へば慶安三年四月仙石越前守政俊以下五人の大名に對し、大火に限り消防に任せしめ、或は萬治元年正月松平大和守直矩始め七人の大名をして、大火あらば直ちに出勤して靈廟二丸、淺草米廩を各分擔して備ふべしと令し、又或は天和元年十一月三家以下二十餘人に命じて、其邸第の傍域を區劃分擔して消防に當らしめたるが

如きはなり、何れも防火の疆域に限りあれど、後世増火消は方角に關らず、火旺んなれば必ず出勤することを命ぜらる、寶永元年十月板倉伊豫守重周、池田内匠政倚、市橋外記直信に對する指令の如き然り、増火消は其數一定せず、四家乃至六家を恒とすれど、時に七家に達せるあり、元來常設消防の應援を任務とせしが、自餘の消防組織發達するに及び其出勤漸く希なるに至れり。天和二年十一月令して曰く、凡て防火の人員は騎士二三騎、足輕二三十人を超ゆべらず、但火消道具を執る者は此限りにあらず、火事場に定火消到らば諸家の家人は代りて風下を防ぐべしと、正徳二年六月の指令によれば、二十萬石以上の大身たりとも、騎士二十騎を超ゆべからず、徒足輕之に倣ふとあり、又屢、制令を下して火消の裝束は華美に流るべからずと訓諭せり、元祿三年四月先例の如く火事羽織華飾あるべからず、繪模様あるものを着くべからず、下人亦木綿羽織の外、繪あるものを禁じ、從者の數其分限を超ゆべからずと制せり、六代將軍家宣公の時、火災頻發して上下災害の甚しきを苦しむ、仍つて正徳二年二月府内を五區に分ち、萬石以上に命じて消防を分擔せ

方角火消

しむ、即ち船町日本橋區より芝口迄は、牧野大學成央、加藤遠江守恭慎、牧野讚岐守英成、芝口より赤坂迄は中川内膳正久忠、板倉近江守重治、金森出雲守頼貴、赤坂より市ヶ谷牛込區迄は、土井甲斐守利知、内藤駿河守清枚、稻垣大藏昭賢、市ヶ谷より昌平橋迄は、石川石之助、總慶堀、靱負直爲、織田山城守信休、昌平橋より銀町迄は、西尾隱岐守忠成、岩城伊豫守秀隆、佐竹壹岐守義長等にして、之を方角火消の起源とす者あれど、是より先、明暦三年二月萬石以上に命じて櫻田、山手及下谷の三隊に分ち、火災の警防に當らしめたるを其嚆矢と認むべきに似たり、享保二年正月府内を東西南北の四區に分ち、萬石以上に命じて消防に服せしめ、若し定火消の隊伍來り消防に従ふ時は、火勢を計り、街路或は溝渠を隔て、専ら延焼を防がしむ、是れ亦方角火消なり、三年正月方角火消に令し、從騎は凡て火事場を距る一二町程にて馬を下らしむ、元文元年十二月更に出火には廊内騷擾するを以て、遠方の火災には定火消の外、出動するとを須むずと制す、後世方角火消は大手組及櫻田組の二隊に編制せられしが、按ずるに寛文八年二月火災多く、仍つて奥平大膳亮昌能をして大手下馬所

大手櫻田組の概略

を、本多内記政勝をして本丸桔槔橋外を、松平主殿頭忠房をして櫻田門を守り、巢鴨、牛込、市ヶ谷は松平左近將監忠昭、淺草、谷中、千駄木は諏訪因幡守忠晴、四谷、澁谷一圓は木下右京大夫俊長をして防火を擔任せしむ、之れ所謂大手組、櫻田組名稱の由來なるべく、其集合所も擔任も時代によりて變改あり、天保十三年中に於ける擔任の大名は、左の八家にして、麻布通増上寺邊火災の時、は虎の門、芝金杉邊は幸橋門、弓町及濱御殿邊は數寄屋橋内、築地邊は鍛冶橋内、濱町通堺町邊は吳服橋内、兩國橋、淺草門邊は常盤橋内、淺草より本郷邊は筋違橋内、小石川邊は小石川門内、小日向通音羽邊は牛込門内、市ヶ谷大久保邊は市ヶ谷門内、四谷邊は四谷門内、鮫ヶ橋青山邊は赤坂門内を各其集合の場所となせり。

大手組

櫻田組

- | | | | |
|----------|----------|---------|-----------|
| 小出伊勢守英發 | 二萬六千七百十石 | 秋川筑前守種任 | 二萬七千石 |
| 田村右京大夫邦行 | 三萬石 | 島津又之助忠寬 | 二萬七千七百七十石 |
| 細川能登守利用 | 三萬五千石 | 溝口主膳正直博 | 五萬石 |

内藤駿河守頼寧 三萬三千石

木下肥後守利愛 二萬五千石

方角火消以外の所謂大名火消擔當の場所も、時代により變遷なき能はず、又創置に就ても詳かならざるものあれど、要するに主要の地は古來一貫して譜第を命じ、他は譜第と外様を併用せり、左に同年度の擔任及配置を掲ぐ

年録、天保武鑑、大成令、甘露、殿、後編、
教令類纂、武家懷寶、徳川實記、殘集柳菴秘鑑

大方

櫻田方

松平伊豆守信順 七萬石

牧野兵部貞久 八萬石

二の丸

紅葉山

井伊右京亮直經 二萬石

本多豊後守助賢 二萬石

吹上

本所米藏

保科彈正忠忠 二萬石

織田伊勢守信學 二萬石

本所米藏

増上寺

松浦大和守 皓

松平土佐守豊資 三十四萬二千石

上野

聖堂

松平越前守慶永 三十二萬石

小笠原豊松丸貞幹 一萬石

猿江材木藏

淺草米藏

三浦順之助義次 二萬三千石

丹羽左京大夫長富 十萬七百石

紅葉山及山
里大名火の
番

寛永十六年閏十一月森川半彌重政に命じ、城邊火災の時出で、紅葉山靈廟を守らしむ、是れ紅葉山、大名火の番の初なるべし、寛文四年十一月大名の二の丸火の番を廢し、持組をして代つて之を擔當せしめしが、後世又二の丸大名火消あり、元祿六年十一月新たに山里、大名火の番を置く、而して西丸專屬の大名火の番は同年十二月紅葉山及二の丸大名火の番黒田甲斐守長重、松平伊賀守忠周の兩人に對して其防火を命ぜしに創まるが如し。

寛文五年二月眞田右衛門幸道に命じ、本所の別墅に侍四五人、足輕五十人を置き、以て本所の地防火の事奉らしむ、思ふに、本所米廩火の番をも兼ねたるなるべし、享保六年十月松平甲斐守吉里、同長門守利興の二人をして淺草米廩の防火を擔當せしめ、米廩に火及ば、自ら出馬すべしと命ず、爾來淺草米廩擔當の大名火消あり、芝増上寺と上野東叡山は將軍家靈廟の所在なれ

ば、已に夙く警防の任命あり、元祿十一年九月特に兩山佛殿の大名火の番を設け、火近けば神位を守つて退去すべしと命ず、祖宗尊崇の台旨に仍つてなり、正徳四年九月寄合室賀甚四郎正勝、近藤登之助昔用、武田小三郎信胤、松平隼人忠位、上野火の番を命ぜらる、更に享保六年十月東叡山火の番松平民部大輔吉元、三縁山火の番松平陸奥守吉村に令して、山内に火及ぶか、又寺内より火出るとも小火の時は自ら詣るに及ばず、火もし廟庭に及ばば老中も出づべきにより、時宜に従へと訓令す、兩山の火災には老中、若年寄、寺社奉行、大目付直ちに出馬するを要したり（兼山隠傳秘策、川霧叢、政令類纂、傍風文案、徳川十五代史、大猷院、常憲院、實記、省中雜史）

此外幕府は尙ほ京都に於ける大名火消二隊を編制せり、禁裡御所方火消及京都火の番之なり、並に其創設の時日を詳かにせざれど、貞享二年十月の記録によれば、禁裡并に二條城附近火災の時は、京都所司代も出馬して警防に努め、其他は唯與力、同心の出動に任ぜり、文献による禁裡方火消の設置は、先づ六世家宣公の代に在り、寶永六年十二月本多信濃守忠直、本多隱岐守康慶、石川主殿頭義孝、青山下野守忠重に命じて、各二人宛在封の間、一年に二度

代りにて、騎士及足輕等京に居らしめ、禁裡を始め諸御所火災の警防に備へしめたり、禁裡御所方火消は其名の如く専ら禁裡の消防を擔任し、淀山高槻（津膳所近江龜山波の四藩之に當る、隔月交代にて二家づゝ組合ひ、家臣を京都の邸宅に派し、以て急に備ふ、大火の時は藩主親ら出馬して指揮せざる可らず、是の如く禁裡御所方火消は二家組合ひて一隊を組織する制度なるを以て、其參觀交代は二家必ず期日を一にせり、且此隊は常に禁裡の消防のみならず、其守護をも兼擔するものなれば、平常武器一切を準備せり、隊伍の騎士（家老番頭物頭留守居目付等）足輕等の數は家祿の大小に因りて等しからず、例せば十萬石以上は騎士十人、足輕六十余人、七八萬石のものは八騎、五十人にして仲間の數各之に准ず、此他俗に纏番と云ひ、禁裡火消は古來京都市内の大火に出動せしのみならず、後世に至つては八幡、伏見、宇治等京都近在の消防にも亦隊卒を派遣せしなり、之に反し京都火の番は京都附近に領地を有する一二萬石の大名、半年交替を以つて之に當り、部下を引率して役屋敷に屯在し、主として市内民家の消防に従へり、其隊伍の編制は禁裡方火消に准ぜしなるべし。

大名に火の燬を命ずる時は、老中の連署に於て他の火の番と協議動番すべき旨をも通達するを以て、新任の火の番は使者を老中邸に派して、先づ之を謝し、尋いで相役たる火の番、目付、使番、定火消等へも其拜命を披露し、且擔當の區域の門番たる大名、寄合等に對し、家臣以下の晝夜城門通過に關する判鑑の下附を願出でざるべからず、特に城内の防火を擔任せる者は、各人腰札を帶ぶることを要したり、大名火の番は火災の時、火の見櫓の板木の音を合圖に隊伍を引率して、消防に従事すべき筈なれども、多くは家臣をして之に當らしむ、正徳三年九月の制令に、出火に當りては指揮を待たずして出動し、若し邸宅風下に在りて危険なるか、或は近隣に火事あらば家に在りて防禦すべく、一旦出動するも居邸風向悪しくば直ちに歸るべし、凡そ烈風の日は外出せず、出動の地に於ては家人奴僕に至る迄爭論せざらしめ、且出動は即時に月番老中に届出でしむる等の事を規定せり、後享保五年五月更に消防の制を定め、諸大名に令す、曰く火災の時十萬石以上は惣人夫六七百人を出すべし、家司は高挑灯二張、執事、物頭、其他騎士一員并に纏一本に各一張、水

籠四五の間に二張、鳶の者、足輕、仲間及消防の具を執るものに十五張、梯子一挺に一張づゝ、馬廻りは十二三張たるべし、右に准じて十萬石のものは五十張、其以下は此員數に従ひて見積り持たしむべし、徒らに挑灯を多くして消防に支障あらしむべからず云々と武家禁制、備川禁令考、孝院、文昭院、有徳院實訓、武家用法留、柳營秘鑑

江戸時代昌平日久しく武を用ふるの機會なかりしを以て、彼等は兵馬控惣の間に立つの意氣を以て消防に従ひ、互に勇を奮ひて名を争ふの氣風を馴致したり、特に兩山は前述の如く將軍家歴代祖廟の所在として、大諸侯の擔當區域たるのみならず、附近に火災あれば老中出馬して防火を指揮し、目付、使番等四方に奔馳して監察傳令に當り、光景眞に壯觀を極めたり、加之、火消大名は拜命の時より晝夜防火の責に任ずるものなれば、例令月例の登城と雖、士臣走卒悉く火事裝束以下一切の道具を帶するを要し、途上擔當場所は勿論、其附近に火事あれば、登城を中止して即時火事裝束に改め、防火に従ふことを内規とせり、斯くて享保以降と雖、消防に關する制令屢改廢せられしが、文久二年六月に至り大名火消の大部分及方角火消二の丸、田大手と併せてこれ

を廢止し、九月更に兩山の大名火の番を停めて、定火消の專管に遷せしかば、萬石以上の消防は茲に全く其終局を告げたり、また京都に於ける大名火消は、幕末に至り淀藩藩主老中に任せし故なきべしを除き、郡山州及篠山丹波の二藩を加へ、之を京都御番火消と稱し、以て維新の當時に及べり武藏、横濱川町記、島永明市年問録、京都、京羽津根、日付江連眞三郎記

第三節 火事場見廻役

消防に關する江戸幕府の制令施設は、八代將軍吉宗公に至りて、幾んど其完備を盡せり、享保七年四月若年寄大久保長門守教寛、石川近江守總茂をして火事場の事を總管せしめ、寄合村瀬伊左衛門房矩、竹中主水定矩、小普請水谷彌之助勝比、大島因幡守義全、三島清左衛門政興、赤井圖書直綏の六人に命じて火災地巡察の事に當らしむ、是を火事場見廻役の創置となす、又使番二人をして之を兼擔せしめたり、九年正月萬石以上に令して、火災の時、火事場見廻役の督促に應じ、各人夫を出さしむ、三月寄合西尾主水邦教、小普請徳山五兵衛秀榮の兩人をして本所、深川兩所の火災の事を擔當せしむ、之を江東

火事場見廻役

に於ける火事場見廻役の權輿とす、元文四年二月寄合より二人を増し、同時に使番の兼勤を解き、爾來十二人を以て定數と爲せり、寛保二年十二月制して火災の地に在る消防人數少なしと雖、控へある市卒を徵集すべからず、現に臨場せる輩は之を使役するも妨なし、武家の防卒は舊に仍り、便に隨ふて徵集すべしと、降りて文久二年十月に至り、本所、深川の火事場見廻役を停め、他の見廻役をして、此地をも兼擔せしむ、當時偶、見廻役定數を超過しければ、人員に減少する處なくして、幕府瓦解の時に至れり有徳院、明徳院實記、徳川十五代史、徳川禁令考、官中秘氣、仕官格義辨、明良帝錄、寛政重脩譜、仰高錄

火事場見廻役の任務は、火災の時、風下にある萬石以上の邸宅を巡視し、又は現場に臨みて、武家の出せる人夫を指揮して、消防の實際を監察し、人夫不足の時は、附近の武家に就て、之を徵發し、鎮火後其跡を巡視して委曲を上長に報告するに在り、此職初め寄合及小普請より補せしこと、既に叙述せる如くなるも、其任は定火消役と等しく、比較的費用を要するが故に、後世は大抵三千石以上より任じたり、幕末外艦渡來の際は、防火の他に府内取締の役に

服せしことあり、火事場見廻役は老中列坐、月番若年寄の演達、命令する所に
して純然たる官職にあらず、俗に御奉公と稱へたりと云ふ、一種の課役にし
て、寄合金を免除せらる、且其職掌の性質上、定火消役の見習の如く看做され、
之に轉補せられしこと多し、また使番、寄合肝煎、中奥小性、持頭等に移る、躰
間に班し、若年寄の管轄とす、明良傳録、幕臣座次班列、續泰平年表、武鑑、
累代武鑑、寛政重修諸家譜、牧野土佐守行談

元祿十一年九月兩番の士三十人を選んで火事場目付を兼ねしめ、總數を
二分して隔日勤仕とし、火災ある時は當番の目付速に其地に到り、一人づゝ
定火消役に附屬して、火災の模様を記し、夜中は翌日これを月番の若年寄に
提出す、又大火の時は非番の目付登城し指揮を受けて其地に到らしめ、増火
消出する時も前に准じて記載提出せしむ、翌十月更に五人を補し、本所火事場
目付の事に當らしめしが、同十三年正月に至つて廢せり、常憲院實記、御啓勅
役録、史微別錄

第四節 町火消

町火消は幕府の直轄にあらずとも、町奉行監督の下に府内民家の消防

いろは組の
起源

に従事するものなれば、亦幕府消防組織の一端として、その記述に及ばざる
べからず、町火消の組織が、何れの年代に於て成されたるかは甚だ明ならず、
八代吉宗公の享保年代其組織の整備する以前に於て、纔に此濫觴と認むべ
きものに店火消あり、各町家より役當にて各壯丁を出し、その消防に備ふる
ものなりしも、府内目を追ふて繁榮するに迫り、火災頻りに發し、此方法にて
は到底豫期の効果を奏すること能はざるを以て、代ふるに町抱の鳶人足を
以てするに至れり、鳶人足とは雇人夫の一種にして、平素土木工事の手傳を
なし、鳶口を手にして勞役に服せしものなるが、各町に於て次第に之を抱へ、
消防に従事せしめしかば、竟に消防夫を稱して一般に鳶の者略して單に
鳶とも云ふと呼べ
り、後享保三年十一月町火消の組分を定め、いろはの文字を以て部伍を別ち、
尋いで制令を發布し、同時に火災に當り、迅速に馳集し努力せしものを賞し
て、翌二月に至るまでの自身番、中番等の役を免じ、猶將來に於ける警火並に
消防に關し注意する處ありき、享保盛典、仰高錄、文章院實記、有徳院
實記、江戸の花火大成令、龜山隱澤秘策

一町々出火の節之義に付、此度組分相極り候、右は繪圖朱引之通に候、火

元々は御定の如く風上二町、風脇左右二町宛、先達相觸候通、早速駆付消留可申候、右御定六町より駆集り候人數の義は、一町より三十人は不減、三十人より多く出候分は可爲勝手次第候、其外より出候人數の義は、三十人より多くは出し申間敷候、人數出し候跡にて出火の爲にも候得ば、右之通可相心得候、風下組合之外の町よりは、火元へ人數不出、其組合の町切にて風筋惡敷所を集り防可申候、組合之外より火元を駆集り候義、堅無用可仕候事。

一跡火消人足餘燼撲滅の爲各町より出す人夫之義は、只今迄之通可相心得候、但是も火元を駆集らず、火事場より二三町手前に道の妨に不相成様に、集罷在役人差圖請可申候。

右組合繪圖を以て引合せ、委細申聞け、急度相守候様に可申觸候以上。いろは組町火消創置の年月に關しては、他に異説なきにあらざるも、正確なる依據を有せざるを以て之を採らず江戸の花所引宿記、武蔵撰、有徳院實記に據れば最初共數四十五組にしてへらの二字を省除したりき、後四十七組となりしもの、如し、十五年正月

に至り、更に四十七組を十組に編成し、一番組より十番組に至る、是れ四十七組悉く個別的に行動せば、風下に當る町より人夫を出すに不便にして、却つて勢力を減殺するの不利あり、仍つて數組を聯結し、敏活機宜の活動風上の組を努め風下の組に飛火を防ぎて延焼を防止すを爲さしめんが爲に外ならず、従つて同時に各町より出す消防夫の數をも、從來の半に削減せり、後本組なるもの起りて三番組に爲し、通じて四十八組となり、四十七字の内へ、ひらの三は百千萬の三字を用ひたり、元文三年四番及七番の兩組を停め、四番に屬する組を五番に、七番に屬する組を六番に併合せり、猶別に本所深川に十六組ありて南、中、北の三組に編成せるも、其起原詳かならず、左に安政三年に於ける配置を揚ぐべし有徳院實記、江戸十五代史、鎌令編纂、彌集永久録、江戸の花、江戸町鑑、

一番組

筋違門内、神田邊、兩國橋迄、日本橋北本町迄、南は通一丁目邊、

い組

四百九十六人

本町、本石、室、小田、本銀、本町、本材木、本舟、駿河、瀬戸、物町、伊勢、安針、萬、青物、通一丁目、吳服、岩付、西川井町

よ組

七百二十人

鎌倉町、永富、殿治、多、大工、白壁町、須田、鍋、紺屋、小柳、平永、三河町

は組

五百九十二人

大傳馬町、龜井、陸波、堺、小網、小舟、油町、堀江、小傳馬、鐵砲、高砂、宮澤、長谷川町

に組 三百九十人

万組 四十八人

二番組

日本橋南より芝濱松町迄、八町堀、靈岸島、新堀町、箱崎、南八町堀、築地、砲洲邊

せ組 二百八十一人

ろ組 二百四十九人

も組 百八人

め組 二百三十九人

す組 百五十九人

百組 百四十一人

千組 百九十七人

三番組

芝金杉橋より高縄迄、三田麻布邊、白金、品川臺、二本榎、目黒邊迄

あ組 百十七人

通靈町、横山、馬喰、村松、橋、米澤町、豊島、久右衛門、吉川、柳原、向形町、飯田町邊

炭町、南橋、南大工、鈴木町邊、大銀、南傳馬町邊、五郎兵衛、桶町、元大工町、佐内、平松、上横町、下横、箱崎、新右衛門町

南紺屋町邊、銀座、三十間堀邊、丸屋、數寄屋町邊、西紺屋町

櫻田久保町、兼房、二葉、源助、露月町、神明町、増上寺門前、濱松、芝口町、南小田原町邊、舟松、本港町邊、木挽町邊、南八丁堀邊

南茅場町、南八丁堀、本八丁堀、日比谷町、龜島、神田、登師町、代地邊、箱崎町、南北新堀、南

御町、東邊、靈岸島邊

白金臺町十一丁目迄、永幸町迄、目黒町邊、寺社門前

芝田町、久保町邊、芝古川町、一本松、麻布本村、龍土町

さ組 二百四人

き組 六十五人

ゆ組 五十五人

み組 百二十四人

本組 二十五人

五番組

麴町、四谷、赤坂、青山、麻布、西久保、澁谷、廣尾邊

く組 八十七人

や組 百十七人

ま組 二百八十五人

け組 百十一人

ふ組 百人

こ組 三十五人

え組 百四十四人

し組 百三十二人

芝松本町、増上寺邊、新網、三田臺町、三田臺町、下高縄町、功進寺門前

白金臺町邊、妙玄寺門前、品川臺町、了眞院、本立院、寶塔寺三門前

芝車町、下高縄町、泉岳寺、大佛門前

芝金杉邊、同田町邊、本芝町邊、増上寺、安樂寺、南門前、西麴寺町

承教寺、廣岳院、相福寺、上行寺、朗徳寺、黄梅院、六門前並二本榎寺社門前

四ツ谷傳馬町、三丁目十一丁目より十三丁目迄、市ヶ谷本村町邊

半蔵門外廻町邊、同三丁目裏谷町、麴町、平河町邊

赤坂傳馬町、同新町、同田町、元赤坂町邊、麻布今井町、元

元鯉ヶ橋町、鯉ヶ橋、谷町、四谷仲町邊

青山御手大工町邊、同港河町、同久保町邊

麻布、延町、同道玄坂町邊、澁谷、廣尾町邊

麻布龍土町邊、飯倉六本木町、本村、櫻田町邊

麻布市兵衛町、谷町邊、飯倉町邊、今井、永坂町、麻布新網町邊

系組

二百二十六人

西久保新下谷町、森手町邊、
青松寺門前町、富山町

六番組

小石川、大塚、牛込、小日向、市ヶ谷、早稻田邊、

な組

二百七十二人

小石川、春町、同所通
院前町、其外寺社門前
市ヶ谷谷町、牛込京
町邊、其他寺社門前

お組

百十八人

小石川、籠筒町、小日向清水谷町、
大塚、三間、若荷谷、金杉町

む組

九十三人

牛込改代町、堀口水道、同桑、片町、香羽町邊、
小日向水道、八幡坂、牛込、道、馬場先片町

う組

百三十人

市ヶ谷田町、舟原、牛込香町、
拂方納戸、津久戸町、寺門前

の組

二百四十人

牛込天神町、早稲田、馬場下
町、伊勢、塚、辨天町、寺社門前

八番組

淺草門外、藏前邊、外神田、明神下、湯島、本郷、下谷、廣小路、池の端

ほ組

百三人

淺草平石、門町、茅、廣籠、森山、猿屋町、
天王、瓦、元鳥越町邊、寺社門前

わ組

三百二十人

湯島、神下、茅町邊、池の端、仲町、黒門町、
十門町、下谷長者町、上野、下谷町

か組

三百三十三人

先久間町邊、湯島、旅籠町邊、湯島
天神門前、佐久間町、内淵、湯島

た組

二百四十三人

春木町、本郷一丁目より六丁目迄、菊坂町、
小石川片町、元、竹、本郷金助町、占庵、ト敷

九番組

駒込、巢鴨、染井、谷中、千駄木

れ組

二百二十五人

谷中天王寺門前、谷中、千駄木町邊、
同片町、三崎、宮永、池の端、七軒町

ろ組

百三十六人

駒込片町、追分、丸山新町、白山前町、
指ヶ谷町、南片町、其他寺社門前

つ組

百九人

駒込淺草町、染井七軒、同千駄
木町、同片町、同富士前、有町

ぬ組

百二十六人

巢鴨町、七軒、大原、原町邊、
火の番町、仲、駕籠町

十番組

淺草、黒舟町より北寺町、新鳥越、三谷、今戸橋、下谷板本、金杉、三

の輪

と組

二百十三人

淺草三好町、黒舟、東西仲
町、田原、福川、三間町

ち組

百二十一人

花川戸町、六軒、山の宿、山川町、
聖天、瓦、田町、南北馬道町

り組

七十八人

新鳥越町、淺草、山谷、今戸、橋場町、
東願寺、心光院、不動院門前

ぬ組

七十五人

下谷通新町、龍泉寺町、上野領、
三の輪町、同下谷金杉町

る組

百五十五人

下谷車坂町、山崎、切手、籠筒町、
具足、山伏、坂本町、上下金杉

を組

二百八十九人

阿部川町、淺留、六軒町、大工
屋敷、辻番屋敷、下谷小島町

南組

深川、小名木、木川以南

一組

二十五人

木場町、元加賀町、石島町邊、
茂森町邊凡二十一ヶ町

二組	百九人	黒江町邊、永代寺門前邊、入舟宮川町邊、凡十ヶ町
三組	百六十三人	佐賀町、熊井町邊、凡二十二ヶ町
四組	百十八人	材木町、萬年、平野道邊、海邊大工町邊、凡二十三ヶ町
五組	五十五人	海邊大工町、同裏町邊、清住町、靈岸寺門前、凡四ヶ町
中組 深川小名木川以北及本所の一部		
六組	四十二人	宮川町、扇橋町邊、猿江代地邊、凡八ヶ町、
七組	七十四人	深川元町、六間堀、森下町邊、御舟藏前町、凡六ヶ町
八組	百人	本所徳右衛門町、菊川町邊、松井、林町邊、凡十六ヶ町
九組	三十五人	猿江町、大島町邊、同裏町、東町邊、凡四ヶ町
十組	五十人	本所柳原邊、茅場町、深川古元町、凡九ヶ町
十一組	百五人	尾上町、鎌町邊、松坂町、龜澤町邊、凡十六ヶ町
北組 本所の大部分		
十二組	百四十八人	鞍町、花町邊、三笠町、吉田、吉岡町邊、凡十八ヶ町
十三組	九十五人	石原町、荒井、中の郷、番場町邊、凡九ヶ町

町火消の分掌

十四組	五十一人	中の郷元町、小梅代地邊、凡十四ヶ町
十五組	六十人	龜戸町、田村町邊、深川代地町邊、凡九ヶ町
十六組	五十人	北松代町、五の橋町邊、古元町邊、凡七ヶ町

町火消には各組毎に頭取ありて之を總ぶ、其下に頭纏、纏持、梯子持、平人、人足等の階級あり、頭は組頭にして頭取を佐けて指揮に任ず、平人は鷹口を持つ普通の消防夫にして、人足は消防に加はらず、俗に之を土手組と稱せり、纏は各組を表徴するものにして、皆特殊の徴號を有し、其組の方域を記したる長さ七尺吹流を附せり、初め大小の二種ありて、幡連には銀を塗りしが、寛政の改革に小纏を廢し、銀箔を止めて雲母引とせり、町火消は元文三年の改革以來、其組織變動なく以て幕末に及びたり、其擔當區域は主として町家に限られ、武家屋敷に纏を揚ぐることを禁ぜられしも、實際の活動に當りては區域を別つこと難く、定火消と消防を競ひ、争鬭を起すの弊害ありしが、幕府終に定火消防火の區域を制限し、曲輪外の火災は主として町火消に委ね、幕末に至りては、便宜上淺草及本所深川の倉庫等も、亦町火消に擔當せしめしこ

と既に前節に叙ぶる所の如し、若し夫れ煙焔街衢を覆ひ、朔風盛に火勢を煽るに當り、驚は挺身生命を賭して猛火と戦ふの任にあるを以て、平時は却つて遊惰に流れ、博奕に耽り、粗暴に振舞ふて憚らず、仍つて幕府は屢、制して戒飭する處ありしも、効果概ね一時的に止まり、市民にして一旦此輩の威觸を害する時は、管に火災の時に援を得ざるのみならず、平素亦害を蒙ること無しとせず、されば都人は勉めて之を優遇し、町内の富豪概ね之を扶持せしかば、市井に於ける渠等の勢力極めて盛にして、頗る江戸初世任侠の風を存し、所謂下級なる江戸、子の典型は渠等に於て見るを得たり徳川太平記、徳川實記、江戸の花、大成令

第八章 幕府の集權的施設

徳川氏幕府を江都に開いて、其基功正に成る、權已に立てるを以て、茲に法治の時代に入れり、公家と武門は、緇徒を併せて當時の三大勢力なるが故に、之が遵據の憲章を制して、政刑、令律の原宗を幕府に持し、上下庶民の依るべき所を明かにして、その基功を確實にするは、之れ集權の第一義なり、則ち第一節を以て、公武以下の諸法度を説く、憶ふに、東照公は功利の人なり、實益の人なり、故に、専ら法を以て治政の要訣となし、之を執ること太甚だ嚴に、只管に内治の整一を旨とせり、之を攻えて、夫の豊公が、霸業徒らに遠く徹塞の外に及び、内政苟且、遂に兩つながら、有終の功を完うすること能はざりしに較ぶれば、兩雄稟性の岐るゝ所以、社稷興亡の所由、成業の所依を賭るべし、特に公家諸法度は、政權董督の根本に係るものにして、後世朝幕名分の論議を發こし、爲に上下の横議絶えず、第二節に説くところ、諸侯の配置を論ずるは、幕府一統の集權を計らんが爲に、内外親疎の情狀を稽えて、諸侯封建の部署

を按じ、交錯牽制、以て之を駕御するの實際を語らんとするなり、又以て周匝にして放膽なる、東照公が經綸の迹を窺ふべし、第三節の條下、參觀の制を論ず、此制殆んど徳川幕府の獨創に出で、諸侯統御の要諦を成すが故なり、由來、封建の制破るゝの端を啓くは、方伯私かに邊土に勢を成し、強硬遂に制し難きに至るに始まる、されば、制以て諸侯を江都に率め、權以て朝宗の禮を忘れざらしめ、地方分權の弊を矯めて、陰約の間、天下統制の實權を一統して幕府に收め、幕權よく邊土に普からしめんと計る、且又諸侯江都にあれば、上に方伯の恐あり、下に僚侯の交あり、朝會、行裝、嚴に位次の令制に従ふ、是を以て、戰國割據の餘風たる下剋上の勢を抑え、茲に上下序列の禮制を興せり。

以上三項の所由、一に皆集權の計圖に原づき、以て三百年治平の鎖鑰を成せり、然れども、昌平尙しきに至つては、諸侯配置の施設も、漸く其草創の意義を失ひ、幕末變故相踵ぐに及び、海防の急を以てし、先期封に就くを命ぜらるるあり、或は自ら乞ふて然る者あり、紀綱年を趁うて弛むと共に、參觀の制又其効を成す能はず、幕權愈々陵夷して、茲に革新の機運を生じたり、是に於てか

幕府の解體は、正にその當然の歸結のみ、次いで起るもの、即ち新たなる現代の集權的機構なり、以下節を分つて各項その委曲を盡さむ。

第一節 公武諸法度

武家武權によりて國柄を擧るは、霸道なり、昔藤原氏藩屏を以て朝恩に押れ、政權を私門に壟斷す、後源平氏迭に競ひ興るに及び、權柄漸く武門に歸し、北條氏陪臣を以て國命を乗り、足利十五世京師に霸政を布くに至つては、皇室陵夷、武門の躑梁比するものなし、元龜以還、皇室萎靡して、益振はず、繼に其名分を保つのみ、是時堂上民に倚賴を失ひ、天下只管に武治を謳ふ、蓋し衣冠の族、亂離に處して何をか成さむ、優柔殆んど藩屏に任まざればなり、されば織豊氏の遺業を紹いで、東照公撥亂の功成るや、天下翕然として公に赴くもの夫れ、遂に自然の勢のみ、霸道素より正しからずと雖、亂弊に處する、劍戟に非ずんば、戡定の功なく、従つて國殆し、此時劍以て起つは、正に天の命なり、されば關ヶ原の兵革戢まり、民治平を慶するに逮びては、朝廷勢の趨くところを

察し給ひ將軍亦名分を忘れず、交讓即ち能く三百年の昌平を致せり、熊澤蕃山説いて曰く、將軍帝位を望むは思慮を得ず、王又天下を執り給はんとするは過なりと、和集蓋し武門名分を忘れて權に伐るを誠しめ、王家時運を察し給はず、朕離事を誤らんことを惧るゝなり、其末葉に至つて漸く朝權を振興し、維新の皇謨を啓けるもの、亦之れ時勢の然らしむる所、霸府當さに減ぶべくして亡べるのみ、此間文教興り、庶政備はり、喝人柳下に蔭して天下懐けり、東照公撥亂の功、反正の大業に至りては、眞に欽仰に値せずんばあらざるなり、已に劔によつて天下に蒞む、當に權によらずんば法行はれず、即ち宜して法を以て理を破るも、理を以て法を破らずと、言ふ武家語、以て霸道の意氣を見るべし。

慶長十八年六月先づ公家衆御條目五條を制して、公家遵守の繩墨を明かにせり駿府記、台徳院實記、徳川禁令考、武家嚴制錄、徳川十五代史、官中秘策、

公家衆御條目

- 一 公家衆家々之學問、晝夜無油斷様、可被相勤事
- 一 不寄老若、背行儀法度之輩、可被處誦流、但依罪之輕重、可定年序事
- 一 晝夜御番、老若共無怠慢、可相勤之、其外威儀正敷、伺候之時刻、如式目參觀仕様、可被仰付事、
- 一 晝夜共、爲差無用所々之町小路徘徊堅停止之事
- 一 公宴之外、私不似合勝負、並於不行儀之青侍共抱置輩者、流罪同先條事

右之條々所相定也、五攝家並傳奏於有、其届者、從武家、可行沙汰者也、

慶長十八年六月十六日 判

板倉伊賀守へ

十九年四月林道春、金地院崇傳以下五山の僧をして公武の法制を修せしむ、群書治要、貞觀政要、續日本紀、延喜式並に貞永、建武式目等に據る、翌年七月稿成り、二條城日七に於て公家法度を發布す、關白昭實之に連署して朝幕の協定を明かにせり、條章凡て十七、禁中の法式を制するなり、是月伏見城に於て

別に武家法度日七を發布して公武を分つ、京師を擁し、朝勅を奉じて、故らに公武合體に擬するは其殿に執らざる所なり發府記、台德院實記、徳川禁令考、武家殿制録、御誓秘鑑、官中秘策、徳川十五代史、合條記、太平年表

禁中並公家衆諸法度

一 天子諸藝能之事、第一御學問也、不學則不明古道、而能致太平者未有之也、貞觀政要明文也、寬平遺誠、雖不究經史、可誦習群書治要、云々、和歌自光孝天皇未絶、雖爲綺語、我國習俗也、不可棄置、云々、所載禁秘抄、御習學專要候事、

一 三公之下親王、其故者、右大臣不比等、着舍人親王之上、殊舍人親王仲野親王、贈太政大臣、穗積親王、准右大臣、是皆一品親王、以後被贈大臣時者、三公之下、可爲勿論歟、親王之次、前官之大臣、三公在官之内者、雖爲親王之上、辭表之後者、可爲次座、其次者、諸親王、但儲君者各別、前官大臣、關白職再任之時者、攝家之内、可爲位次事、
一 清花之大臣、辭表之後、坐位可爲諸親王之次座事、

一 雖爲攝家、無其器用者、不可被任、三公攝關、况其外乎、
一 器用之御仁體、雖被及老年、三公攝關、不可有辭表、但雖有辭表、可有再任事、

一 養子者、連綿、但可被用、同姓、女縁、其家督相續、古今一切無之事、

一 武家之官位者、可爲公家當官之外事、

一 改元漢朝年號之内、以吉例可相定、但重而於習禮相熟者、可爲本朝先規之作法事、

一 天子禮服、大袖小袖、裳、御紋十二象諸臣禮服各別、御袍、麴塵、青色、帛、生氣御袍、或者御引直衣、御小直衣等之事、仙洞御袍、赤色、椽、或紺御衣、大臣袍、椽、異文、小直衣、親王袍、椽、小直衣、公卿着禁色、雜袍、雖殿上人、大臣息、或孫、聽着禁色、雜袍、貫首五位藏人、六位藏人、着禁色、至極、薦着麴塵袍、是可申御服之儀也、晴之時、雖下薦着之袍色、四位以上椽、五位緋、地下赤衣、六位深綠、七位淺綠、八位深縹、初位淺縹、袍之紋、唐草輪無、以家々舊例着、用之、任、槐以後、異文也、直衣、公卿禁色直衣、始或拜領家々任、先規着

用之殿上人直衣羽林家之外不着之、雖殿上人、大臣息又孫着禁色、直衣、布衣、直垂、隨所着用之小袖公卿衣冠之時者着綾、殿上人不着綾、純真羽林家三十六歲迄着之、此外不着之、紅梅十六歲三月迄、諸家着之、此外平絹也、冠十六歲未滿透額帷子、公卿從端午、殿上人從四月酉加茂祭、着用普通之事、

一諸家昇進之次第、其家々守舊例、可申上、但學問、有職、歌道、令勤學、其外於積奉公勞者、雖爲超越、可被成御推任、御推叙、下道、眞備、雖爲從八位下、依有才智、費右大臣拜任、尤規模也、螢雪之功、不可棄捐事、

一關白傳奏、並奉行職事等、申渡義堂上地下輩、於相背者、可爲流罪事、一罪之輕重、可被相守名例律事、

一攝家門跡者、可爲親王門跡之次座、攝家三公之時、雖爲親王之上、前官大臣者、次座相定上者、可准之、但皇子連枝之外、門跡者、親王宜下有間敷也、門跡之室之位者、依其仁體考先規、法中之親王、番有之儀也、近代及繁多、無其謂攝家門跡、親王門跡之外之門跡者、可爲准門跡事、

一僧正大正門跡、院家、可守先例、至平人者、器用卓拔之仁、希有雖任之、可爲准僧正也、但國王大臣之師範者、格別之事、

一門跡者、僧都大正法印、任叙之事、院家者、僧都大正律師、法印、法眼、任先例、任叙勿論也、但平人者、本寺推舉之上、猶以相撰器用、可申沙汰事、

一紫衣之寺者、住持職先規、希有之事也、近年猥勅許之事、且亂薦次、且汚官寺、甚不可然、於向後者、撰其器用、戒薦相積、有智者聞者、入院之義、可有申沙汰事、

一上人號之事、碩學之輩者、爲本寺撰正權之差別、於申上者、可被成勅許、但其仁體佛法修行、及二十箇年者、可爲正、年序未滿者、可爲權、猥競望之儀、於有之者、可被行流罪事、
右可被相守此旨者也、

慶長二十乙卯年七月日

昭 實 判
秀 忠 判
家 康 判

萬治四年四月禁裡炎上す、公家法度亦火く、寛文四年六月更に同文を作り、高家吉良若狹守義冬を上使として京師に詣らしめ、關白藤原光平の連判を以て朝に上る令條記、殿有院實記、按ずるに偶、其第一條天子獎學の章を引いて之を難ずるものあり、曰く天子に修學の道を説いて統治の運用を言はず、之れ陰かに天子を書冊の間に封じて、皇國一統の大權を纂ふもの、公の眼中又名分なし、法を立て、朝廷を律すること已に王憲を紊し朝威を潰せり、暴戾即ち明かなるのみと幕罪略、勤王論の發達、然れども公が覇業の端は已に夙く小牧の一戦にあり、關ヶ原役に至りてその基功正に定まる、軍職拜任の後已に茲に十有餘年、此時初めて法章を設け、大權を纂ふの必要、何くにか、あらむ、特に獎學の意圖を揣摩して以て天子を愚にするの策なりと難ずるものありしも、古道は書冊の中に悟るべく、知見は文理の間に湧くべし、人學んで蠢愚に歸すべしとは、咄ふべき不合理の僻論に非ずや、東照公此憲章を制定するも、大權委任の條項を明記せず、而かも關白昭實と連署して公武協定の實を明かにせるは、臣子名分を守るの苦心に存するなり、然るに短見の輩之を悟らず、皇室と實權、政

府の竝立を認めざるを得ざるの時運を究めず、單々に名分に基いて覇政を難ず、固陋事理を辨ぜざるも、又太甚しいかな。

北畠親房は南朝孤忠の臣なり、亂に居てよく亂を知る、かるが故に又よく覇政の功伐を辨じ、朝幕竝立の已むを得ざるべき時勢を察せり、是を以て論じて曰く、保平以來の亂を以て頼朝の若きあり、泰時の如き微つせば、祖國六十州の民何くにか底止せむと神皇正統記、主上は皇國祖宗の苗裔なり、神聖にして干すべからず、されば禁裡は尊きを九重の上に養ひ給ひ、將軍武威を以て幕府に立つ、朝は國民崇仰の宗となり、幕は萬民倚頼の府となる、公武分れて名分必ずしも悖らず、覇者は已に當時の權力なるが故に、治めざるを得ず、頼らざるを得ざるなり、即ち幕府法を立て規を制するも、上を扼するに、非ず、治者權以て政刑を行ふのみ、故にその第四條に三公攝關の補任を制して、幕府暗に之を抑ふるも、實に是に基く、由來長袖の輩優柔怯懦、廷室を紊り、政道を誤る、之を抑するは又、皇上を守り、國權を、其安きに置く、所以なり。

慶長十二年猪熊左少將教利以下朝紳官女醜行の事あり、前將軍之を駭府

に糺す、十四年十月教利及兼保備後頼繼を斬り、以下十一人盡く遠流に服せり、卿客始めて色を失ふ、世上之を難じて又公が不逞を咎むと雖之もと勅諭に出づ、而も處断に先ち書を上りて寛宥を請へり、而して後之を行ふ、その廷臣を駿府に呼びて處断する、亦暴戻道を失ふと憤るあれども、彼等は已に勅諭の徒なり、豈糺すに東邊西陲地の何くなるを、選ぶを須たんや、而も京師之を以て震駭し、風改革まる、却つて喜ぶべきのみ、後世の史家偏狹徒らに名分に走つて時代を見ず、爲政の苦衷を察せず、晒ふに堪えたり。

已に法を立て令布いて之を行ふ、法は權にして力なるが故に、義に居て政を行ふもの之を持するや、正に凜として氷雪よりも厲しかるべし、刑置いて用ひずんば、天下直ちに亂に臻らむ、是に由つて之を觀れば、紫衣勅許の事件、又情狀の止むを得ざるに出づ、思ふに緇徒は公武を併せて當時の三大勢力たり、されば政を施して天下に蒞む、先づ之を抑えざるべからず、即ち僧正門跡以下の僧位寺制を定めて委曲を盡す、偶寛永三年金地院崇傳京師に入る、請託濫叨、僧徒妄りに位に驕り、龍次を案せり、法を犯すもの凡そ九十餘人、即

ち嚴に査檢を加え、元和元年發布の諸宗法度に觸るゝもの、五山、大徳、妙心等の紫衣、黄衣及知恩院執奏の上人號を褫ひ、其他悉く處断せり、綸言誠に汗の如しと雖、又之を奈何せむ、斷乎として行はずんば、管に法を紊るのみならず、又幕府の威令を損ふ、威を示して義いさを守るは、朝を犯すに非ず、治平を社稷に齎すなり、之を足利、北條氏等の暴恣に比すれば、秉公持平、政治之れ努めたりと稱すべきのみ。

世人織田氏、豊臣氏が王家の奉行之れ勤むるの忠節を説くも、源平以還、武門劔を執つて起つや、先づ輦轂の下、加茂川の畔に其旌旗を樹て、天子を挟み、名器の重きにより、覇功を資くることを以て主眼とす、兩公奉行力むるの事實も、覇業草創の際、また之を學ぶの必要に出づるのみ、思ふに兩雄は一統の治成らずして、覇功の中道に殂したるもの、未だ法治の政に至らず、然れどももと權略によつて興るが故に、その覇業完く成らしめば、施すところ又容易に逆睹すべからざるなり、且徳川氏の功過を論ずるもの、幕府を責むるに急にして、爲に公平の知見を失ひ、朝廷を待つ厚からざるを難ずるも、之れ甚

だ史實に忤ふものなり、按ずるに禁裡御料の如き、足利氏の盛時に於て僅に三千石、織田氏五千石、豊臣氏の時七千石に過ぎず、徳川氏に至りては三度加増して三萬二千六十余石となし、將軍家茂公の時には貢米年々三十萬俵を供獻し、後慶喜公のとき山城二十余萬石を進獻す、外に定額以外の補足として年々凡そ三萬五千四百五十兩、安政以後此外に尙二萬兩或は三萬兩を獻土せり、仙洞の御料も初、三千石なりしを一萬石とし、享保年中本院新院いませし時、之に上る所、本院一萬石、新院七千石、加ふるに宮家、攝家以下の家祿を合すれば草高凡そ四五十萬石に上るべし、皇居の再造、修築、舊典の復興、皇陵の修補、神宮造營、公家の再興、其他臨時の補足、供獻等盡す所到底織豊兩氏が遠く及ぶ所にあらず、台徳院、有徳院實記、吹塵録、舊而豊臣氏が聚樂に主上を迎へ奉るの日、その進獻する處、禁裡へ京の地子銀五千五百卅餘兩、六宮へ五百石、院の御所へ三百石、門跡公卿亦八千石に過ぎざるも、戰國以降皇室の式微甚だしく、内帑の困乏其極に達せしを以て、供獻甚だ卑しと雖、堂上闕闕の歡謝極まらざりしは、蓋し思半に過ぐるものあるべし、市庵太閤兵叢より治行はれ、升

平久しきに涉りては、藝文進み古道開け、主上又陰かに王代の盛事を偲び、徳川氏が奉行之れ努むるの供獻も、多くの歡を成さず、遂に睽離の心を啓き給はんこと、恐察に難からざる所にして、此情感は雖て維新の一内因を醸成せりと認むるも、恐らくは大過なかるべく、要は時勢の轉變之を胚胎するなり。

幕末一代の尤物中井竹山説を作して曰く、豊臣氏聚樂に主上を迎ふるも、素之れ王家の勤勞を以て名とするのみ、實は列侯に誓盟を強いて私を圖るなりと、史之を駁するものありて曰く、太閤は亂世の雄傑、略あり權あり、徒らに唯々跼蹐して忠勤之れ力むるの老僕に非ず、權略亦一時の權宜に過ぎざるのみ、霸功應て朝家の寄與とならば、即ち可なりと、勤王論の發達然るに論者以上分疏の辭指を忘れて、徒らに竹山が筆蹤に倣ひ、徳川氏不逞の罪を計えて委曲を盡すも、是れ自らの筆を以て己れの所論を駁しつゝあるの撞着を悟らざるものなり、論者又徳川氏朝廷に對して兩敬の語を用ふるの不遜を尤むるも、嚴密なる意義に於て兩敬の事實ありしや否や、不肖寡聞にして之を知らず、偶幕閣より京職傳奏等を経て禁中に其趣旨を致すの書に、公方様等の文

字あり、稍、兩敬の呼稱に似たるが如くなり、雖、當時幕府は爲政の實權者に
 して、法を行うて民庶の上に立つものなり、されば事を執る有司が幕府の權
 威を保たんとするの一方、將軍に對する自らの敬意を以て、事此に至りしな
 るべきも、之れ誠に已むを得ざるの情勢に出づるなり、蓋し幕閣は將軍の隸
 屬なり、臣を以て君の名を署す、焉んぞ敬稱なきを得んや、之を以て兩敬と稱
 すべくんば、論者の所謂兩敬は其意義に於て、實かに吾人と懸絶せるを感ぜ
 ずんば、あらざるなり、要するに將軍武威に伐り、主上公方様を以て稱するも
 敢て謙讓せず、宸翰、内書對等の文字を用ふるに至つて、初めて其不逞を尤む
 べきのみ、而かも文献會て之を證すべきなきを奈何、稍、其趣を異にするも新
 井白石會て朝鮮に對する信書の式を論じて、在昔、霸政の起るや、異邦の人稱
 して國王と言ふ、爾來對外關係に於て天皇、國王の區別あり、方今天子を翼戴
 し、諸侯を綏靜す、將軍宜しく大君朝鮮に於ては此稱王子正妃の出なるを云ふ
 の號を以て隣國と交るは、皇威を張り、方外を鎮撫する所以にして、必ずしも
 對内の規矩に従ふを要せずと主張せるは、國書復讐紀事また之れ幕權を高め、國威を

張り、以て王家に寄與するの趣旨に外ならざるなり、主上は寔に皇國の神奇、
 歴代の將軍決して之を無みせず、凡そ幕府禁裡に物を呈するや、書して御進
 獻と言ふ、臣節を守るなり、又その宸翰を拜するや、必ず先づ潔齋して之を披
 き、大廟上使の歸參には、俛伏して下座の禮を守り、眷々謙抑の誠を忘れず、其
 他同様の所傳は禁裡尊崇の事實を、尤も雄辯に語るものなくんば、あらざる
 なり。

昔、北條氏陰謀狡智、寸兵尺鐵を用ひずして其國を枉席の上に纂ふ、今東照
 公を以て北條氏の亞流に擬するも、東照公は豊臣氏の陪隸に非ず、北條氏が
 源右府の骨肉を割き、族類を陥れ、己れ妻黨の引を以て、屬隸尙國命を乗れる
 とは、決して同日に論ずべからず、關ヶ原の兵塵未だ全く戢まらざるに、慶長五年九月
 早くも勅使草津の柳營に下向あり、公に勅して天下泰平の治を沙汰せしめ
 らる、正に統治權委任の義なり、尋いで關外の任宣下あるに及んで、公大將
 軍の官職に於て大政を行ふ、又何の不可か之れあらむ、源右府然り、室町將軍
 亦然らずや、織田氏は右府を以て、豊臣氏は關白を以て、共に廷臣の名に於て

國命を掌るも、素之れ武將武權によつて朝に立つなり、征夷の府を開くも開かざるも、權以て政刑を行ふの實は即ち一のみ、凡そ王憲を紊し社稷を亂に導くの端を啓けるは、藤氏朝廷に權を恣にせしに始まる、皇室陵夷するに當つては、武門邊士に勢を成すも、遂に之を制する能はず、平清盛相國の印綬を帯び、兵權を以て朝に立つや、天子の威を以てするも、暴逆尙奈何ともすると能はざるに至れり、廷臣皇朝を紊すや深くして、誠に尙し、觀ずれば、廷臣善し、霸府亦可し、廷臣社稷を誤り、霸者又皇上を無みするに至つて、兩々共に打つべきのみ、政道は民を本とす、何人と雖爲政の局に立つて私を成すを許すべからず、公が遠く京師を去つて、霸府を江都に立つること、朝幕睽離の因を成せりと、揣摩するあれど、勅王論の發達所論憾むらくは、根底に徹せず、寧ろ制成り法布かれ、茲に武家未曾有の法治時代を劃して、幕府の基礎大に定まるに因ると、付度するの當れるに如かざるべし、帆足萬里又夙く之を唱え、幕府百年の長計に非ざる所以を説く、曰く、朝幕分れて遠く相隔つが故に、時に處し難き難局を生み、中間疏解を阻むの虞なしとせず、且は名分妥當を缺く、今若し廷臣

の名位を受けて朝命を行はゞ、扞格勞多きの弊なかりしならむ、草創輔弼に其人なく、事を誤ると、帆足萬里遺稿されど、東照公復かに源右府の遺風を慕ふ、東照は公が愛讀物かざりし、文過ぐれば奢を生じ、士奢れば即ち弱し、殷鑑遠からず、平相國武功を以て興るも、二十余年遂に其宗族を亡ぼせるにあらずや、公この所因を知れるが故に、遠く東國に去つて、武門の覺悟と練達を忘れず、されば、徳川氏が城壁を築き、塹壕を深くして、武備惟れ力ひるの事實も、軍國多端、兵馬倥傯の後を享けて、霸權を執るものが、治に居て尙亂を忘れず、百年治平の鴻基を定めんとする當然の用意のみ、世又徳川氏自家の宗廟を壯んにするを知つて、王家山陵の脩築を怠ると言ふものあれど、是れ怠るに非ず、意及ばざるのみ、故に柳澤吉保の猷策あれば、直ちに之を荆棘の裡に覓めて新營し、元禄十二年四月戸田忠恕の進言あれば、山陵奉行を置いて、文久二年十月其修補と保存の事に膺らしめたり、若し夫れ諸侯を役して、東叡山、増上寺、晃山の宗廟を壯んにせしが如きに至つては、當時に於て誠に當然の土木に過ぎず、今に及んで之を見る、雄圖天下に威令を行はむが爲には、又避くべからざる必然の霸略に過ぎざりしか、

而も冕廟輪奐の壯麗が、我三千年工藝の歴史を飾り、異國の讚嘆を擲にするに至つては、寧ろ國家の欣幸とするに足らざらんや。常憲院、昭徳院實記、嘉永明治年間録、惠廟實錄

吁、我れ一部の史家に問はむ、徳川氏明文を以て宮中と府中朝府の義なりを明かにするの公明を許さず、而も皇上を挾んで、陰かに私を成すの事實を許すべきや、我亦固陋の君子に質さむ、勤王とは惴々乎として賀茂川の河畔に俛伏するを以て、その唯一の意義となすべきや、三千年傳統の社稷を奈何、祖宗千萬の生民を奈何、皇祖肇國の皇謨を奈何、觀じ來れば徳川氏三百年覇業の功過容易に速断すべからず、史家須らく己を虚うして其時代を見るべし、眼を披いて嚴に因襲の偏見を脱すべし。

第二第三の條下親王公卿の位次を定む、古來親王と大臣との座次紛議を重ね、爲に親王は一座を厭へり、攝關三公親王の上に着くは、蓋し、相門專横の遺制たるべし、幕罪略蒲生君平の書と稱するも偽書ならんに三公親王を下にするの條を引いて、徳川氏の暴戾を誹議すること甚だ峻烈を極む、按ずるに續日本紀には親王皆三公の上に列するも、公卿補任養老四年の條に右大臣藤原不比等八月三日薨すを知太

政官事舍人親王八月四日任の上に置くは、その任免の日次に従ふものにして、親王は、不比等の薨後に任命せられたるものなれば、直ちに以て位次の上下となすべからず、本居内遠嗟嘆して曰く、起草の時林家皇國の古制に暗く、儒見を以て事を謬まる、在昔朝廷の行列、親王、諸王次に諸臣、各、嚴に位次を守れり、然るに令制、親王は品を以て分つと雖、諸王、諸臣位號同じきによりて、その班次を紊れり、かくても無品の親王尙人臣一位の上にあるを、親王太政大臣ともなるを解して昇進となし、遂に太政大臣攝關の下に置くに至れり、堂上家時に又古道に睦く、權道立てるは、誠に嘆きに任えざるなりと。和歌の浦鶴後世光格天皇の時、尊號事件の端を啓けるも、此條その所因を成す、要するにもと、崇傳以下起草の諸士が、一に典據の考證を過ち、幕府又之を用ひて制と成すのみ、世人この考證の誤謬を以て尙徳川氏が權略の餘に出づとなすものあれど、幕權已に定まるの時、親王、攝關の座次幕府に於て何するものぞ。

此章下徳川氏を以て豊臣氏の陪隸に非ずと断ずる所以は、兩公もと共に聯邦對立の關係に過ぎず、されば太閤聚樂に誓盟を取るや、東照公大納言

を以て織田信雄等と共に誓詞の一行に立つ、是時羽柴氏の譜第は誓紙に列せず、加藤、淺野の重臣提封二十萬石を食ひと雖、尙五位の諸大夫に止まる、然るに徳川氏の家臣井伊直政侍従を以て誓盟の列に班せしは、明かに外様の賓禮を以て待遇せしものと謂はざるべからず、之を以て觀る時は豊臣氏と徳川氏との關係瞭然たるものあるべく、太閤の時代は覇功一統の治世にあらず、侯伯共和の世紀に過ぎざりしなり。

武家法度は武門の規矩を制するものなり、凡て十三條、左文武の要樞を説き、參觀、交代、衣服、乘輿の制、出兵、築城、新儀、徒黨、私婚の禁に及ぶ。

武家諸法度

- 一文武弓馬之道、專可相嗜事、
- 左文武古之法也、不可不兼備矣、弓馬是武家之要樞也、號兵爲凶器、不得已而用之、治不忘亂、何不勵修練乎、
- 一可制群飲佚遊事、

令條所載、嚴制殊重、耽好色、業博奕、是亡國之基也、

一背法度輩、不可隱置於國々事、

法是禮節之本也、以法破理、以理不破法、背法之類、其科不輕矣、

一國々大名小名並諸給人、各相抱士卒、有爲叛逆殺害人告者、速可追出事、

夫挾野心之者、覆國家之利器、絕人民之鋒劍、豈足允容乎、

一自今以後、國人之外、不可交置他國者事、

凡因國、其風是異、或以自國之密事告他國、或以他國之密事告自國、佞媚之萌也、

一諸國居城、雖爲修補、必可言上、况新儀之構營、堅令停止事、

城過百雉、國之害也、峻壘浚隍、大亂之本也、

一於隣國、企新儀、結徒黨者、有之者、早可致言上事、

人皆有黨、亦少達者、是以或不順君父、乍違于隣里、不守舊制、何企新儀乎、

一 私不可締婚姻事

夫婚合者陰陽和同之道也、不可容易、易啖曰、匪寇婚嫌、志將通、寇則失、時、桃夭曰、男女以正、婚姻以時、國無繇民也、以緣成黨、是姦謀之本也、

一 諸大名參觀作法之事

續日本紀制曰、不預公事、恣不得集、已族、京裡二十騎以上不得集、行云々、然則不可引卒多勢、百萬石以上、不可過二十騎、十萬石以下、可爲其相應、蓋公役之時者可隨其分限事、

一 衣裳之品不可混雜事

君臣上下、可爲各別、白綾白小袖、紫袷、紫裡、練無文小袖、無御免衆、猥不可有、着用、近代郎從諸卒、綾羅錦繡等之飾服、甚非古法制焉、

一 雜人恣不可乘輿事

古來依其人、無御免乘家有之、御免以後乘家有之、然近來及家郎諸卒、乘輿、誠濫吹之至也、於向後者、國大名以下、一門之歷々者、不及御免、可乘、其外昵近之衆、並醫陰兩道、或六十以上之人、或病人等、御免以後、可

乘、家郎從卒、恣令乘者、其主人可爲越度、但公家門跡並諸出家之衆者、非制限、

一 諸國諸侍可被用儉約事

富者彌誇、貧者恥不及、俗之凋弊、無甚於此、所令嚴制也、

一 國主可撰政務之器用事

凡治國道在得人、明察功過、賞罰必當、國有善人、則其國彌殷、國無善人、則其國必亡、是先哲之明誠也、

右可相守此旨者也

慶長二十年卯七月日 御朱印

章程定めて委曲を盡さず、第九條參觀を制するに直ちに供連の枝葉に及ぶが如き本末を認るの不備ありと雖、素之れ兵塵全く戢まらず、劍戟勿々の間に艸したるものなれば、又深く咎むべからず、寛永六年七月、三代家光公その第五及第九を削除修正して十一條となし、更に十二年六月、大に之を正して十九條となせり、爾來一世一代更めて之を發布するを恒例とし、時に舊制

の 一 に據ることあり、五代綱吉公の時定むるもの十五條、尤も整へり、次いで六代家宣公に至り文理大に改まる、新井筑後守君美が草する所なり、八代吉宗公新たに修せず、専ら元和令慶長廿年七月始めて發布せるものをいふに據る、歴代乃ち之に倣ふ、安政元年家定公更に時勢を察して大船營造の規則を加ふ、歴世儒官林大學頭之を修するなり、下に五代綱吉公發布するものを示す。

武家諸法度

- 一文武忠孝を勵し、可正禮義事、
- 一參觀交代之儀、毎年可守所定之時節、從者之員數不可及繁多事、
- 一人馬兵具等、分限に應し、可相嗜事、
- 一新規之城郭構營、堅禁止之、居城之墮疊石壁等敗壞之時者、達奉行所、可受差圖、槽塀門以下者、如先規可修補事、
- 一企新規、結徒黨、成誓約、并私之關所、新法之津留、制禁之事、
- 一江戸并何國にて不慮之儀有之といふ共、猥に不可掛集、在國之輩は、

其所を守り下知を可相待也、何國にて雖行刑罰、役者之外不可出向、但可任檢使之左右事、

一喧嘩口論、可加謹慎、私之爭論、制禁之、若無據子細有之者、達奉行所、可受其旨、不依何事、人々令荷擔者、其咎本人より重かるべし、并本主之障有之者、不可相抱事、

附、百姓と百姓之訴論者、其支配より令談合、可濟之、有滯儀者、評定所に差出之、可受捌事、

一國主城主壹萬石以上、近習并諸奉行諸物頭、私不可結婚、姻總て公家と於結縁邊者、達奉行所、可受差圖事、

一音信贈答嫁娶之規式、或者饗應、或者家宅營作等、其外萬事、可用儉約、惣て無益之道具を好、私之奢不可致事、

一衣裳之品、不可混雜、白綾公卿以上、白小袖諸大夫以上、免許之事、

附、徒若黨之衣類者、羽二重、縮紬、布、木綿、弓鐵砲之者迄、紬、木綿、其外に至りては、萬に木綿、可用事、

- 一 乘輿者一門之歴々、國主城主、壹萬石以上、并國大名之息城主及侍從以上之嫡子、或者年五十以上許之、儒醫諸出家者、制外之事、
- 一 養子者、同姓に相應之ものを撰び、若於無之者、由緒を糺し、存生之内可致言上、五十以上十七歳以下之輩、及末期、雖致養子、吟味之上可立之、縱雖實子、筋目違之儀、不可立事、
- 附、殉死之儀、彌令制禁事、
- 一 知行所務清廉沙汰之、國郡不可衰弊、道路驛馬橋船等、無斷絶可令往還事、
- 附、荷船之外大船者、如先規停止之事、
- 一 諸國散在之寺社領、古より至于今所附來者、不可取放、勿論新地之寺社、彌令停止之、無據子細有之者、達奉行所、可受差圖事、
- 一 萬事應、江戸法度、於國々所々、可遵行事、

天和三年七月廿五日

御朱印

發布の儀嚴肅を極む、是日三家諸侯惣て本城大廣間に集る、將軍中段に出御、宿老下段に伺候す、上命により諸侯中段に進めば、將軍家當家代々の吉例に任せ、條目を申渡すとの上意あり、一同稽首伏拜す、將軍入御、宿老、林大學頭を召し、御座の下段に着かしむ、大高檀紙に淨書したる法度を廣蓋より取上げ、林氏音吐朗々全章を捧讀す、最後に高く御朱印の三字を呼上ぐれば、滿座凜然として手に汗し、首を頷して復昂ぐる能はずと御當家令條、徳川綱令考、徳川實記、徳川十五代史、官中秘策、彌應遺稿

別に諸士法度と稱するものあり、旗本の憲章なるが故に、又旗本法度と云ふ、三代將軍家光寛永九年始めて之を發布し、十二年完く成る、四代家綱公寛文三年八月寛永の令を取捨して之を發布せしも、制するところ概ね武家諸法度に同じきを以て、綱吉公以後諸侯と共に武家法度によらしめ、特に旗本法度を制するの煩を避くるに至れり、茲に寛永十二年の法度を示す。

條々

- 一 忠孝をはげまし、禮法をたゞし、常に文道武藝を心がけ、義理を專に

一 忠、風俗をみだらるべからざる事、
一 軍役如定、旗弓、鐵炮、鎧甲、冑馬、皆具、諸色兵具、並人數積、無相違、可相嗜事、

一 兵具之外、不入道具を好み、私之奢いたすべからず、萬儉約を用べし、
知行水損、早損、風損、蟲つき、或舟破損、或火事、此外、人も存たる大成失墜は、各別、件の子細なくして、進退不成、奉公難勤、輩は、可爲曲事事、
一 屋作、小身之族にいたるまで、近年分に過、美麗に及ぶ、自今以後、進退に應じ、其例を承合、かるくいたすべき事、

一 嫁娶之規式、近年小身の輩にいたるまで、甚及華麗、向後、諸道具以下、分に過たる結構いたさず、可用儉約、譬大身たりといふとも、ながまつりこし、三十挺、長持五十棹に過べからず、總而應分限可沙汰事、
一 振廻之膳木具、並盃臺、金銀彩色停止之、但し高貴人珍客には、木具不苦、或は晴之會合、或は嫁娶之時は、金銀之土器、龜足可爲其意次第、總而振舞之儀、輕くいたし、酒不可及、亂醉事、

一 音信之禮儀、太刀馬代、黃金壹枚、或銀十枚、隨分限、以此内可減少之、或銀壹枚、青銅二百匹、禮物百匹にいたるまで、可用之、並小袖十、如右減少之、雖爲大身、不可過之、總而階色、此種を以可用遣之、國持大名之禮儀とりかはしの時も、此上之美麗いたすべからず、勿論酒肴等も可爲輕少事、

一 被行死罪者有之時、被仰付輩之外、一切其場へ不可懸集事、
一 喧嘩口論、堅停止之畢、若有之時、令荷擔は、其咎可重於本人、總而喧嘩口論之刻、一切不可懸集事、
一 於殿中、萬一喧嘩口論有之節は、番切に可相計之、猥に自他番、不可寄集、番無之座ならば、其所へ近き輩可計之事にも、成間敷を見ながら不可令致惡事事、

一 火事若令出來ば、役人並免許之輩之外、不可掛集、但役人差圖之者は可罷出事、
一本主之障あるもの不可相抱之、叛逆殺害盜賊人之届あらば、急度可

- 返之、其外かろき答之者に至ては、侍は届次第可追拂之、小者中間は可返之、於難澁は、番頭組頭令相談可濟之、無番頭者は、其なみの輩可致談合若有滯所ば、達役者可請差圖事、
- 一於諸家中有大犯人ば、譬雖爲親類直參之輩、取持相拘はるべからざる事、
- 一知行所務諸色相定、年貢所當之外、作非法領知、不可致亡所事、
- 一知行境野山水論并屋敷境、於何事も不可致私之諍論、若申分あらば、番頭組頭可令相談、無番頭者は、其なみの輩に及相談可濟之、有滯儀ば達役者可受其旨事、
- 一組中並與力同心、他之組と申合有之時、不致其組之荷擔、番頭番組互及相談可濟之、若有滯儀ば達役者可受差圖事、(寛文三年削除)
- 一百姓公事雙方自分之知行たるにおいては、其地頭可計之、相地頭之百姓と公事いたさば、其類之番頭組頭以相談可捌之、無番頭者は、其なみの輩寄合可濟之、總而有滯儀ば達役者可請捌事、

- 一跡目之儀、養子は存生之内可致言上、末期におよび忘却之刻申といふとも、不可用之、勿論無筋目もの不可許容、たとひ雖爲實子、筋目違ひたる遺言立間敷事、
- 一結徒黨致荷擔、或妨をなし、或落書張文博奕不行儀之好色、其外侍に不似合事業不可仕事、
- 一大身小身共に自分用所之外買置、商賣利潤のかまへ致すべからざる事、(寛文三年削除)
- 一徒若黨之衣類さあや、ちりめん、平縞羽二重、縮紬布木綿之外停止之事、
- 一附弓鐵炮之者、縮紬布木綿之外不可著之、小者中間、衣類萬に布木綿可用之事、
- 一物頭諸役人、萬事に付而不可致依怙、並諸役者其役之品々常に致吟味、不可油斷事、
- 一上意之趣、譬如何様之者、雖申渡不可違背事、(寛文三年削除)

右可相守此旨若於違犯之族者糺其咎之輕重急度可被處罪科者也

寛永十二年十二月

以上の法度は幕府治政の憲章たり然るに戦國争亂以來僧徒愈勢を成し、放縱宗規を紊り、倨傲寺法を破る、故に屢、制令あり、諸山を戒め、修法習學を奨む、從來寺院の管督多く朝廷に屬せしも、漸次之を幕府に移して統轄に便し、本末を正して統董の權を本山へ與へ自治に任ず、慶長十三年八月比叡山延曆寺天台に下せる法令七條、凡て下の如し。

延曆寺法度

- 一 山門衆徒、不動學道者、住坊不可叶事
- 但從再興住山僧并坊舍建立之人、一代雖爲非學、可有捨事、
- 一 雖勤學道、其身之行儀於不律者、速可及離山事、
- 一 顯密之名室、爲學匠可相續事、
- 一 爲僧一人、二坊三坊抱置、并無住之坊、可禁止事、

- 一 坊領、其住持之外、不可競望事、
- 一 坊舍、并領知之賣買質券等、一切可爲無用事、
- 一 衆徒妄結、連署、以黨類於企、非義者、可追放事、
- 右之條々、可被相守者也、

慶長十三年月日

御黒印

爾來連年各宗派及大寺巨刹に法令を下せり、二十年七月に至り武家并に公家諸法度を願つの後、五山十刹及大德、妙心、永平、總持の諸寺、高野山衆徒、眞言宗、淨土宗兩派翌年身延山久遠寺にも下せりに法規を下し、金地院崇傳之を奉行せり、茲に五山十刹に係るものを掲げて一斑を示さむ。

五山十刹諸山之諸法度

- 一 東班、西班、轉位、官資、可爲如寺法之事、
- 一 乘拂者、叢林之典章、出世之初歩也、近年猥依申下、無拂帖乘拂既欲及、
- 退轉於向後者、無拂之帖、堅令停止事、
- 一 南禪寺者、深紫衣、天龍寺者、淺紫衣、其外京都鎌倉之五山黃衣、十刹諸

山之出世入院、開堂儀式等、可相守先規事、

一南禪寺者、龜山法皇改皇居爲禪刹、尊崇異他、勅書云、長老職之事、選器量卓拔、才智兼全、而佛法爲重擔、勤行爲志節之仁、可補任者也、僧者不、必以貴人爲尊、乃至雖吾子孫、不可以勢住持、云、然近年乍在他山、恣申下南禪寺之帖、紫衣僧其員過本寺、甚以無謂、向後本寺之外、猥不可補任、但者德碩學之仁、希有雖免之、稱淮南禪位、可爲本寺之次座事、

一新院建立之時、申降 綸旨奉書、塔頭披露先規也、然近年爲私稱寺院號事、自由之至也、向後令嚴制事、

一庄園分、今度差出之上、碩學料相定之訖、選其器量、一代宛可與之事、

一鹿苑蔭涼之官職者、先代之規範也、當時不足叙用、毀破之訖、自今以後、以五山長老之中、歸依之僧一員、可兼補出世之官資、并入院出仕之義式等者、如先規、可有重賞事、

右條々爲寺法相續、學問昇進、所相定、如件、

元和元乙卯年七月日 朱印

第二節 諸侯の配置

霸業夫れ殆いか、劔の力能く天下を戡む、權は正に劔に従ひ又劔に因つて破るゝなり、東照公劔戟の間に處して克く一統の大業を成すと雖、諸侯の嚮背甚だ測るべからず、駕御按配宜しきを得ず、先人の轍を履んで封豕長蛇の勢を將來せんか、霸業の危き之より大なるはなし、群雄駕御、封土按配は正に幕府創成の第一義なり、東照公即ち此に見るあり、計を盡して剩すところなし。

由來政道を行ふもの、先づ地を理するは其要諦なり、封建の事亦寔に然らざるべからず、東照公封を分つや、諸侯の親疎、大小を按じて、布置甚だ巧妙を極む、豊太閤嘗て之を上杉、蒲生の諸氏に行ひ、又徳川氏を關東に鎮さんと欲せしも、其措置復かに東照公の周囲にして大膽なるに及ばず、初、公關原に捷ち、天下の大勢玆に定まるや、此機に乗じて大に賞罰を行ひ、討收削減に處する者實に百家、其封邑約そ七百萬石に及び、闕國を以て味方の外様及一門譜

第の將士に頼ち以て大に諸侯の配置を更む、茲にその布置の手法を論ずるに先ち、東照公入府以後の關東の配置を語らざるべからず。

第一 徳川氏關東の配置

關東は東照公基功の地なり、豊臣氏徳川氏の舊領甲信、駿、遠、參の地を更えて、茲にその勢を封さんと圖りしも、公八州に太守となるや、反つて大いなる物興の勢を成せり、然らばその譜第の臣隸封建の分野は如何、茲に天正十八年萬石以上の配置を列ねて、その分封の迹を見るべし、表中結城氏を掲ぐるは同氏素譜第にあらざるも、秀康は公が第二子にして、出で、結城氏を襲へるが故に、事實親藩たるの觀あり、即ち假りに同列に陳ぬるなり、是時公が提封二百五十五萬七千石、此内上記萬石以上に給付するもの、結城氏の所領を除き、九拾八萬四千五百石に上る。

註 東照公が領知は關八州の外近江の内九萬石石部關地、藏中泉清見寺各千石、島田四日市白須賀米野二千石を含む

- 武藏 松平周防守康重 萬石 關西二
- 同 伊奈熊藏忠次 一萬石 武藏の内
- 武藏 高力河内守清長 萬石 岩槻二
- 同 諏訪小太郎頼水 一萬三千石 羽生、經川

- 同 酒井河内守重忠 川越一
- 同 松平源七郎康直 深谷一
- 同 松平戸孫六郎康長 東方一
- 同 小笠原掃部信嶺 武藏の内
- 相摸 大久保七郎右衛門忠世 小田原四
- 伊豆 内藤三左衛門信成 韭山一
- 上總 石川左衛門大夫康通 鳴戸二
- 同 内藤彌次右衛門家長 佐貫二
- 同 三浦監物重成 上總の内
- 下總 鳥居彦右衛門元忠 矢作四
- 同 保科甚四郎正光 多古一
- 同 久野三郎左衛門宗能 佐倉一
- 同 岡部内膳正長盛 山崎一萬
- 同 酒井宮内大輔家次 白井三
- 同 大久保治部大輔忠隣 羽生二
- 同 松平内膳正家廣 松山一
- 同 松平又八郎家忠 八幡山
- 相摸 本多佐渡守正信 石一萬
- 上總 本多中務大輔忠勝 大多喜
- 同 松平大須出羽守忠政 久留里
- 下總 小笠原信濃守秀政 古河三
- 同 菅沼岐藤藏定政 守谷一
- 同 松平久三郎太郎康元 關宿二
- 同 北條左衛門大夫氏勝 岩宮一
- 同 結城少將秀康 結城十

- 同 木曾仙三郎義利 足戸一萬石
- 上野 井伊兵部少輔直政 箕輪十萬石
- 同 平岩主計頭親吉 厩橋三萬三千石
- 同 奥平美作守信昌 宮崎三萬石
- 同 牧野右馬允康成 大胡二萬石
- 同 菅沼新八郎定盈 阿保一萬石
- 同 本多豊後守廣孝 白井一萬三千五百石
- 上野 榊原式部大輔康政 榊原十萬石
- 同 松平依新六郎康眞 藤岡三萬石
- 同 本多彦次郎康重 白井二萬石
- 同 菅沼小大膳定利 吉井二萬石
- 同 松平源次郎家乘 那波一萬石

凡そ所掲の祿高、封地、官名、氏名等其詮考深きに從つて異同愈紛雜、多岐亡羊の嘆に困しむ、迷惑徒らに遂に正しき典據を捉ふる能はず、茲に纔に涉獵の迹を記して以て所信を陳ぬ、稽考聊か力むと雖、或は實に遠ふものあるを保し難からむ。

古老夜話に井伊直政を十三萬石とし、榊原康政を十二萬石とせるは共に祿數を誤る、關東入國知行割、五本關原日記、石卯余史、大三川志、關原合戰誌記、家忠日記、寛政重修譜、徳川實記、武徳大成記、落穂集、紀伊物語等皆前者を十二萬石に作り、後者を十萬石に作る、石卯余史、五本關原日記に直政が封邑を高崎に記すも、封内廣

狭録、近代諸士傳略、寛永譜、武家事紀、重修譜、落穂集、武徳大成記等に依れば、是時箕輪にありとするを是とす、治世元記、家跡録、三岡記、御先祖記、本朝通鑑、豊臣秀吉譜は康政を十萬石とし作ると雖、直政も亦十萬石なりとするは非なり、康政を館林十萬石とするは寛永譜、榊原家譜、封内廣狹録、近代諸士傳略、榊原家傳、館林盛衰記等を合考するなり、又落穂集、封内廣狹録、十五代史、關東入國知行割に、大久保忠世を知行四萬石とし、舊聞哀稿又之を探ると雖、重修譜并に貞享書上及大久保家留書、大久保家記別集等の家傳によれば、四萬五千石とあり、封内廣狹録、武徳大成記、舊聞哀稿には、是時四萬石後五千石を加ふとするも、其時日を明かにせず、關東入國知行割には四萬石とし七郎右衛門尉忠世に作る、大久保忠世は關東入國知行割、封内廣狹録、藩譜拾遺自註に羽生一萬石とするも、按ずるに諸記多く二萬石に作るを是とす、平岩親吉は舊聞哀稿、關東入國知行割、別本當代記、續撰武家補任、五本關原日記、十五代史等之を三萬石とするも、今重修譜、徳川實記其他に従ひ、三萬三千石とあるを探る、武徳大成記に四萬石とし、烈祖成蹟、家忠日記に五萬石とせるは探らず、舊聞哀稿は厩橋を前橋とせり、松平康重の封地は、管窺武鑑、甲陽軍鑑、新記、徳川實記、封内廣狹録に私市に作る、武藏七黨系圖に、是地私市黨の故里なりとす、按ずるに、埼玉の地分ちて之を埼玉とし、埼玉とす、私市即ち埼玉の地に在るを以て、名字其所用を混じ、奇西となり、或は奇西となれり、今所謂奇西の地にして、續撰武家補任、貞享書上、松井家記奇西、重修譜、恩榮録、日本戰史、舊聞哀稿、家忠日記

は寄西、石卯余史、關原合戦誌記騎西とす、大三川志に騎西三萬石とするは、誤るなり、聞見集、武徳大成記騎西とするは、崎崎傳寫の誤か、寛永譜は城西に作り、關東入國知行割は奇西城或は山根の城とせり、酒井家次は藩翰譜、封内廣狹録、關東入國知行割、五本關原日記、武徳大成記等上野碓氷或は碓氷城とし、武家事紀、關原日記に上州碓氷となすも、下總白井城(又碓氷に作る)同音相通するの誤ならむ、鎌倉大草紙、同九代記、諸國廢城考皆白井に作る、大三川志、家忠日記は上州碓氷に誤り、十五代史は國名を記さず、單に白井とす、寛永譜には天正十九年九月下總白井に移るとし、舊聞哀稿之を訂して、十八年九月を是となせど、重修譜、徳川實記并に之を八月の條下に掲ぐ、奥平信昌は五本關原日記に高崎二萬石とあるも、上野國志に其記載なし、石卯余史、四萬石、大三川志一萬石を以て註するは誤なり、關東入國知行割、關原合戦誌記、家忠日記等二萬石に作る、奥平家傳記には上州小幡三萬石、恩榮録、封内廣狹録、松平下總守書上、武家列傳、十五代史亦之に通ず、今之に従ふ、石卯余史、大三川志、家忠日記、關原合戦誌記、野史、寛永譜、謙徳後正上州宮崎とし、關東入國知行割には上州宮崎或は小幡、居所九とす、按ふに重修譜記すところ、小幡領三萬石宮崎城に居るとするを是とす、上野國志、武徳大成記亦宮崎とし、續撰武家補任は小幡二萬石とせり、内藤家長は舊聞哀稿、關東入國知行割、別本當代記、續撰武家補任、聞見集等伊豆下田に記すも、是時戸田尊次五千石を以て是地を領するが故に、重修譜、藩翰譜、徳川實記、恩榮録、大三川志、家忠日記、武徳大成記、貞享書

上、封内廣狹録等の記載に従つて之を上總佐貫に更む、菅沼定盈の封邑阿保は古書或は安保に作り、又英保とす、關東入國知行割、藩翰譜、大三川志、家忠日記、武徳大成記は阿保に作り、南方紀傳、櫻雲記、東鑑安保に記せり、然れども上野國志、郡村名寄帳には此地名所見あるなし、茲には承久記、貞享菅沼主水書上、重修譜、菅沼家傳、武家列傳に従ふ、松平康長は野史、舊聞哀稿、大三川志、家忠日記、續撰武家補任、寛永譜に東方を領すとし、舊聞哀稿の記者また東方を探り、貞享書上に深谷とあるを訂して、爲に松平康直が所領たるの事實と撞着すべきを言ふも、徳川實記は深谷東方とし、載するを以て、重修譜に單に深谷の中とあるに照し、東方即ち深谷の内と解すべきか、然れども封内廣狹録には深谷東方等にて一萬石と記せり、藩翰譜、恩榮録、日本戰史、武徳大成記等又皆東方に作る。

松平家乗を五本關原日記に忠次に作るは誤なり、舊聞哀稿に關東入國知行割和泉守とするを訂し、是頃源次郎なりとするを是とす、重修譜、藩翰譜、入國知行割、寛永譜、封内廣狹録、近代諸士傳略、貞享書上、松平正系圖、參松系傳等皆那波一萬石とせり、即ち之に従ふ、松平家清は徳川實記、十五代史、武州松山を領すと記すも、舊聞哀稿に松山は松平家廣が所領とし、寛永松平家廣譜亦然りとす、按ずるに關東入國知行割、松平正系圖、武徳大成記、上州松山とするは武州の誤にして、家清は哀稿、寛永松平家清譜、貞享書上、近代諸士傳略、續撰武家補任に皆武州八幡山一萬石とあり、石卯余史、大三川志、武徳大成記また之に同じ、是なるべし、五本關原日記は

八幡一萬石とす、家忠日記、關東入國知行割に家清を清宗に作るは誤ならむ、松平康直は別本當代記、貞享松平市郎右衛門書上、關東入國知行割に康忠とすも、康忠は康直が父にして此時已に致仕せるものなり、故に重修譜、松平數馬由緒書、十五代史等によりて之を是正す、三浦重成は關東入國知行割に義次に作り、總州佐倉城とあり、恩榮錄、日本戰史亦佐倉となすも、今續撰武家補任に重成とあるに從ひ、三浦宮内貞享書上によりて上總の内に改む、武德大成記には佐倉領とせり、關東入國知行割一萬石とするも、宮内書上によれば、上總の中一萬石、近江の中三千石、都て一萬三千石なり、高力清長は五本關原日記に長房に作り、石卯余史忠房に作るも共に誤まる、忠房は清長が子にして兄正長卒して子なきにより、代りて父清長が封を襲へるものなり、是時慶長四年六月なるが故に、此には正に清長に作るべし、石卯余史三萬石に註するは足立郡浦和郷一萬石の地は之を預りたるの事實を知らざるならむ、武藏國誌略には河内守清房とし、或は土佐守清長とするも誤なり、新記には天正十八年、是城を河内守清長に賜ひ、慶長十四年、忠房の時、城樓殿守を築くとあり、岩槻の字、古書多くは岩附(或は岩付)に作る、正保國、元祿圖、貞享書上、御年譜、板坂卜齊覺記、五本關原日記、武德大成記、寛永譜、近代諸士傳略又然りとす、蓋し岩附は城塞の名にして、澁江郷に造立す、太田氏居邑の時より岩附の名著はれ、澁江の名反つて微にして聞えず、本多正信が所領を五本關原日記、武家事紀に長南一萬石とす誤なり(長南の地又繼南に作る、町村志によれば、康正中武

田信長此に城き、子孫相紹いで居城とす、天正十八年、本多忠勝之を破り、城陥りて家亡ぶ、國志には今長南といふも實は繼南の城址にあらずとし、街北山上に廳臺と稱するものあり、之を以て境とし、繼南廳北を稱すとあり、恩榮錄、大三川志、野史、關東入國知行割に相州甘繩一萬石とし、日本戰史、藩翰譜には上野八幡一萬石に作り、德川實記亦後者を採るも、旁註には家忠日記に甘繩とあり、一書或は上總八幡に作るにせり、重修譜には天正分限帳に上野八幡一萬石とあり、上總八幡五千石といふあり、一書又別に下總佐倉と云ひ、官庫の記録相州甘繩を以て記すと雖詳かならずとせり、十五代史には上州八幡二萬石とす、今舊聞哀稿、續撰武家補任、封内廣狹錄、藩譜拾遺、中泉日記、武德大成記等によりて相州甘繩を是とす、本多忠勝は德川十五代史、古老夜話に十二萬石とあるも誤なり、諸記皆十萬石に作る、封内廣狹錄五萬石とし、自註に一説十萬石とす、藩翰譜には十萬石とし、又五萬石ともいふと附註せり、關東入國知行割、家忠日記、武家事紀、武德大成記等に小多喜とあるは誤ならむ、上總國志には大多喜或は大瀧、大田木、緒瀧に作るとし、五萬石とす、東西記に本多を以て本田とするは是ならず、小笠原秀政は五本關原日記、藩翰譜、舊聞哀稿、天正十八年の條下、別本當代記、恩榮錄、大三川志、家忠日記、武德大成記、日本戰史等皆二萬石に作るも、續撰武家補任、德川實記、重修譜、石卯余史、十五代史三萬石とせるを是とすべし、關東入國知行割は二萬石とし、後一萬石を加ふとすも、其時日を審かにせず、舊聞哀稿、慶長六年二月の條下には、信州飯田五萬石を

食む、舊封古河三萬石と見えたり、寛永小笠原秀政譜又三萬石に作る、此譜古河を下野とするは下總の誤ならむ、關原軍記大成には上野介、大三川志は兵部大輔に作るも、今會津軍記、重修譜によりて是時信濃守とするを是とす、蓋し上野介となるは文祿四年三月にして、兵部大輔に叙任するは慶長十一年二月なり、按ふに封内廣狹録右近大夫貞慶とせるは秀政の誤ならむ、保科正光の食邑は舊開哀稿關東入國知行割多高に作る、今諸記に多古とするを採る、武德大成記には下總の數邑一萬石とあり、北條氏勝は下總佐倉といひ、或は岩富といふ、重修譜旁註して、寛政、貞享の呈譜皆岩富とあるを記せり、日本戰史岩田とし、大三川志、武德大成記、貞享書上、武家列傳岩留とせるは岩富の誤にして、十五代史岩富を上總とし、大三川志、武家列傳、貞享書上一萬二千石とするも誤なり、本會義利は武德編年集成、武德安民記に仙次郎義就、大三川志仙二郎義就、寛永山村良勝譜仙三郎義綱、別本當代記千三郎義綱に作る、今重修譜によりて義利に改む、家忠日記追加、信府統記、武德大成記、關東入國知行割に千三郎となすは正しからず、小笠原信綱は十五代史掃部助に作り、關東入國知行割掃部大夫に記載するも、茲には五本關原日記、貞享書上、重修譜、武德大成記其他によりて、之を掃部に訂す、寛永譜封内廣狹録に居邑本庄とし、關東入國知行割本所とす、審かならず、伊奈忠政は恩榮錄、日本戰史、舊開哀稿、續撰武家補任等之を一萬三千石とし註するも、徳川實記、重修譜によりて一萬石に更む、結城秀康は其封邑結城を下野とするものあり、徳川實記、藩翰譜等の如

し、太閤時代諸大名分限、武德安民記に野州結城とするも、下野の義ならん、恩榮錄、日本戰史、舊開哀稿下總に作る、下總舊事考亦此地名を載せ、結城氏所領の事迹を記せり、今之に従ふ、十五代史、東西記、太閤時代諸大名分限、關原合戰誌記、恩榮錄に祿數十萬石を以て記載するも、今武德安民記、徳川實記、藩翰譜、太閤時代分限高、大三川志、武德編年集成等に和す、石卯余史に十五萬石を以てし、武家盛衰記十萬五千石に作るは共に採らず、松平康眞は上野國志に幸正に作るも誤なり、續撰武家補任、依田系譜、重修譜等、康眞とせるを採るも、貞享書上、武德大成記、康眞に作るは何れか傳寫の誤なるべし、依田氏或は蘆田氏を稱し、康眞が祖父信蕃初めて松平の姓を賜はる、石川康通が封地は、日本戰史、關原合戰誌記、徳川十五代史上野鳴戸とあり、藩翰譜、石卯余史、家忠日記、武德大成記は戸を渡に作る、恩榮錄、徳川實記又然りとするも、上野國志に其地名所見なし、重修譜は上總成戸とし、大三川志は上總鳴海とす、今武家事紀、舊開哀稿、關東入國知行割、續撰武家補任、封内廣狹録、上總國志等による、今の町制成東を以て記すも、古書鳴渡とし、或は鳴土、鳴戸に作る、太閤時代諸大名分限は、上總鳴戸とするも左衛門佐とするは誤なり、五本關原日記に島戸に作るは、筆寫傳承の間之を誤るならむ、久野宗能は重修譜、武德大成記、貞享書上、家忠日記追加、武德編年集成に一萬三千石とあるも、今多數の記載に従ふ、中泉舊記には單に下總國佐倉とあり、松平康元は大三川志に三萬石とあり、封内廣狹録自註三千石とす、共に疑ふべし、重修譜、寛永譜、本朝武林傳、續撰武家補任等

其他の諸記皆關宿二萬石とするを可とす、關東入國知行割亦關宿二萬石とするも、其名を以て信光とす、審かならず、岡部長盛は下總山崎を居邑とするも、諸記によれば兩總の中一萬二千石を領するなり、大三川志に下總松蔭と稱するは審かならず、又康綱に記すは、東照公賜ふ所の別名にして、口宣に記すといへど、俾りて用ひざりしものなり、石卯余史甲斐守忠良とし四萬石に作るは、之より後慶長の頃にして、忠良は長盛が嫡長たり、本多康重は同苗廣孝が子にして、天正五年父の舊領三河の領地を襲ぎ、十八年八月白井二萬石に轉封せり、廣孝は五年封を禪つて遠江隱栖の地に二千貫文の地を領し、後十八年十一月隱栖の邑を遷されて白井一萬二千五百石餘に轉ず、故に家忠日記、武徳大成記白井二萬石廣孝とし、大三川志に三萬石廣孝、關東入國知行割に本多豐後廣孝とせるは共に正しからず、今寛永譜、貞享書上、五本關原日記、日本戰史、恩榮錄、重修譜、本朝武林傳、本多系圖、續撰武家補任、舊聞哀稿、十五代史等による、牧野康成が封邑は家忠日記、武家事紀に大胡を應古に作る、然れども、諸記大胡とせるに従ふ、鳥居元忠は關東入國知行割、舊聞哀稿、寛永譜、鳥居家傳、同系譜、封内廣狹錄、近代諸士傳略、藩翰譜、重修譜等、其他諸記皆矢作四萬石とするに従ふ、鳥居中興譜には矢作領岩ヶ崎城四萬石とす。

第二 豊臣氏の配置

慶長三年豊臣氏の直領は、主として畿内に在り、その歳入二百余萬石と註

せらる、而してその家門と譜第並に外様の牧伯は、所在に分れて自餘の國邑に領封を守る、次に豊臣氏末葉より關原役に到るの間、掲げて諸侯封建の分野を眺めんとす、所載獨り徳川氏譜第の臣隸を列ねて、而かも鳥津、上杉氏等外様大諸侯のそれに及ばざるは、直接に本書の目的に副はざるを以てなり。

表中舊とせるは、關原役後封土祿高並に變更なきもの、没は没收、加は加増、轉は轉封、減は祿高削減せられたるもの、親は親藩、譜は譜第、准譜は譜第に准ずるの義にして、新附の諸侯を意味す、例へば、松下、龜井兩氏共に慶長三年東照公の麾下に就き、水野忠重永祿中より召されて公の麾下たりしが如き即ち之なり。

山城	津田長門守信成	三牧一萬三千石	舊
大和	増田右衛門尉長盛	郡山二萬石	沒
同	多賀出雲守秀種	宇陀二萬石	沒
同	小堀新助正次	大和の内五千石	加轉
河内	北條助五郎氏盛	狭山一萬千石	舊
攝津	新庄駿河守直頼	高槻二萬六千石	沒
同	片桐東市正且元	茨木一萬石	加轉
大和	本多因幡守俊政	高取二萬五千石	舊
同	宇多下野守忠頼	大和の内二萬三千石	沒
和泉	小出播磨守秀政	岸和田三萬石	舊
攝津	山崎左馬允家盛	三田二萬三千石	加轉
同	青木民部少輔一重	麻田一萬石余	舊

同 織田侍從有樂	味舌二 千石	加轉	伊勢 古田兵部少輔重勝	松坂三萬 五千石	加
伊賀 筒井伊賀守定次	上野二 十萬石	舊	同 氏家内膳正行廣	桑名二萬 二千石	沒
伊勢 富田信濃守信高	安濃津 五萬石	加	同 瀧川下總守雄利	神戶二 萬石	沒
同 稻葉藏人道通	岩手五萬 千七百石	加轉	同 分部左京亮光嘉	上野一 萬石	加
同 岡本下野守宗憲	龜山二萬 二千石	沒	同 織田民部大輔信重	林一萬 石	舊
同 福島掃部助正頼	長島一 萬石	加轉	同 松浦伊豫守久信	井生一 萬石	沒
同 蒔田左衛門權佐廣定	雲出 萬石	沒轉	同 丹羽勘助氏次	伊勢の内 七千石	加轉
同 山崎右京亮定勝	八知竹原 一萬石	沒	尾張 一柳監物直盛	黒田三萬 五千石	加轉
同 寺西下野守清行	伊勢の内 一萬石	沒	三河 田中兵部大輔吉政	岡崎十 萬石	加轉
志摩 九鬼長門守守隆	鳥羽三 萬石	加	同 准 水野和泉守忠重	刈屋三 萬石	舊
尾張 福島侍從正則	清洲廿 萬石	加轉			
同 石川備前守貞清	犬山一萬 二千石	沒			
三河 池田侍從輝政	吉田十五 萬二千石	加轉			

遠江 堀尾信濃守忠氏	濱松十 二萬石	加轉	遠江 山内對馬守一豊	掛川六萬 八千石	加轉
同 有馬玄蕃頭豊氏	横須賀 三萬石	加轉	同 准 松下石見守重綱	頭陀寺一 萬六千石	轉
駿河 中村式部少輔一氏	府中十四 萬五千石	加轉	甲斐 淺野彈正少弼長政	甲斐近江 の内六万	加轉
甲斐 淺野左京大夫幸長	府中十 六萬石	加轉	伊豆 藤戸田三郎右衛門尊次	下田五 千石	加轉
伊豆 藤内藤三左衛門信成	韭山一 萬石	加轉	相模 藤青山常陸介忠成	中郡一萬 二千石	加轉
相模 藤大久保治部少輔忠隣	小田原六 萬五千石	舊	同 藤内藤修理亮清成	當麻五 千石	加轉
同 藤本多佐渡守正信	甘藷一 萬石	舊			
同 藤土屋平三郎忠直	相模の内 四萬石	加轉			
武藏 親松平下野守忠吉	忍十萬 石	加轉			
同 藤松平周防守康重	騎西二 萬石	加轉	同 藤高力河内守清長	岩槻二 萬石	舊
同 藤松平竹丸忠輝	深谷の内 一萬石	加轉	同 藤松平丹波守康長	深谷の内 一萬石	加轉
同 藤酒井河内守重忠	川越の内 一萬石	加轉	同 藤伊奈熊藏忠次	小室一 萬石	舊
同 藤土井菫三郎利勝	千石	加轉	同 藤小笠原左衛門佐信之	本庄一 萬石	舊
同 藤松平左馬亮忠頼	松山一 萬石	加轉	同 藤松平與二郎家清	八幡山 一萬石	加轉

同 譜酒井右兵衛大夫忠世	川越の内 五千石	加轉	同 譜酒井右兵衛大夫忠世	川越の内 五千石	加轉
同 譜西尾隱岐守吉次	足立郡の 内五千石	加	同 譜酒井備後忠利	川越の内 三千石	加轉
同 譜阿部甚九郎正次	鳩谷五 千石	加	同 譜酒井備後忠利	川越の内 三千石	加轉
安房 里見安房守義康	館山九 萬石	加	同 譜酒井備後忠利	川越の内 三千石	加轉
上總譜本多中務大輔忠勝	大多喜 十萬石	轉	同 譜酒井備後忠利	川越の内 三千石	加轉
同 譜内藤左馬助政長	佐貫二 萬石	加	上總譜大須賀出羽守忠政	久留里 三萬石	加轉
同 譜大久保治右衛門忠佐	茂原五 千石	加轉	同 譜石川左衛門大夫康通	鳴戸二 萬石	加轉
同 譜三浦監物重成	上總の内 一萬石	舊	同 譜山口半兵衛重政	上總の内 五千石	加轉
下總親結城少將秀康	結城十 萬石	加轉	同 譜山口半兵衛重政	上總の内 五千石	加轉
同 譜松平久因幡守康元	關宿四 萬石	舊	下總譜烏居彦右衛門元忠	矢作四 萬石	加轉
同 譜小笠原上野介秀政	古河三 萬石	加轉	同 親武田五郎信吉	佐倉四 萬石	加轉
同 譜岡部内膳正長盛	山崎一 萬石	舊	同 譜酒井宮内大輔家次	白井三 萬石	舊
同 譜松平主殿助家忠	小見川 一萬石	轉	同 譜保科肥後守正光	多古一 萬石	加轉
同 譜土岐山城守定義	守谷一 萬石	舊	同 譜北條左衛門大夫氏勝	岩宮一 萬石	舊
			同 譜本多縫殿助康俊	小笠五 千石	加轉

同 譜天野三郎兵衛康景	大須賀 三千石	加轉	同 譜松平久三郎四郎定勝	小南三 千石	加轉
常陸 佐竹侍從義宣	常陸の内 五十四萬 五千七百 石	減轉	常陸 水谷右京大夫勝俊	下館二萬 五千石	舊
同 多賀谷修理大夫重經	下妻六 萬石	沒	同 京極參議高次	大津六 萬石	加轉
近江 石田治部少輔三成	佐和山七 萬四千石	沒	同 氏家志摩守行繼	近江の内 一萬六千 石	沒
同 長東大藏少輔正家	水口五 萬石	沒	同 池田備中守長吉	近江の内 三萬石	加轉
同 石田木工頭一成	近江の内 一萬石	沒	同 池田備中守長吉	近江の内 三萬石	加轉
同 堀掃部大夫秀重	近江の内 一萬石	加轉	美濃 稻葉侍從貞通	八幡四 萬石	加轉
美濃 織田中納言秀信	岐阜十三 萬三千石	沒	同 田丸中務大輔具安	岩村四 萬石	沒
同 加藤左近大夫貞泰	黒野四 萬石	舊	同 關長門守一政	多良三 萬石	轉
同 德永式部卿法印壽昌	高松三萬 六百石	加轉	同 佐藤才次郎方季	上有知二 萬五千石	沒
同 伊藤彦兵衛盛宗	大垣三 萬石	沒	同 西尾豊後守光教	曾根二 萬石	加轉
同 丸毛三郎兵衛兼利	福東二 萬石	沒	同 平塚因幡守爲廣	美濃の内 一萬二千 石	沒
同 稻葉甲斐守通重	清水一萬 二千石	舊	同 木村宗右衛門重則	北方一 萬石	沒
同 大島雲八光義	美濃の内 一萬二千 石	加			

同	高木十郎左衛門盛兼	萬石一	沒	同	加賀野井彌八郎秀望	加賀野井一萬石	沒
同	川尻肥前守直次	萬石一	沒	同	市橋下總守長勝	今尾一萬石	加
同	遠藤左馬助慶隆	小原七千加轉	同	同	原隱岐守勝胤	太田三萬石	沒
飛驒	金森兵部卿法印長近	高山三萬八千七百石	加	同	信濃石川玄蕃頭康長	深志六萬石	舊
信濃	京極侍從高知	飯田十萬石	加轉	同	仙石越前守秀久	小諸五萬石	舊
同	森侍從忠政	川中島十萬石	加	同	日根野德太郎吉明	高島二萬八千石	減轉
同	眞田安房守昌幸	上田三萬八千石	沒	同	佐久間久右衛門安政	長沼七千石	加轉
同	石川肥後守康勝	信濃の内二萬三千石	舊	同	上野譜榊原式部大輔康政	館林十萬石	舊
同	根津小五郎信政	信濃の内五千石	加轉	同	譜奥平美作守信昌	小幡三萬石	加轉
上野	譜井伊侍從直政	高崎十萬石	加轉	同	譜本多豊後守康重	白井二萬石	加轉
同	譜平岩主計頭親吉	麻橋三萬三千石	加轉	同	譜牧野右馬充康成	大胡二萬石	舊
同	譜眞田伊豆守信之	沼田二萬七千石	加轉	同	譜松平和泉守家乘	那波一萬石	加轉
同	譜菅沼小大膳定利	吉井二萬石	舊				
同	譜諏訪小太郎頼水	總社一萬二千石	加轉				

同	譜菅沼志摩守定仍	阿保一萬石	加轉	同	譜松平下總守忠明	長根七千石	加轉
同	譜松平五左衛門近正	三藏五千五百石	加轉	同	譜松平勘四郎信一	布川五千石	加轉
同	譜稻垣平右衛門長茂	桐原新川三千石	加	同	譜秋元孫三郎長朝	上野の内四千石	加
下野	蒲生侍從秀行	宇都宮十萬石	加轉	下野	佐野修理大夫信吉	辛津山三萬九千石	舊
同	成田左衛門尉長忠	鳥山三萬七千石	舊	同	大關左衛門督資増	黒羽一萬三千石	加
同	皆川山城守廣照	皆川一萬三千石	舊	同	那須太郎資晴	那須一萬三千石	加
同	太田原備前守晴清	太田原七千九百石	加	同	那須與一資景	那須一萬三千石	加
同	陸奥上杉中納言景勝	會津百二十萬石	減轉	同	山川民部少輔朝信	山川二萬石	沒
同	岩城忠次郎貞隆	磐城平十萬石	沒	陸奥	伊達少將政宗	岩手山五萬石	加
同	相馬孫次郎義胤	手越六萬石	沒後	同	南部信濃守利直	盛岡十萬石	舊
同	出羽最上侍從義光	山形二十萬石	加	同	津輕右京大夫爲信	堀越四萬五千石	加
同	戸澤九郎五郎政盛	角館四萬石	轉	同	秋田東太郎實季	秋田五萬石	轉
同	六郷兵庫頭政乘	仙北五千石	加轉	同	小野寺彌七郎義道	横手三萬石	沒
蝦夷	松前志摩守慶廣	蝦夷一圓	舊				

若狹	木下少將勝俊	小濱六萬二千石	沒
越前	青木紀伊守一矩	北庄八萬石	沒
同	大谷刑部少輔吉繼	敦賀五萬石	沒
同	丹羽備中守長正	東郷五萬石	沒
同	木下山城守頼繼	越前の内三萬三千石	沒
同	奥山雅樂助正之	越前の内一萬石	沒
同	戸田武藏守重政	安曇一萬石	沒
加賀	前田中納言利長	金澤八十一萬石	加
同	山口玄蕃頭正弘	大聖寺五萬石	沒
能登	前田侍從利政	七尾三十二萬五千石	沒
越後	堀侍從秀治	春日山卅萬石	舊
同	堀美作守親良	藏王四萬石	舊
丹波	前田法印玄以	龜山五萬石	沒
同	小野木縫殿助公郷	福知山三萬石	沒

若狹	木下宮内少輔利房	高嶺二萬石	沒
越前	織田宰相秀雄	大野五萬石	沒
同	堀尾帶刀可晴	府中六萬石	舊
同	青山伊賀守忠元	九國四萬六千石	沒
同	赤座久兵衛直保	越前の内二萬石	沒
同	上田主水助重安	越前の内一萬石	沒
加賀	丹羽宰相長重	小松十二萬五千石	沒
同	山口右京亮修弘	百石余一萬石	沒
同	溝口伯耆守秀勝	新設田六萬石	舊
同	村上周防守義明	本庄九萬石	舊
丹波	織田中將信包	柏原三萬六千石	舊
同	谷出雲守衛友	山家一萬六千石余	舊

丹後	長岡參議忠興	宮津十萬石	加轉
但馬	小出信濃守吉政	出石六萬石	舊
同	杉原伯耆守長房	豐岡二萬石	舊
因幡	宮部兵部少輔長房	鳥取五萬石	沒
同	龜井武藏守茲矩	鹿野一萬三千石	加
伯耆	南條中務少輔忠成	羽衣石四萬石	沒
播磨	木下肥後守家定	姫路二萬五千石	轉
同	木下周防守延重	播磨の内二萬石	沒
同	糟屋内膳正武則	加古川一萬二千石	沒
同	有馬中務少輔則頼	三木一萬石	加轉
備前	宇喜多中納言秀家	岡山十七萬四千石	沒
安藝	毛利中納言輝元	廣島百萬石	減
紀伊	桑山治部郷法印重晴	和歌山四萬石	轉
同	杉若主殿助氏宗	田邊一萬九千石	沒

但馬	才村左兵衛尉廣秀	竹田二萬二千石	沒
同	別所豊後守吉治	但馬の内一萬五千石	舊
因幡	木下備中守重堅	若櫻二萬石	沒
同	垣屋隠岐守光成	備後一萬石	沒
播磨	木下右衛門大夫延俊	播磨の内三萬三千石	加轉
同	横濱民部少輔茂勝	播磨の内一萬七千石	沒
同	片桐主膳正貞隆	播磨の内	轉
備前	伊東丹後守長次	川邊一萬三百石余	舊
長門	毛利侍從秀元	長防の内三萬石	減
紀伊	堀内安房氏善	新宮二萬七千石	沒

淡路	脇坂中務少輔安治	洲本三萬三千石	舊	阿波	赤松上總介則房	住吉一萬石	沒
阿波	蜂須賀長門守至鎮	德島七萬六千石余	舊	伊豫	藤堂佐渡守高虎	大洲八萬石	加轉
讃岐	生駒雅樂頭親正	高松六萬五千石	加	同	安國寺長老惠瓊	伊豫の内六萬石	沒
伊豫	加藤左馬助嘉明	松前十萬石	加轉	同	池田伊豫守秀氏	伊豫其他二萬石	沒
同	小川土佐守祐忠	今治七萬石	沒	同	毛利侍從秀包	久留米十萬石	沒
同	來島右衛門一長親	伊豫の内一萬四千石	轉	同	高橋主膳正直次	内山一萬八千石	沒
土佐	長曾我部宮内少輔盛親	浦戸廿二萬二千石	沒	同	毛利壹岐守勝信	小倉六萬石	沒
筑前	小早川中納言秀秋	名島三萬五千石	加轉	豐後	毛利民部大輔高政	限府二萬石	舊
筑後	立花左近將監宗茂	柳川十三萬二千石	沒後	肥前	寺澤志摩守廣高	唐津八萬石	加
同	筑紫主水正廣門	山下一萬八千石	沒				
豐前	黒田甲斐守長政	中津十萬石	加轉				
豐後	中川修理大夫秀成	阿七萬四千石	舊				
同	竹中伊豆守重利	高田一萬石	轉				
肥前	鍋島加賀守直茂	佐賀三萬七千石	舊				

同	松浦式部卿法印鎮信	平戸六萬三千石	舊	同	有馬修理大夫晴信	日野江四萬石	舊
同	大村丹後守喜前	大村三萬七千九百石	舊	同	五島孫右衛門玄雅	五島一萬三千石	舊
肥後	加藤主計頭清正	熊本二十萬石	加	肥後	小西攝津守行長	宇土二十萬石	沒
同	相良左兵衛佐長每	人吉二萬二千石	舊	日向	高橋右近大夫元種	宮崎五萬石	舊
日向	伊東豊後守祐兵	飯肥五萬七千石	舊	同	秋月長門守種長	高鍋三萬石	舊
同	島津中務大輔豊久	佐土原二萬石	沒				
薩摩	島津少將忠恒	鹿兒島六萬石	舊				
對馬	宗侍從義智	對馬一圓并肥前の内一萬石	舊				

津田信成は太閤時代諸大名分限に三萬石とあれど、恩榮錄、日本戰史、太閤時代分限高、朝野舊聞哀稿に皆一萬三千石とするを以て之に准ふ、大三川志亦祿數相通ずるも一本高勝に作れり、武家事紀山城守とするは誤る、増田長盛は武家事紀、紀年録に郡山廿五萬石とあり、關原記十八萬石、武家盛衰續拾録廿四萬石、近江輿地誌略十二萬石とす、されど、日本戰史、關原戰記、廢絶錄、新東鑑、太閤時代分限高、古今武家盛衰記、大三川志、古今滅滅記、諸家興亡記(實は諸家興亡及取立の記)皆二十萬石とするを採る、本多俊政は日本戰史、恩榮錄、鐵管塵蓋抄并に之れを正武に作

る、徳川實記記載する所に従へば正武は俊政が子にして慶長十五年封を襲ぐとあるに照し、舊聞哀稿、藩翰譜、大三川志亦俊政とあるを證とし之に従ふ、武徳安民記利家とし、諸家系圖纂に利朝に作る、共に善かならず、太閤時代分限高、太閤時代諸大名分限、城主譜に三萬石とあるは誤なり、鐵譜、藤抄、徳川實記亦誤つて然りとす、今日本戰史、恩榮錄、大和記并に皆二萬五千石とあるを採る、多賀秀種は舊聞哀稿、寛永譜に秀種を正しとせるによりて之を取る、大三川志に多賀伊賀守高賢近江二萬石とせるは詳ならず、廢絶錄、除封錄、日本戰史は秀家に作り、秩祿は諸書皆二萬石とし相通ず、宇多忠綱は除封錄、大三川志に頼忠とあるも、布宇頼倒の誤なり、除封錄、秩祿二萬三千石とし註するも、是ならず、今廢絶錄、日本戰史、太閤時代諸大名分限等による、北條氏盛は日本戰史、恩榮錄、徳川實記等并に皆一萬石とすれど、重修譜は一萬千石に作る、其所以は、氏盛が舊封四千石、之に加ふるに父が遺領七千石を襲ぐを以てなり、小出秀政は太閤時代分限高に秩祿九萬石とし記載するも、其子信濃守吉政が食祿出石六萬石を殊つべきを知らざるならむ、關原合戰誌記には小出大和守、信濃守吉政なり、泉州九萬石、内三萬石但州小出播磨守とし、父子の位置を顛倒せり、大三川志は秀政五萬三千石とし、大隅守三尹を列記すれども、三尹は秀政が四男にして兄秀家の養子となり、慶長八年吉政が子吉英が領一萬石を分知せるものなり、武徳安民記には五萬石とし、大和守吉英に作る、今重修譜、恩榮錄其他の諸書に從ふ、新庄直頼は日本戰史、太閤時代分限高に其子直

定と共に二萬四千石とあり、廢絶錄は直定三萬石とすれど、茲には徳川實記、藩翰譜に父子各一萬三千石なりといふとあるに從ふ、山崎家盛は日本戰史に左馬助とあれど誤ならむ、徳川實記、重修譜、續撰武家補任、大三川志皆允に作る、大三川志、太閤時代諸大名分限、舊聞哀稿、秩祿二萬石とし、特に舊聞哀稿は因幡民談、藤見名跡志に八東知頭二郡にて二萬四千石とあるを以て秩祿を誤るとす、茲には重修譜、恩榮錄、徳川實記の記載に從つて二萬三千石とあるを採る、片桐且元は新東鑑に二萬石を以て記し、古今武家盛衰記亦然りとす、太閤時代諸大名分限は四萬石とし、茨木を萩に誤る、日本戰史、徳川十五代史、藩翰譜は一萬二千石に作るも、今恩榮錄、重修譜に從ふ、青木一重は徳川實記に本領を安堵して一萬二千石とあるも、今重修譜は元和の時一萬二千石、舊領一萬石餘と註するを以て之を採る、日本戰史又重修譜に和す、太閤時代分限高、太閤時代諸大名分限竝に一萬石に作る、
 織田有樂が封祿日本戰史に一萬五千石とあるは、重修譜に二千石とあるに對して懸絶餘りに太甚しきを以て、其取捨に迷ふと雖、舊聞哀稿又二千石となすに對和して重修譜の記載に從ふ、關原合戰誌記二千石餘とせり、大三川志、濃州野村一萬石とせるは誤まる、筒井定次は徳川十五代史、重修譜、徳川實記に二十萬石とあるに從ふ、恩榮錄、太閤時代諸大名分限、日本戰史並に九萬五千石、藩翰譜十二萬石、石那余史十萬石、余史一本八萬石にも作る、國主城主記、古今武家盛衰記は八萬千石餘、大三川志、武徳安民記八萬石、關原合戰誌記九萬石、太閤時代分限高には五萬

肩とし、伊賀一團羽柴伊賀守勝豊とあり(天正十三年伊賀守に叙し羽柴姓を賜はる、全七月侍従となる)皆誤なり、富田信高は恩榮錄、太閤時代譜大名分限に知勝とあり、日本戦史信高に作る、今徳川實記誌すところに據れば、知勝は信高が後年の稱呼にして徳川十五代史、藩翰譜、恩榮錄、石卯余史に知信とせるは慶長四年十月を以て卒したる信高が父に誤るなり、舊聞哀稿又恩榮錄の所載を訂して信高に改む、新慶長記知昭とするも亦是ならず、太閤時代分限高、恩榮錄、日本戦史、大三川志、關原合戦誌記並に皆知行五萬石と誌し、關原記は四萬五千石、勢陽雜記は戦後一萬五千石を加へて七萬石とするも、益封は二萬石なり、また志士清談に此戦功によりて召出され豫州宇和島十二萬石を下さるとあれど、按ずるに之れ後年の事なり、石卯余史六萬石(一本七萬石)古今武家盛衰記十二萬石(一本十萬石)となすも、今五萬石を採る、十五代史三萬石とするも誤なり、大三川志に津とあるは津即ち阿濃津のみ、古田重勝は藩翰譜に三萬七千石とし、恩榮錄、太閤時代分限高、太閤時代譜大名分限、日本戦史、古今武家盛衰記、關原合戦誌記、大三川志皆三萬四千石といふ、舊聞哀稿亦寛永譜及貞享の書上を引用して祿數戦史以下の諸記に等しく作るも、茲には重修譜、徳川實記、十五代史記載する所に倣ひ、三萬五千石を以てす、武家事紀一本五萬四千石信勝に作るは誤なり、稻葉道運は藩翰譜、古今武家盛衰記、紀年録に二萬五千七百石とし(文祿の檢地高による)日本戦史、徳川實記亦然りとするも、舊聞哀稿、恩榮錄、續撰武家補任、太閤時代分限高、東西記には二萬五千

石を以て註せり、岩手の地又岩出に作る、藩翰譜、神都志、古今著聞集、伊勢志、岩出に誌すも、今管竊武候、古今武家盛衰記、徳川十五代史其他多數の諸記岩手とするに従ふ、大三川志に岩平とするは筆寫の誤なるべく、全書又四萬石に作るは、武家事紀四萬五千石とし、通茂を以て名稱すると竝に誤まる、新慶長記亦通茂に作れり、氏家行廣は關原記、太閤時代譜大名分限に三萬石とあるも、廢絶錄、古今武家盛衰記、太閤時代分限高、除封錄、古今減減記並に二萬二千石とあるを採る、日本戦史二萬五千石とし、武家事紀、紀年録、新東鑑共に五萬石となすは(新東鑑一本二萬二千石)諸家興亡記濃州氏家とすると共に皆正しからず、岡本泉憲は廢絶錄に重政とす、舊聞哀稿の筆者之に對し言及せざるは默して是認したりと解すべきや、徳川加除封錄、古今減減記宗忠とし記載するも、今日本戦史、重修譜、武徳編年集、古今武家盛衰記、諸家興亡記宗忠とあるに従ふ、關原記、關原戰記、諸家興亡記、武家事紀には其封祿二萬石とし、太閤時代分限高二萬三千石とすれど、廢絶錄、武家盛衰記、日本戦史、古今減減記共に二萬二千石となすを採りたり、瀧川維利は廢絶錄、古今武家盛衰記、太閤時代分限高、大三川志、紀年録、武家事紀に勝雅とあるも、重修譜によれば初め雅利と言ひ、勝親に更め、後又更に雅利を以て稱したり、日本戦史、徳川實記、瀧川系圖、續撰武家補任の記す所皆雅利といふ、諸家興亡記に雅利とするも亦誤る、關原記、紀年録、太閤時代分限高に知行三萬石とあれど、諸書皆二萬石に作るを以て之に准ふ、福原正頼は徳川實記に掃部助高晴とすれど、日本戦史、重修

譜、舊聞哀稿によれば、高晴は正頼が掃部頭となるの後の稱呼たることを明瞭にするを以て誤なり、藩翰譜は掃部助正頼とし、重修譜は掃部助正頼後掃部頭高晴とあれど、其間變更の時日を明かにせず、日本戦史、舊聞哀稿に、關原役の當時掃部頭正頼後高晴となす、攷えれば漢として遂に斷ずべからず、石卯余史、大三川志共に掃部頭正頼に作るも、茲には姑らく初名掃部助正頼を採る。

分部光嘉は太閤時代分限高に左京とあれど、今多数の記載に従ふ、大三川志には左京亮政壽一に光嘉とすとあり、北越軍記、武家事紀、藩翰譜亦政壽に作る、誤ならん、蔣田廣定は恩榮錄に權佐廣定、除封録、古今武家盛衰記、創業記に權之助とあり、日本戦史には權助、太閤時代分限高に權介に作る、蔣田家記、徳川實記、重修譜共に左衛門權佐を以て記す、太閤時代諸大名分限に權佐後雅榮頭とあれど、重修譜に依るに雅榮頭叙爵の事實なし、寛永譜に左衛門佐とするも是ならず、磯田信重は重修譜、徳川實記、寛永譜等皆大輔とするも日本戦史、恩榮錄は少輔に誤まる、太閤時代分限高に三十郎とあり、俗名なり、叙爵の時日明かならず、山崎定勝は日本戦史、廢絶錄に伊勢國とあり、伊勢風土記によれば八知、竹原邊なるが如し、太閤時代分限高、慶長見聞書に右京とせるは左京亮の誤なり、松浦久信は舊聞哀稿、大三川志、武家盛衰記に秀任とあるも、廢絶錄、日本戦史によりて久信を採る、太閤時代分限高に壹岐守とあるも、諸書伊豫守に作るを以て之に従ふ、寺西清行は廢絶錄に名に記さず、大三川志誤つて寺西下野守忠澄とし、舊聞哀稿、除封録は寺西信乘

に誤りて之を備中守とし忠澄に作る、今日本戦史清行とするを採り、太閤時代分限高、古今武家盛衰記其他の諸記に従ひて下野守とあるを是とす、丹羽氏次は、大三川志、封内廣狭錄に武州の内五千石に作るも、今重修譜の記載に従ふ、藩翰譜に、天正十八年關東入國の時、東照公武州に於て七千石封内廣狭錄五千石を賜ふとするは誤にして、重修譜、寛永譜、貞享書上、哀稿等の記載を合考するに、氏次は北畠信雄配流の後公に仕へんことを欲するも、秀吉の命によりて秀次に屬し、其男氏資を以て東照公の麾下に屬せしめ、上總の内に采地を賜はる、氏次は五年關原役の後にして、公より益封都て一萬石を賜ふ、日本戦史戰後始封とするは是ならず、九鬼守隆は大三川志に大隅守嘉隆に作る、然れども、嘉隆は守隆が父にして、慶長二年致仕せるものなり、太閤時代諸大名分限吉隆とせるは誤る、今重修譜の記載に従つて守隆とあるを採り三萬石とす、日本戦史亦重修譜に和して三萬石に作る、太閤時代諸大名分限、恩榮錄、藩翰譜、徳川實記、石卯余史、太閤時代分限高並に皆三萬五千石となすは、父嘉隆が隱栖の料五千石を加ふるものにして、大三川志鳥羽を伊勢の内とするは誤なり、福島正則は重修譜に廿四萬石とし、藩翰譜、舊聞哀稿、十五代史、國主城主記、日本戦史、關原合戰誌記、大三川志、古今武家盛衰記、太閤時代分限高悉く皆廿萬石に作る、石卯余史に左衛門太夫とするは誤なり、同書及武家事紀には知行廿五萬石とす、一柳直盛は、家忠日記追加自註に尾州黒川城三千石を轉じて神戸五萬石に移る云々とあり、十五代史、武徳大成記に三萬三千石と

あるも並に誤なり、藤原合戦誌記は二萬石とす、今恩榮錄、徳川實記、重修譜、石野金史、大三川志、紀年錄、一柳家系、藤原始末記、五本慶長日記、同見聞記、創業記、黒田氏圖原記三萬五千石とあるを是とす、石川貞清は古今武家盛衰記、除封録、古今城滅記、諸家興亡記、玉滴隱見十二萬石とし、大三川志、眞清、除封録、古今城滅記は貞院とす、並に皆誤なり、廢絶錄、武徳編年集、成、吉蘇志略等諸記一萬二千石貞清に作る、即ち據るべし、武徳安民記自註によれば、貞清犬山一萬二千石を食む、然れども、英濃信濃の内十萬石余の代官を務め、富有なりしといふ、池田輝政は藩翰譜、重修譜、徳川實記、太閤時代分限高、恩榮錄皆十五萬二千石とあるに従ふ、大三川志又同數に作るも一本十三萬石に作る、附註せり、太閤記、十五代史、石野余史、關原合戦誌記、武家事紀、武徳大成記、十五萬石とし、舊聞哀稿には寛永譜、池水記、貞享書上、池田家年表により又十五萬石とせり、然れども今之を採らず、田中吉政は始め長政といふ、澁州關原軍記、新慶長記、武徳大成記之を誤りて長正に作る、是ならず、石野余史十一萬石、一本十萬石、筑後守、古今武家盛衰記、新東鑑十萬五千石となすの外、家忠日記追加、太閤記、武徳大成記は五萬石とし、關原合戦誌記、太閤時代諸大名分限六萬石とす、武家事紀十萬石とし、岡崎の六萬石之を其子民部に渡し、西尾四萬石を以て隱栖の料とすといへど、重修譜によれば、民部少輔長顯(吉次の誤ならむ、後吉次に改む長顯の名重修譜に所見なし)に岡崎の封邑六萬石を襲がしめたる事實なし、戦後父子隙あり、吉次嫡を廢せられ、京師南禅寺に閉居す、慶長十四年其弟忠

嫡子となり、父吉政が封邑を繼ぐなり、今藩翰譜の所載を以てするに、天正十八年秋(一本作十五)吉政岡崎の城に移る、三萬石を加へ(一説四萬石ともいふ)六萬石を領し、是時西尾に城を修して、其子民部少輔長顯を居らしめ、分知して一萬石を領せしむ、重修譜には、是時(天正十八年十月)吉政五萬七千四百石を賜はると記すも、又西尾城分知の事實を載せず、按ふに事紀、傳を誤る、徳川十五代史、藩翰譜共に慶長元年七月封を加へて十萬石となるを記さざるは、虚漏なり、今舊聞哀稿、重修譜、徳川實記、恩榮錄、大三川志に従ふ、又藩翰譜、四家合考、太閤時代諸大名分限、恩榮錄、武家事紀、板坂卜齋覺記、尾陽雜記等吉政を以て兵部少輔とするは、續本朝通鑑に長正とすると共に誤なり。

水野忠實は慶長五年七月、堀尾吉晴を襲するの座に於て、西軍の刺客加賀野井秀望が爲に刺さる、然れ共是妻姑らく之を省かず、刈屋の遺領三萬石の地は其子勝成之を襲ぐ、關原合戦誌記二萬石に作り、重修譜四萬石とするは誤なり、今徳川實記、藩翰譜、日本戰史、恩榮錄等載する所の祿數に従ふ、堀尾忠氏は日本戰史、太閤時代諸大名分限に吉晴十二萬石に作るも誤なり、石野余史、武家事紀は吉晴を越前六萬石、忠氏濱松に於て六萬石となすも亦誤る、舊聞哀稿載する所によれば忠氏は慶長五年二月父吉晴が封濱松十二萬石を襲ひ、吉晴別に越中(越前の誤なり)府中に於て新封五萬石を受くとあり、恩榮錄に忠氏十七萬石を以て註するは父子の封知を區分せずして、單り忠氏に加ふるの誤に出づ、新東鑑には吉晴十二萬

石、外に慶長五年十萬石(或は六萬石とせり)を受くとせり、徳川實記に吉晴越前の封を併せて十八萬石とせるは新封六萬石と解すべきか、藩翰譜亦之を明記して徳川實記記載の事實と相通ず、而して襲封は關原役後とせり、今十五代史、重修譜の筆路を辿るに、關原役の當時吉晴は越前の地に在りたるもの、如く、忠氏濱松にありて本領の國務を執りたるの事實を稽え、茲には忠氏十二萬石とするを當れりとすべきか、太閤時代分限高に十一萬二千石、古今武家盛衰記に十一萬石余に作るは誤なり、堀尾家傳、大三川志、家忠日記追加、關原合戦誌記、舊聞哀稿等皆十二萬石となす、山内一豐は恩榮錄に六萬八千石余とし、日本戰史に六萬八千六百石、重修譜、徳川實記共に六萬八千石とし註するを以て、諸記殆んど相通ずと知るべし、石卵余史に中山八萬石(一本掛川五萬石)とし、武家事紀、徳川十五代史六萬石に作るは共に信ずべからず、關原合戦誌記、藩翰譜、家忠日記追加、太閤記、武徳大成記に五萬石とし記すは、天正十八年掛川五萬石の知行に更に其後數度に一萬八千石を加増したる事實を知らざるならむ、太閤時代分限高に五萬千石とし、大三川志に五萬五千石とせるは誤なり、有馬豊氏は徳川實記、日本戰史、恩榮錄、重修譜皆横須賀三萬石に作る、大三川志、關原合戦誌記三萬五千石とし、石卵余史五萬石とするは誤なり、國主城主記、十五代史に八萬石に作るは慶長五年十一月丹波福知山に轉じて六萬石を領し、七年更に父法印の遺領二萬石を相ぎたる後の加算を以てするなり、太閤時代分限高に三萬五千石とし豊正に作るも誤まる、松下重

綱は恩榮錄に遠州頭陀寺一萬六千石とあり、日本戰史一萬二千石とす、太閤時代分限高には右兵衛重綱一萬三千石とし、石卵余史に一萬石とし註するも取るに足らず、蓋し右兵衛は右兵衛尉の誤なるべしとするも、其叙任は天正十六年五月二日にして慶長三年五月石見守に改めたるなり(寛政重修譜)殊高は、舊聞哀稿、古今武家盛衰記、藩翰譜、徳川實記並に恩榮錄による、大三川志、武徳安民記に右兵衛尉吉綱久能一萬石とあるは重綱を誤りしや、今所傳を詳かにせず重綱は慶長五年役了りて久野に移る、然るに、舊聞哀稿に、寛永譜の記載に藉りて、戦前の舊領久野戦後本領を安堵し、七年常州に遷るとするも、重修譜は常陸小張に移るは八年なりとするを以て誤なり。

中村一氏知行十四萬五千石となすは日本戰史、恩榮錄、太閤時代分限高、古今武家盛衰記、新東鑑等の所載なり、太閤時代諸大名分限十四萬二千石とし、石卵余史、關原合戦誌記其名を一忠とし十四萬石に作る、藩翰譜によれば、一氏十二萬二千二百石とし、第一榮別に三萬石を食む、徳川十五代史には一榮が分を併せ、凡て十七萬石とあり、重修譜、藩翰譜共に一榮が關原役の忠節を説くも、其戦後の處置を明かにせず、爲に提封の打算に苦しむ、思ふに新東鑑、恩榮錄、日本戰史等十四萬五千石とするは戦後の録數十七萬五千石とあること、諸書皆相通ずるの事實より推度して、一榮に分てる分三萬石の處分を加増と斷じ、戦前の提封十四萬五千石の數字を打算したるには非ざるか、さらば藩翰譜の所述を藉りて、一榮が分を併

せ都て十五萬二千二百石とするを是とすべきが如し、舊聞哀稿、武家事紀には一
 策を以て一氏が家人なることを明記せり、恐らくは然らむ、事紀天正十八年の條
 下一氏を府中十八萬石となすは誤なり、又大三川志に一忠の名を以てし、北越軍
 記式部大輔に作るは是ならず、今關原軍記大成、寛永志村資良譜、慶長記略抄、重修
 譜、藩翰譜、日本戰史其他多數の諸記に従ひ式部少輔一氏とす、淺野氏は父長故、關
 原合戦誌記長正に作るは誤なり、子幸長が分を併せ、徳川實記に廿一萬五千石と
 あるも、之れ長政が甲斐に五萬五千石を領するの事實のみを知つて、近江の封邑
 五千石を加ふべきを知らざるのみ、さらば幸長が甲州の封十六萬石を加へ、凡て
 二十二萬石とせる重修譜の記載を正しとすべし、舊聞哀稿は甲斐御領主代繼に
 より、幸長二十萬石余とせり、大三川志、太閤時代諸大名分限、藩翰譜に二十一萬七
 千石とし、太閤時代分限高に廿一萬四千石、十五代史二十四萬石、武家事紀に幸長
 二十五萬石とせるは祿數を誤る、古今武家盛衰記十一萬四千石に作るも、按ふに
 二十一萬四千石とするの刊謬ならむ、戸田藤次は重修譜に又高次に作るとせり、
 大三川志、關東入國知行割忠次に書けるは其父を誤るなり、大久保忠勝は武家事
 紀、太閤時代諸大名分限、石卯余史、日本戰史、恩榮錄、新東鑑に四萬五千石とあれど、
 茲には重修譜、續撰武家補任により六萬五千石とするを可とす、所以は、文祿三年
 父忠世の遺領を併せ、自家の舊領二萬石を加ふるを以てなり、藩翰譜亦之に應ず、
 大三川志には忠世四萬石、忠勝一萬石、家忠日記追加に忠世四萬五千石、忠勝一萬

石とし、武徳大成記忠勝一萬石、寛永譜、貞享書上、忠勝七萬石とするも皆誤なり、又
 武徳大成記、武家事紀、藩翰譜等諸記治部大輔に作り、舊聞哀稿に寛永譜、家忠日記
 を引用して大輔とするは探らず、今重修譜、續撰武家補任の記載に従ふ、青山忠成
 が知行は武徳大成記、近代諸士傳略、關東入國知行割、藩翰譜、舊聞哀稿、五本譜、原日
 記五千石とし作ると雖、重修譜に據れば更に文祿二年近江の内朝宿邑二千石を
 加へ、都て七千石とすべきものなり、恩榮錄、日本戰史は祿數重修譜に等しく作る
 も、徳川實記は更に天正十九年五千石の加恩を明記するを以て、正に一萬二千石
 とすべきが如し、寛永譜、續撰武家補任又中郡五千石に作る、内藤清成は大三川志、
 家忠日記追加に彌三郎清成を以て誌すも、茲には正しからず、寛政の呈請亦修理
 亮の叙任を以て慶長八年となせど重修譜、舊聞哀稿には文祿三年の事とせり、今
 之に従ふ、貞享書上に、房州勝山二萬石とするは正しからず、又封内廣狹錄に是時
 己に三萬石所領とするも是ならず、續撰武家補任、重修譜、徳川實記其他による、土
 屋忠直は藩翰譜に三千石とあるも、徳川實記は其後相州布施千石の加封を記す
 を以て、併せて都て四千石と成る、藩封譜は更に慶米三百俵給付の事實を記載す
 るも詳かならず、重修譜、日本戰史、恩榮錄千石とす、徳川實記は駿府政事談、寛永系
 圖、藩翰譜を引き、其推蔽の迹を明かにせるを以て此説稍、頼るべきに似たり、松平
 忠吉は濱州關原軍記、源流總貫、大三川志等祿數異同あり、今諸國高敷記、諸國高附、
 徳川實記、藩翰譜、關原合戦誌記、武家事紀、大三川志、武徳安民記、古今減減記等併せ